

レンダリング業界活性化・合理化調査

—平成18年度 畜産副産物需給安定体制整備事業—

平成19年3月

社団法人 日本畜産副産物協会
財団法人 政策科学研究所

はじめに

レンダリング業界は、BSE発生後の牛肉骨粉等の使用禁止にともない畜種別の分離処理ラインの整備を推進し、各レンダラーは豚と鶏の肉骨粉の利用に一定の成果を得ることとなった。この整備に対応できていないレンダラーもあることから、今後のレンダリング処理とその製品の有効利用において課題を抱えている。また、整備を実施したレンダラーにおいても、複数ラインによる経費増大による効率化等の課題がある。

このため、本調査では（社）日本畜産副産物協会のレンダリング部門を有する会員に対して、ライン整備による採算性と今後の見通しや、ライン未整備での事業状況と今後の見通しについてアンケート調査等により実情を把握し、レンダリング業界の活性化と合理化に資することを目的とする。

この調査では、1部のレンダリング業界の活性化・合理化に関する意向調査と2部のレンダリング業界の活性化・合理化手法調査に分け、前者はアンケート調査結果を取りまとめたものであり、後者は活性化・合理化に利用できる中小企業施策を主に取りまとめたものである。

本報告書は「平成18年度 畜産副産物需給安定体制整備事業」の一環として、（社）日本畜産副産物協会が（財）政策科学研究所に委託して実施したもので、調査の取りまとめは義村利秋が担当した。

本調査の実施において、（社）日本畜産副産物協会会員のレンダリング業界の方々にご協力・ご指導をいただき、ここに厚くお礼申し上げる次第である。

平成19年3月

社団法人 日本畜産副産物協会
財団法人 政策科学研究所

目 次

はじめに

第1部 レンダリング業界の活性化・合理化に関する意向調査	1
1 意向調査の概要	1
1.1 調査の目的	1
1.2 対象企業と調査方法	1
2 回答企業の概要	2
2.1 レンダリング業の業務状況	2
2.2 レンダリング業の組織と所在地	5
2.3 レンダリング業の売上高、生産量、従業員数	7
3 会社の経営状況	18
3.1 BSE発生前と現在の採算	18
3.2 長期的な採算見通し	21
3.3 レンダリング設備の大規模修繕や新規設備投資	24
4 今後のレンダリング業の経営	28
4.1 今後のレンダリング業の経営の見通し	28
4.2 レンダリング業の経営の相談	33
4.3 活性化・合理化の推進内容	36
5 相談や要望について	37
5.1 相談したいこと	37
5.2 相談するときの要望	38
5.3 レンダリング業界の活性化・合理化への意見	42
第2部 レンダリング業界の活性化・合理化手法調査	44
1 活性化・合理化の基本的な手法	44
2 中小企業施策の概要	45
2.1 中小企業基本法の概要	45
2.2 中小企業関連法	50
2.3 中小企業施策の具体的な構成	52
2.4 中小企業施策と活性化・合理化	54
3 中小企業施策とレンダリング業活性化	62
3.1 中小企業のものづくり支援	62
3.2 新連携支援	63
3.3 経営革新と経営基盤強化の支援	64
3.4 技術革新・IT化支援	65
4 中小企業施策とレンダリング業合理化	66
4.1 中小企業の再生支援	66
4.2 小規模企業支援	72
4.3 連携・共同化の推進	83

5 中小企業施策の相談	96
6 中小企業近代化促進法の趣旨を受け継ぐ制度について	97
7 レンダリング業自らの合併等による合理化	98
資料 レンダリング業界の活性化・合理化についての意向調査票	101

第1部 レンダリング業界の活性化・合理化についての意向調査

1 意向調査の概要

1. 1 調査の目的

レンダリング業界は、BSE発生以降のライン整備事業などにより経営状況や環境が大きく変化してきており、レンダリング業各社の対応も様々で、経営的にBSE発生前と遜色なく継続している企業もあれば、原料の不足や混合状態で苦慮している企業もあり、今後のレンダリング業界において適切に対処することが必要となっている。

このため、各企業の経営と活性化・合理化についての具体的な意向を調査し、今後、(社)日本畜産副産物協会として各企業の対応へ協力する方向を検討することを目的とする。

1. 2 対象企業と調査方法

(1) 調査対象企業

本意向調査の対象とした企業は、(社)日本畜産副産物協会のレンダリング部門の会員企業であり、企業数は102社である。

(2) 調査項目

本意向調査における主な調査項目は次のようになる。

(1) レンダリング業の業務状態

- 1) 専業と主業・副業
- 2) 副業の業種
- 3) レンダリング製造の組織
- 4) 主たる会社の所在地
- 5) レンダリング製造部門の売上高
- 6) レンダリング製造の月平均生産量
- 7) レンダリング部門の従業員数

(2) 会社の経営状況

- 1) BSE発生前と現在と比べた採算
- 2) 長期的な採算の見通し
- 3) レンダリング設備への大規模修繕や新規投資
- 4) 設備投資をした設備の種類

(3) 今後のレンダリング業の経営

- 1) 経営の存続、活性化・合理化の状況
- 2) レンダリング業の経営における相談
- 3) 活性化・合理化の推進内容

(4) 相談や要望について

- 1) 相談したい内容
- 2) 相談するときの要望

(3) 調査方法

郵送法による配布留め置き・返送回収による。

(4) 回収率

回収数は71社であり、そのうち有効回答数は67社である。回収率は前者で69.6%、後者の有効回答率で65.7%となる。無効となった4社は、レンタルリング業を現在は実施していないとする企業である。

2 回答企業の概要

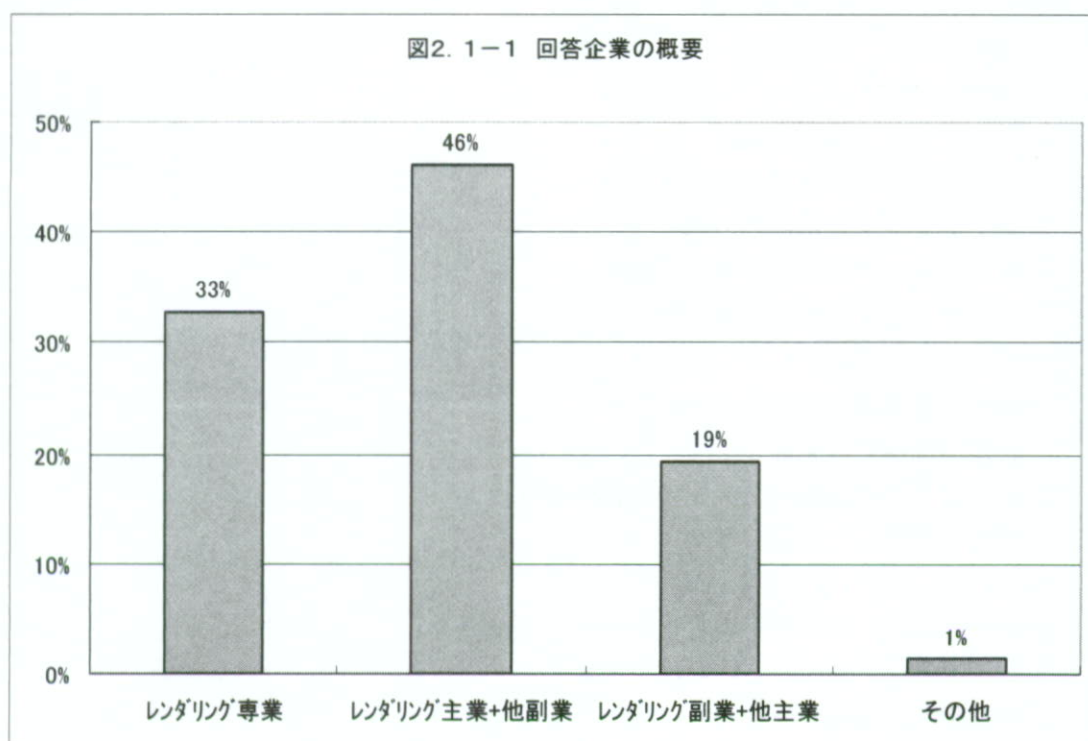
2.1 レンダリング業の業務状態

(1) 専業と主業・副業

回答企業67社の専業と主業・副業の状態については、「レンタルリング業の専業」が33%、「レンタルリング業が主業で、他に副業をしている」が46%、「レンタルリング業以外の業が主業で、レンタルリング業は副業である」が19%、「その他」が1%である。

表2. 1-1 回答企業の概要

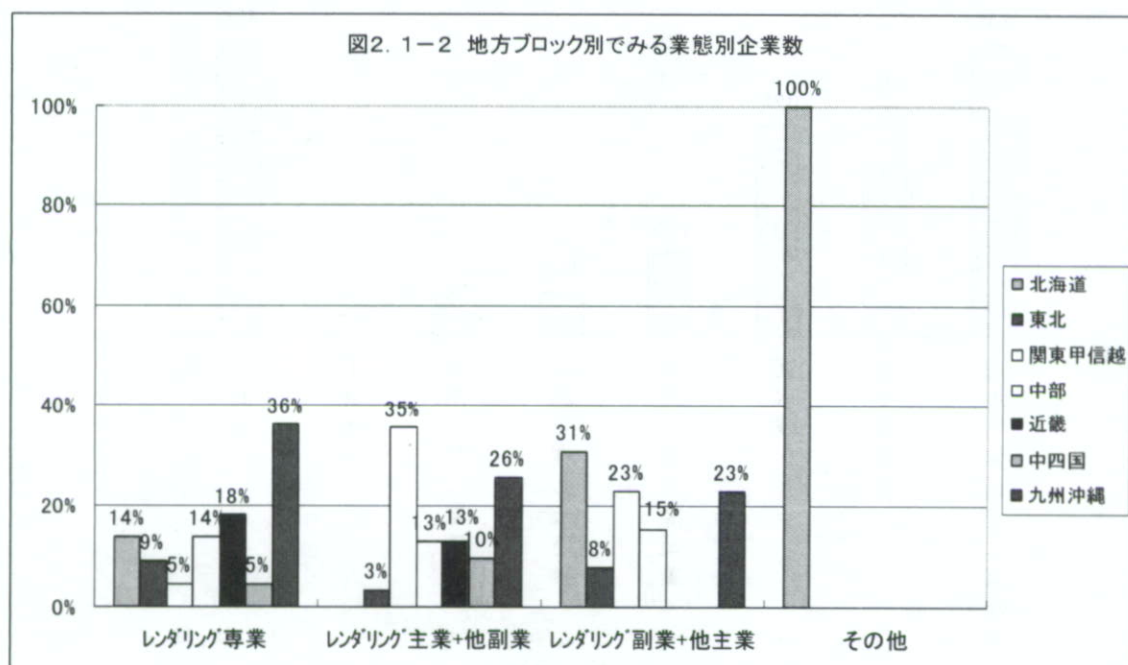
レンタルリング 専業	レンタルリング 主業+他副業	レンタルリング 副業+他主業	その他	合計
22 33%	31 46%	13 19%	1 1%	67 100%



業務状態を地方ブロック別でみると、レンタル業で多いのは九州沖縄の 36%、近畿の 18%、北海道と中部の 14%であり、レンタル主業では関東甲信越の 35%、九州沖縄の 26%、中部と近畿がともに 13%である。レンタル副業では北海道の 31%、関東甲信越と九州沖縄がともに 23%などとなっている。

表 2. 1-2 地方ブロック別でみる業態別企業数

	北海道	東北	関東 甲信越	中部	近畿	中四国	九州 沖縄	計	全国
レンタル 専業	3 14%	2 9%	1 5%	3 14%	4 18%	1 5%	8 36%	22 100%	22 33%
レンタル 主業+他副業		1 3%	11 35%	4 13%	4 13%	3 10%	8 26%	31 100%	31 46%
レンタル 副業+他主業	4 31%	1 8%	3 23%	2 15%	- -	- -	3 23%	13 100%	13 20%
その他	1 100%	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 100%	1 1%
合計	8 12%	4 6%	15 22%	9 13%	8 12%	4 6%	19 28%	67 100%	67 100%



(2) 主業と副業の業種

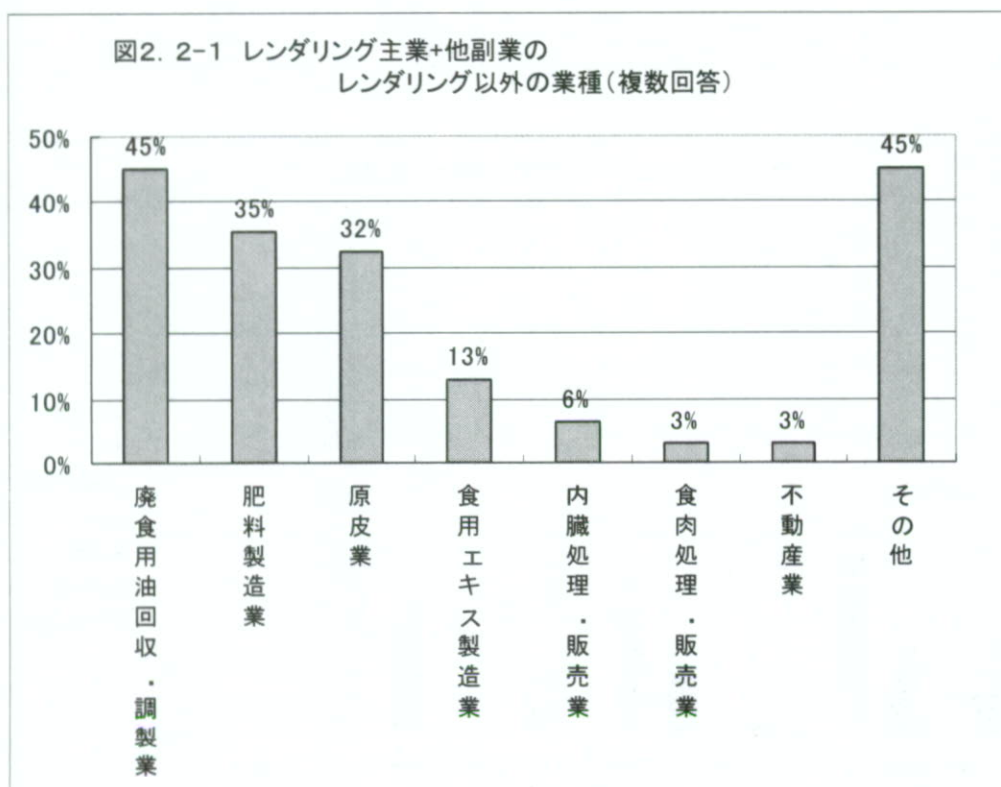
1) レンダリグ主業で他に副業

レンタルが主業で他に副業があるとする 31 社の副業の業種は、「廃食用油回収・調製業」が 45%、「肥料製造業」が 35%、「原皮業」が 32%、「食用エキス製造業」が 13%、「内臓処理・販売業」が 6%、「食肉処理・販売業」と「不動産業」がともに 3%である。「その他」は 45%となるが、その主な業種は産業廃棄物処理業・一般廃棄物処理業が 3

件、飼料製造が3件、油脂加工が2件、ペットフード製造、倉庫業、健康食品製造、養豚等農業、食品問屋などが1件ずつである。

表2. 2-1 レンダリング主業+他副業
レンダリング以外の業種（複数回答）

	レンダリング主業+他副業	
廃食用油回収・調製業	14	45%
肥料製造業	11	35%
原皮業	10	32%
食用エキス製造業	4	13%
内臓処理・販売業	2	6%
食肉処理・販売業	1	3%
不動産業	1	3%
その他	14	45%
回答企業数	31	100%



2) レンダリング副業で他が主業

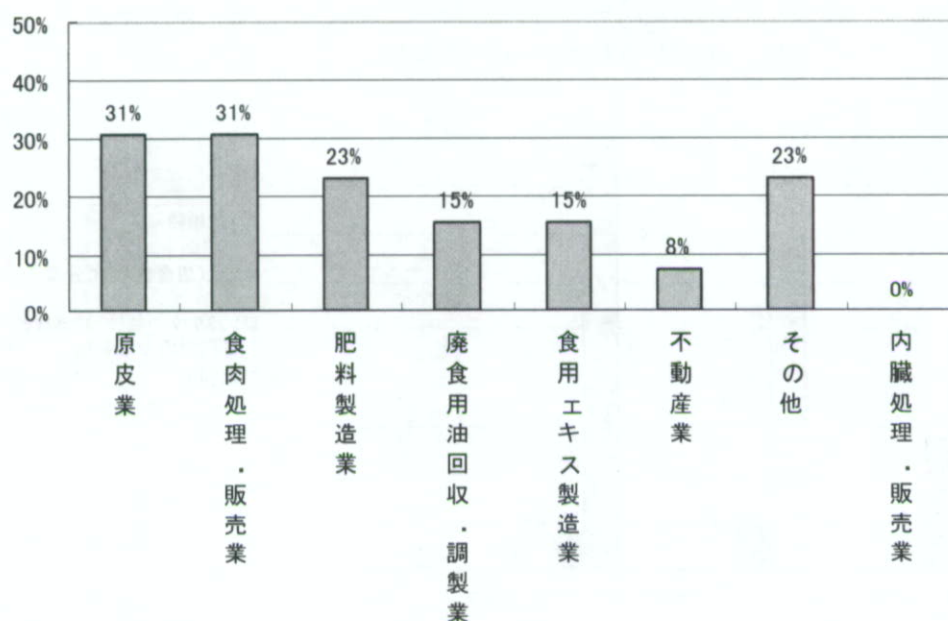
レンダリングが副業で他が主業とする13社の主業の業種は、「原皮業」と「食肉処理・販売業」がともに31%であり、次いで「肥料製造業」が23%となり、「廃食用油回収・調製業」と「食用エキス製造業」がともに15%で、「不動産業」が8%、「その他」が23%である。その他の業種はペットフード製造、農業事業、食用油脂販売である。

表2. 2-2 レンダリング副業+他主業

レンダリング以外の業種（複数回答）

	レンダリング副業+他主業	
原皮業	4	31%
食肉処理・販売業	4	31%
肥料製造業	3	23%
廃食用油回収・調製業	2	15%
食用エキス製造業	2	15%
不動産業	1	8%
内臓処理・販売業	0	0%
その他	3	23%
回答企業数	13	100%

図2. 2-2 レンダリング副業+他主業の
レンダリング以外の業種（複数回答）



2. 2 レンダリング業の組織と所在地

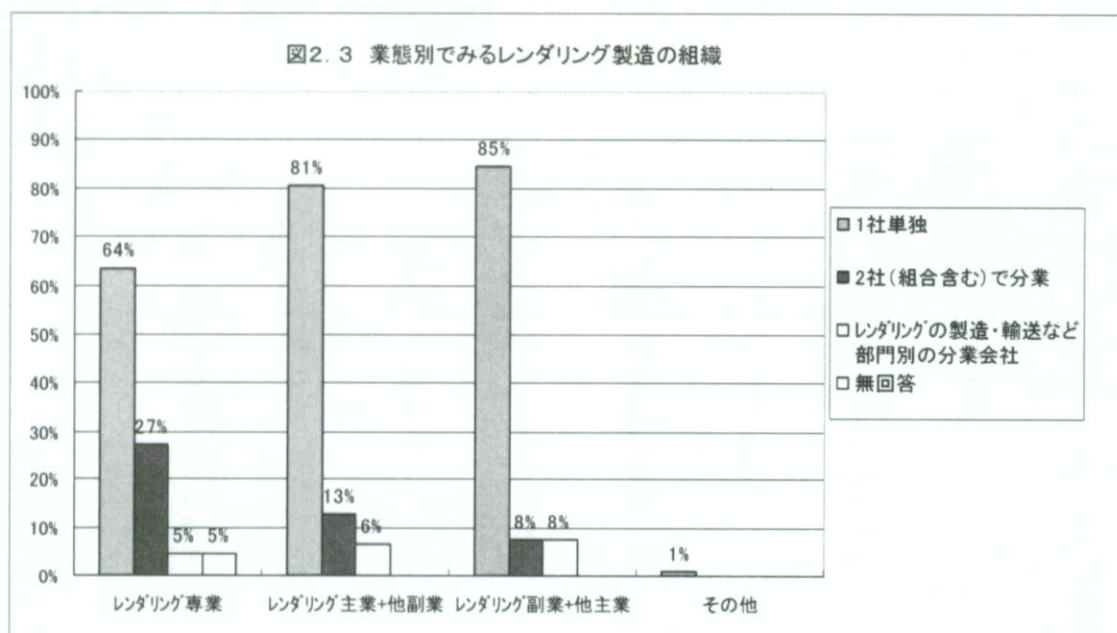
(1) レンダリング製造の組織

レンダリング製造の組織としては様々な形態が想定されるが、ここでは3つの形態でみると「1社単独」が75%、「2社（組合含む）で分業」が16%、「レンダリングの製造・輸送など部門別の分業会社」が6%となる。

業態別にみると、レンダリング専業は「1社単独」の64%、「2社」の27%で、レンダリング主業は「1社単独」の81%、「2社」の13%となり、レンダリング副業は「1社単独」の85%、「2社」の8%である。主業や副業は1社単独が大多数を占めるが、専業は2社体制の割合が多くなっている。

表2. 3 業態別でみるレンタルリング製造の組織

	1社単独	2社(組合含む) で分業	レンタルリングの製造・ 輸送など部門別の 分業会社	無回答	合計
レンタルリング 専業	14 64%	6 27%	1 5%	1 5%	22 100%
レンタルリング 主業+他副業	25 81%	4 13%	2 6%	- -	31 100%
レンタルリング 副業+他主業	11 85%	1 8%	1 8%	- -	13 100%
その他	1 100%	- -	- -	- -	1 100%
合計	51 76%	11 16%	4 6%	1 1%	67 100%

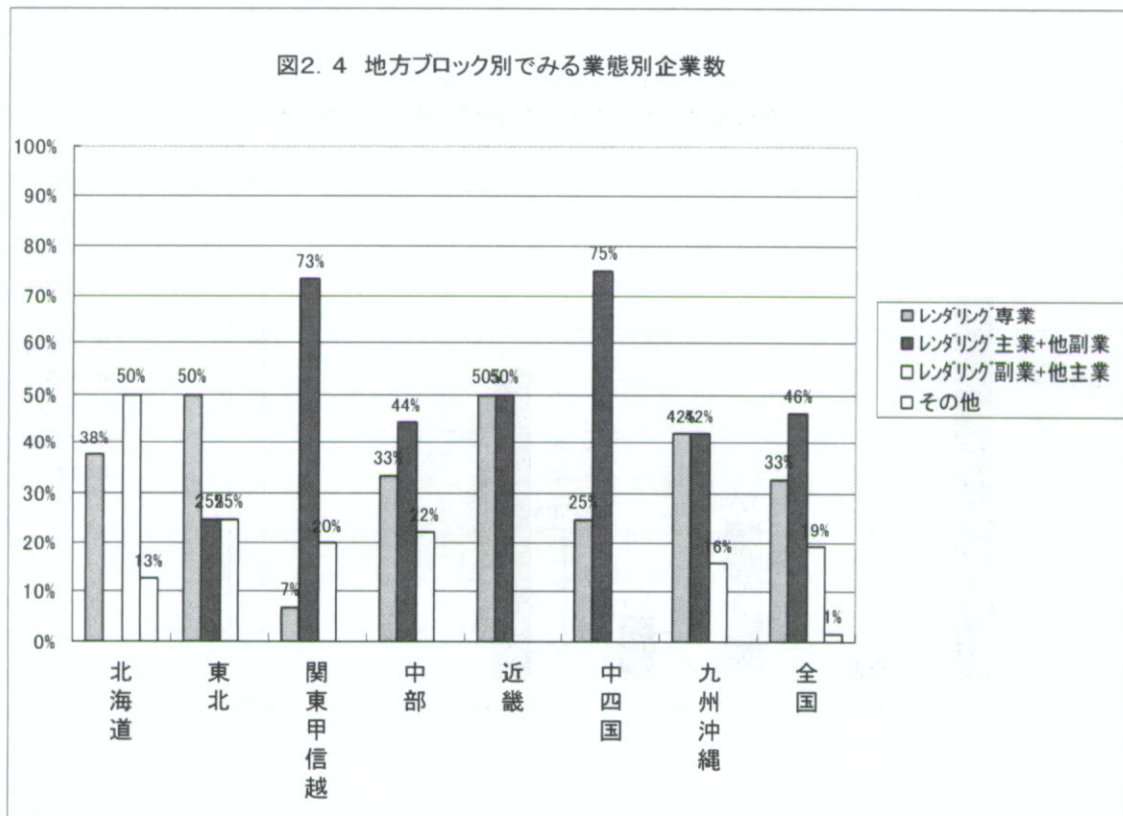


(2) 主となる会社の所在地

上記で主となる会社の所在地を多い順にみると、「九州沖縄」が28%、「関東甲信越」が22%、「中部」が13%、「北海道」と「近畿」がともに12%、「東北」と「中四国」がともに6%である。地方ブロック別では北海道は、「レンタルリング専業」の38%と「レンタルリング副業」の50%と2分され、東北は3業態があり、関東甲信越は「レンタルリング主業」が73%と多くを占める。中部は3業態あるが「レンタルリング主業」が44%となり、近畿は「レンタルリング専業」と「レンタルリング主業」に2分されている。中四国は「レンタルリング主業」が75%を占め、九州沖縄は3業態あるが「レンタルリング専業」と「レンタルリング主業」がともに42%となる。

表2. 4 地方ブロック別でみる業態別企業数

	北海道	東北	関東 甲信越	中部	近畿	中四国	九州沖縄	全国
レンタル 専業	3 38%	2 50%	1 7%	3 33%	4 50%	1 25%	8 42%	22 33%
レンタル 主業+他副業	- -	1 25%	11 73%	4 44%	4 50%	3 75%	8 42%	31 46%
レンタル 副業+他主業	4 50%	1 25%	3 20%	2 22%	- -	- -	3 16%	13 19%
その他	1 13%	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 1%
合計	8 100%	4 100%	15 100%	9 100%	8 100%	4 100%	19 100%	67 100%
会社の所在地の 地方ブロック別割合	(12%)	(6%)	(22%)	(13%)	(12%)	(6%)	(28%)	(100%)



2. 3 レンダリング業の売上高、生産量、従業員数

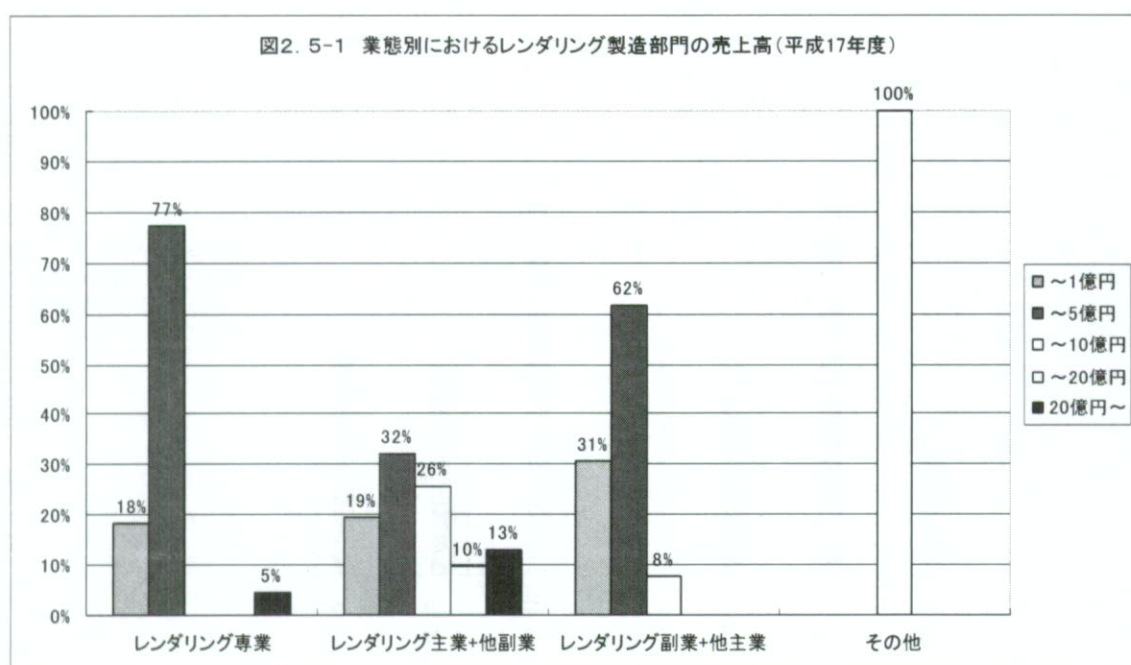
(1) レンダリング製造部門の平成 17 年度売上高

回答企業のレンタルリング製造部門の平成 17 年度売上高は、「～ 1 億円」が 21%、「～ 5 億円」が 52%、「～10 億円」が 15%、「～20 億円」が 4%、「20 億円～」が 7%であり、5 億円未満が 73%と半数以上を占めている。

業態別にみると、レンタルリング専業は「～1億円」の18%、「～5億円」の77%、「20億円～」の5%で5億円未満が95%とほとんどを占め、レンタルリング主業は各売上高の区分に分散しており、レンタルリング副業は5億円未満が専業と同様に93%を占めている。

表2. 5-1 業態別におけるレンタルリング製造部門の売上高（平成17年度）

	～1億円	～5億円	～10億円	～20億円	20億円～	合計
レンタルリング専業	4 18%	17 77%	－ －	－ －	1 5%	22 100%
レンタルリング主業+他副業	6 19%	10 32%	8 26%	3 10%	4 13%	31 100%
レンタルリング副業+他主業	4 31%	8 62%	1 8%	－ －	－ －	13 100%
その他	－ －	－ －	1 100%	－ －	－ －	1 100%
合計	14 21%	35 52%	10 15%	3 4%	5 7%	67 100%



地方ブロック別に売上高をみると、北海道は「～5億円」の88%、「～10億円」の13%となり5億円未満がほとんどであり、東北では「～5億円」の50%、「～20億円」と「20億円～」がともに25%となっている。関東甲信越は「～1億円」と「～5億円」がともに33%で、「～10億円」の13%、「～20億円」の7%、「20億円～」の13%と分散している。

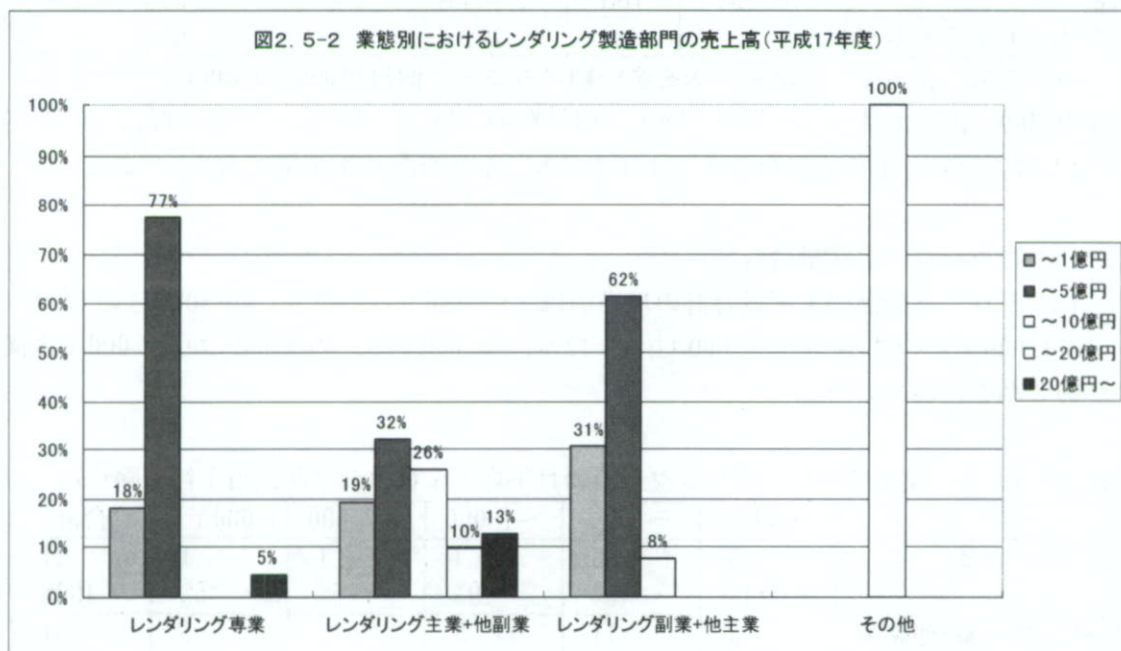
中部では「～1億円」と「～5億円」がともに44%、「～10億円」の11%で5億円未満が大半を占め、近畿は「～1億円」の13%、「～5億円」の75%、「～10億円」の13%で1億円以上5億円未満が大半を占めている。

中四国は「～5億円」の75%、「～10億円」の25%で、九州沖縄は「～1億円」の21%、

「～5 億円」の42%、「～10 億円」の21%、「～20 億円」の5%、「20 億円～」の11%と分散しているが5 億円未満が60%以上ある。

表2. 5-2 地方ブロック別でみる売上高

	～1 億円	～5 億円	～10 億円	～20 億円	20 億円～	合計
北海道	-	7	1	-	-	8
	-	88%	13%	-	-	100%
東北	-	2	-	1	1	4
	-	50%	-	25%	25%	100%
関東甲信越	5	5	2	1	2	15
	33%	33%	13%	7%	13%	100%
中部	4	4	1	-	-	9
	44%	44%	11%	-	-	100%
近畿	1	6	1	-	-	8
	13%	75%	13%	-	-	100%
中四国	-	3	1	-	-	4
	-	75%	25%	-	-	100%
九州沖縄	4	8	4	1	2	19
	21%	42%	21%	5%	11%	100%
全国	14	35	10	3	5	67
	21%	52%	15%	4%	7%	100%



(2) 平成17年度のレンダリング製造の月平均生産量

1) 生産量の合計

回答企業の平成17年度レンダリング製造の月平均生産量を合計すると、5.2万tとなりその内訳を多い順にみると飼料用油脂の1.3万tが最も多く、他の品目は1万t以下である。その中でも肉骨粉の9千t、チキンミールの6千t、続いて牛脂、豚脂の6千t、

フェザーミールの 4 千 t などが主な品目となる。油脂の生産量に比べ、蛋白系の製品は肉骨粉の生産量が多いものの他の品目に分割して生産され、飼料用油脂・牛脂・豚脂のようにまとまった生産量にまで拡大していないとみられる。

表 2. 6-1 平成 17 年度のレンダリング製造の月平均生産量

区分	合計数量 (t)	平均数量 (t)	回答企業数
食用油脂	牛脂	5,809.0 11%	181.5 7% 32 48%
	豚脂	5,903.4 11%	173.6 7% 34 51%
	鶏脂	432.8 1%	108.2 4% 4 6%
飼料用油脂	13,062.5 25%	408.2 16%	32 48%
工業用油脂	2,398.0 5%	159.9 6%	15 22%
蒸製骨粉	1,166.0 2%	97.2 4%	12 18%
チキンミール	6,265.0 12%	368.5 15%	17 25%
ポークミール	1,113.0 2%	123.7 5%	9 13%
フェザーミール	3,621.3 7%	226.3 9%	16 24%
ポーク・チキン 混合ミール	2,451.4 5%	204.3 8%	12 18%
肉骨粉 (補助事業)	8,832.7 17%	215.4 9%	41 61%
肉粉・血粉 (補助事業)	1,071.8 2%	67.0 3%	16 24%
その他	171.0 0%	171.0 7%	1 1%
非該当	-	-	1 1%
合計	52,297.9 100%	2,504.8 100%	67 100%
一社当たりの平均数量	-	792.4	66

回答企業 1 社当たり生産量内訳を多い順にみると、飼料用油脂の 408 t、チキンミールの 369 t、フェザーミールの 226 t、肉骨粉の 215 t、ポーク・チキン混合ミールの 204 t 等となり、その合計は 2.5 千 t であるが、1 社当たり生産量は 800 t である。

2) 1 社当たりの生産量合計

レンダリング製品の生産量合計の規模別は、「～100 t」の 20%、「～500 t」の 35%、「～1,000 t」の 24%、「～3,000 t」の 12%、「3,000 t～」の 9% となり 1,000 t 未満が約 8 割を占めている。

表 2. 6-2 業態別のレンダリング製造の月平均生産量合計 (非該当 1 社を除く)

	～100 t	～500	～1,000	～3,000	3,000 t～	合計
レンダリング 専業	5 24%	10 48%	4 19%	1 5%	1 5%	21 100%
レンダリング 主業+他副業	3 10%	11 35%	5 16%	7 23%	5 16%	31 100%
レンダリング 副業+他主業	5 38%	2 15%	6 46%	- -	1 8%	13 100%
その他	- -	- -	1 100%	- -	- -	1 100%
合計	13 20%	23 35%	16 24%	8 12%	6 9%	66 100%

3) 牛脂の生産量

牛脂の生産量の規模別は、「～50 t」の31%、「～100 t」の19%、「～200 t」の13%、「～500 t」の28%、「500 t～」の9%となる。

表2. 6-3 業態別における食用油脂（牛脂）の月平均生産量

	～50 t	～100	～200	～500	500 t～	合計
レタリング 専業	2 33%	1 17%	1 17%	2 33%	- -	6 100%
レタリング 主業+他副業	6 32%	3 16%	2 11%	5 26%	3 16%	19 100%
レタリング 副業+他主業	2 33%	2 33%	- -	2 33%	- -	6 100%
その他	- -	- -	1 100%	- -	- -	1 100%
合計	10 31%	6 19%	4 13%	9 28%	3 9%	32 100%

4) 豚脂の生産量

豚脂の生産量の規模別は、「～50 t」の26%、「～100 t」の24%、「～200 t」の18%、「～500 t」の24%、「500 t～」の9%となる。

表2. 6-4 業態別における食用油脂（豚脂）の月平均生産量

	～50 t	～100	～200	～500	500 t～	合計
レタリング 専業	3 60%	2 40%	- -	- -	- -	5 100%
レタリング 主業+他副業	3 16%	2 11%	5 26%	7 37%	2 11%	19 100%
レタリング 副業+他主業	3 33%	3 33%	1 11%	1 11%	1 11%	9 100%
その他	- -	1 100%	- -	- -	- -	1 100%
合計	9 26%	8 24%	6 18%	8 24%	3 9%	34 100%

5) 鶏脂の生産量

鶏脂の生産量の規模別は、「～100 t」と「100 t～」に区部されともに50%となる。

表2. 6-5 業態別における食用油脂（鶏脂）の月平均生産量

	～100 t	100 t～	合計
レタリング 専業	1 50%	1 50%	2 100%
レタリング 主業+他副業	- -	1 100%	1 100%
レタリング 副業+他主業	1 100%	- -	1 100%
合計	2 50%	2 50%	4 100%

6) 飼料用油脂の生産量

飼料用油脂の生産量の規模別は、「～100 t」の19%、「～200 t」の22%、「～500 t」の31%、「～1,000」の19%、「1,000 t～」の9%となる。

表2. 6-6 業態別における飼料用油脂の月平均生産量

	～100 t	～200	～500	～1,000	1,000 t～	合計
レタリング 専業	2 22%	3 33%	3 33%	- -	1 11%	9 100%
レタリング 主業+他副業	1 6%	4 24%	4 24%	6 35%	2 12%	17 100%
レタリング 副業+他主業	3 60%	- -	2 40%	- -	- -	5 100%
その他	- -	- -	1 100%	- -	- -	1 100%
合計	6 19%	7 22%	10 31%	6 19%	3 9%	32 100%

7) 工業用油脂の生産量

工業用油脂の生産量の規模別は、「～50 t」の20%、「～100 t」の33%、「100 t～」の47%となる。

表2. 6-7 業態別における工業用油脂の月平均生産量

	～50 t	～100	100 t～	合計
レタリング 専業	- -	3 75%	1 25%	4 100%
レタリング 主業+他副業	3 33%	2 22%	4 44%	9 100%
レタリング 副業+他主業	- -	- -	1 100%	1 100%
その他	- -	- -	1 100%	1 100%
合計	3 20%	5 33%	7 47%	15 100%

8) 蒸製骨粉の生産量

蒸製骨粉の生産量の規模別は、「～50 t」の33%、「～100 t」の25%、「100 t～」の42%となる。

表2. 6-8 業態別における蒸製骨粉の月平均生産量

	～50 t	～100	100 t～	合計
ｲﾝﾀﾞﾘﾝｸﾞ 専業	-	1	1	2
	-	50%	50%	100%
ｲﾝﾀﾞﾘﾝｸﾞ 主業+他副業	3	1	3	7
	43%	14%	43%	100%
ｲﾝﾀﾞﾘﾝｸﾞ 副業+他主業	1	1	1	3
	33%	33%	33%	100%
合計	4	3	5	12
	33%	25%	42%	100%

9) チキンミールの生産量

チキンミールの生産量の規模別は、「～150 t」の29%、「～500 t」の41%、「500 t～」の29%となる。

表2. 6-9 業態別におけるチキンミールの月平均生産量

	～150 t	～500	500 t～	合計
ｲﾝﾀﾞﾘﾝｸﾞ 専業	1	3	1	5
	20%	60%	20%	100%
ｲﾝﾀﾞﾘﾝｸﾞ 主業+他副業	3	3	4	10
	30%	30%	40%	100%
ｲﾝﾀﾞﾘﾝｸﾞ 副業+他主業	1	1	-	2
	50%	50%	-	100%
合計	5	7	5	17
	29%	41%	29%	100%

10) ポークミールの生産量

ポークミールの生産量の規模別は、「～100 t」の56%、「100 t～」の44%となる。

表2. 6-10 業態別におけるポークミールの月平均生産量

	～100 t	100 t～	合計
ｲﾝﾀﾞﾘﾝｸﾞ 主業+他副業	3	1	4
	75%	25%	100%
ｲﾝﾀﾞﾘﾝｸﾞ 副業+他主業	2	3	5
	40%	60%	100%
合計	5	4	9
	56%	44%	100%

11) フェザーミールの生産量

フェザーミールの生産量の規模別は、「～100 t」と「～300 t」がともに31%、「300

t～」が38%となる。

表2. 6-11 業態別におけるフェザーミールの月平均生産量

	～100 t	～300	300 t～	合計
レタリング 専業	1 17%	2 33%	3 50%	6 100%
レタリング 主業+他副業	4 40%	3 30%	3 30%	10 100%
合計	5 31%	5 31%	6 38%	16 100%

12) ポーク・チキン混合ミールの生産量

ポーク・チキン混合ミールの生産量の規模別は、「～100 t」の33%、「～200 t」と「～400 t」がともに25%、「400 t～」の17%である。

表2. 6-12 業態別におけるポーク・チキン混合ミールの月平均生産量

	～100 t	～200	～400	400 t～	合計
レタリング 専業	- -	1 50%	- -	1 50%	2 100%
レタリング 主業+他副業	3 38%	2 25%	2 25%	1 13%	8 100%
レタリング 副業+他主業	1 50%	- -	1 50%	- -	2 100%
合計	4 33%	3 25%	3 25%	2 17%	12 100%

13) 肉骨粉の生産量

肉骨粉の生産量の規模別は、「～50 t」の22%、「～100 t」の20%、「～200 t」の27%、「～550 t」の22%、「550 t～」の10%である。

表2. 6-13 業態別における肉骨粉（補助事業）の月平均生産量

	～50 t	～100	～200	～550	550 t～	合計
レタリング 専業	4 31%	2 15%	4 31%	3 23%	- -	13 100%
レタリング 主業+他副業	4 20%	2 10%	5 25%	5 25%	4 20%	20 100%
レタリング 副業+他主業	1 14%	4 57%	2 29%	- -	- -	7 100%
その他	- -	- -	- -	1 100%	- -	1 100%
合計	9 22%	8 20%	11 27%	9 22%	4 10%	41 100%

14) 肉粉・血粉の生産量

肉粉・血粉の生産量の規模別は、「～50 t」の50%、「～100 t」と「100 t～」がともに25%である。

表2. 6-14 業態別における肉粉・血粉（補助事業）の月平均生産量

	～50 t	～100	100 t～	合計
レンタル 専業	2 67%	1 33%	- -	3 100%
レンタル 主業+他副業	5 45%	3 27%	3 27%	11 100%
レンタル 副業+他主業	1 50%	- -	1 50%	2 100%
合計	8 50%	4 25%	4 25%	16 100%

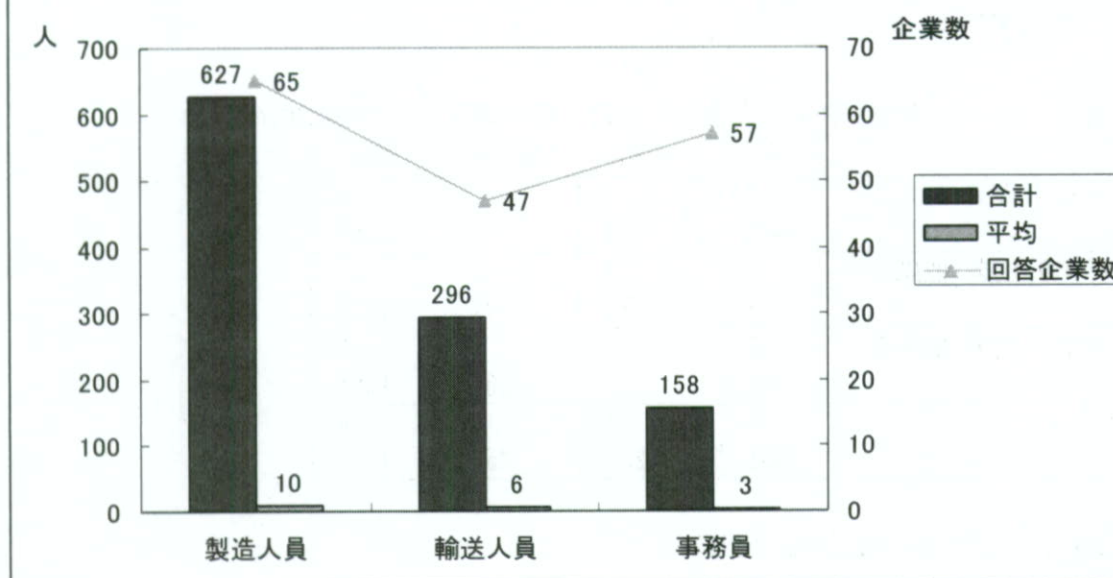
(3) レンダリング部門の従業員数

レンダリング部門の従業員数（臨時雇用を含む）は、回答企業の合計が1千人となり職種別では製造人員が58%、輸送人員が27%、事務員が15%である。

表2. 7-1 レンダリング部門の従業員数（臨時雇用も含む）

	合計	平均	回答企業数
製造人員	627 58%	10 60%	65 97%
輸送人員	296 27%	6 39%	47 70%
事務員	158 15%	3 17%	57 85%
合計	1,081 100%	16 100%	67 100%

図2. 7-1 レンダリング部門の従業員数(臨時雇用も含む)



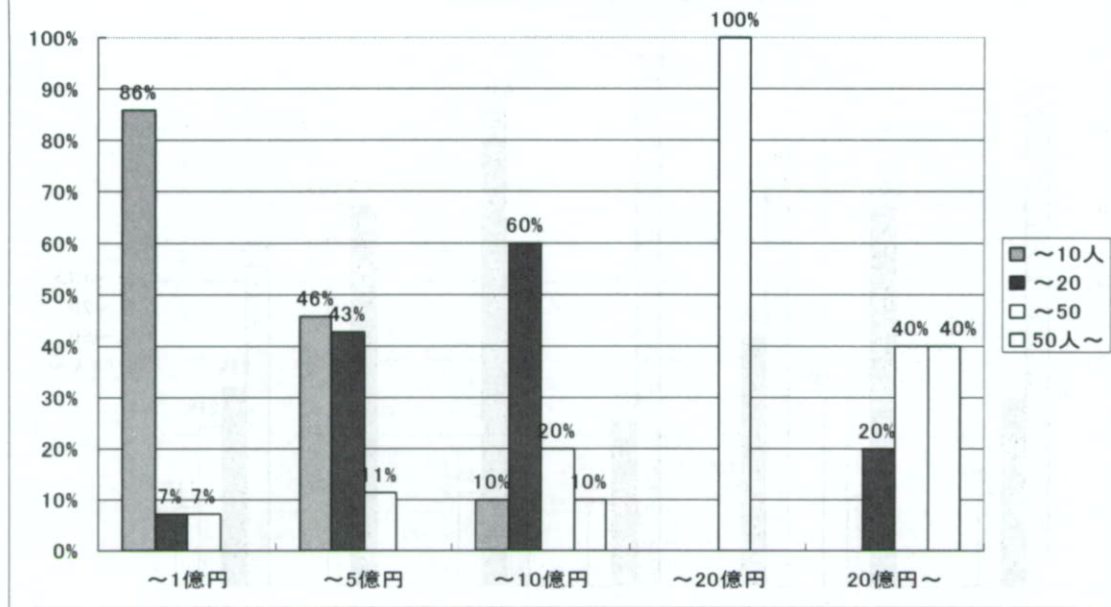
従業員数の合計を区分すると、「～10人」の43%、「～20人」の34%、「～50人」の18%、「50人～」の4%となる。

売上高別での特徴は、「～1億円」に「～10人」の86%があり、「～5億円」は「～10人」の46%と「～20人」の43%で合計は89%となる。「～10億円」は「～10人」の10%、「～20人」の60%、「～50人」の20%、「50人～」の10%とで分散している。「～20億円」は「～50人」のみであり、「20億円～」は「～10人」の20%、「～50人」と「50人～」がともに40%である。

表2. 7-2 売上高別でみる従業員数合計

	～10人	～20	～50	50人～	合計
～1億円	12 86%	1 7%	1 7%	-	14 100%
～5億円	16 46%	15 43%	4 11%	-	35 100%
～10億円	1 10%	6 60%	2 20%	1 10%	10 100%
～20億円	-	-	3 100%	-	3 100%
20億円～	-	1 20%	2 40%	2 40%	5 100%
合計	29 43%	23 34%	12 18%	3 4%	67 100%

図2. 7-2 売上高別でみる従業員数合計

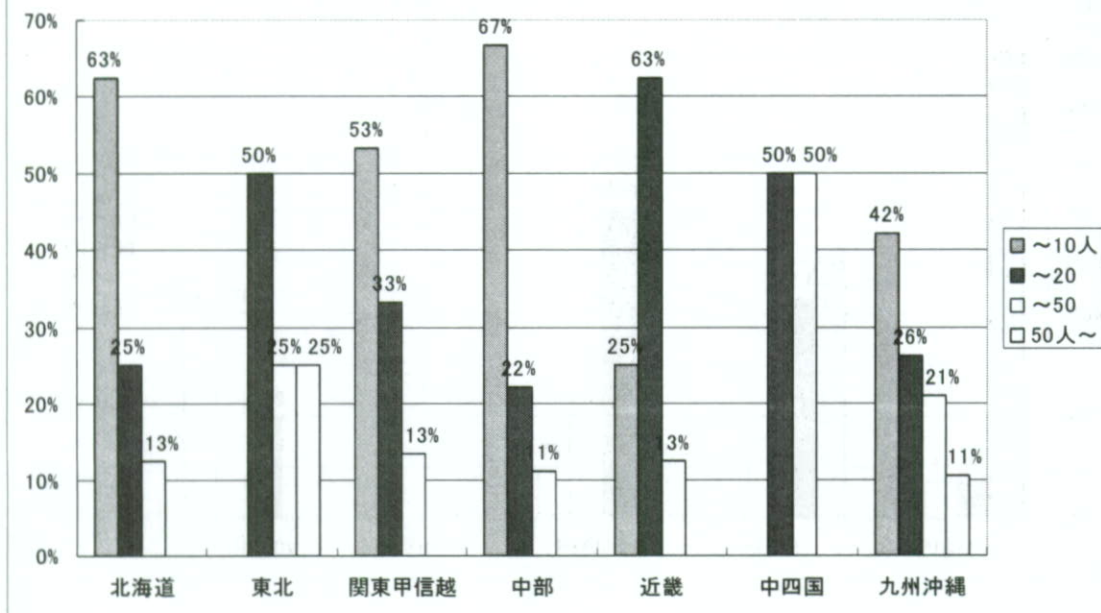


地方ブロック別では、北海道は「～10人」の63%、「～20人」の25%、「～50人」の13%であり、東北は「～20人」の50%、「～50人」と「50人～」がともに25%である。関東甲信越は「～10人」の53%、「～20人」の33%、「～50人」の13%であり、中部は「～10人」の67%、「～20人」の22%、「～50人」の11%であり、近畿は「～10人」の25%、「～20人」の63%、「～50人」の13%となる。中四国は「～20人」と「～50人」がともに50%で、九州沖縄は「～10人」の42%、「～20人」の26%、「～50人」の21%、「50人～」の11%と分散している。

表2. 7-3 地方ブロック別でみる従業員数合計

	～10人	～20人	～50人	50人～	総計
北海道	5 63%	2 25%	1 13%	- -	8 100%
東北	- -	2 50%	1 25%	1 25%	4 100%
関東甲信越	8 53%	5 33%	2 13%	- -	15 100%
中部	6 67%	2 22%	1 11%	- -	9 100%
近畿	2 25%	5 63%	1 13%	- -	8 100%
中四国	- -	2 50%	2 50%	- -	4 100%
九州沖縄	8 42%	5 26%	4 21%	2 11%	19 100%
全国	29 43%	23 34%	12 18%	3 4%	67 100%

図2. 7-3 地方ブロック別でみる従業員数合計



3 会社の経営状況

3. 1 BSE発生前と現在の採算

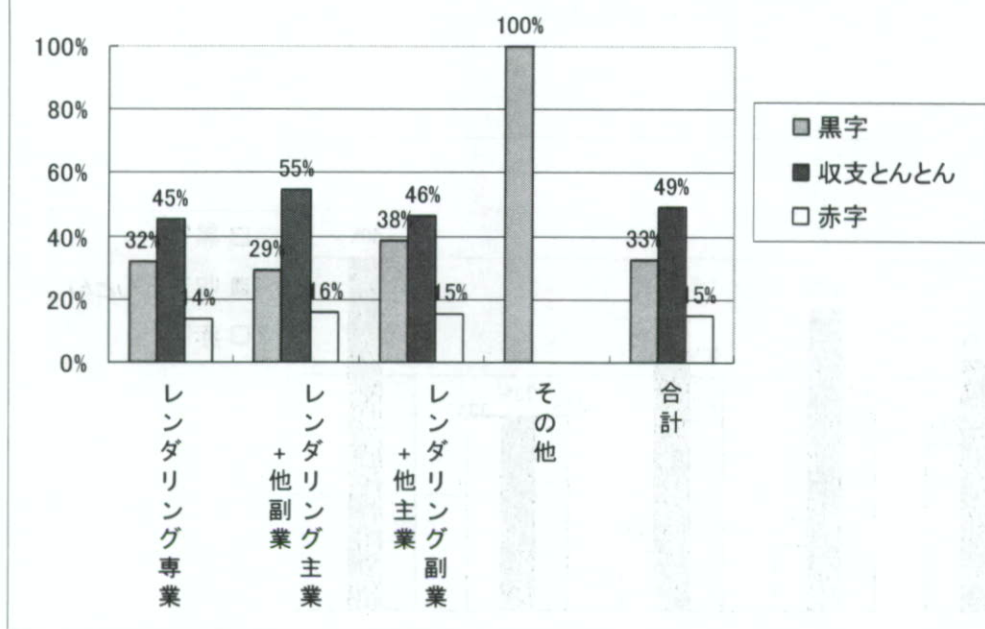
BSE発生前と現在を比べての採算は、「黒字である」の33%、「収支とんとんである」の49%「赤字である」の15%であり、黒字と収支とんとんを合わせた事業の収支が成立している企業が82%となる。

業態別でみると、レンタルリング專業は「黒字である」の32%、「収支とんとんである」の45%、「赤字である」の14%で合計の傾向とほぼ同様である。レンタルリング主業は「黒字である」の29%、「収支とんとんである」の55%、「赤字である」の16%で収支とんとんが若干多くなっており、レンタルリング副業は「黒字である」の38%、「収支とんとんである」の46%、「赤字である」の15%で「黒字である」が少し多い傾向にある。

表3. 1-1 業態別における経営状況（BSE発生前と現在を比較）

	黒字	収支 とんとん	赤字	無回答	合計
レンタルリング專業	7 32%	10 45%	3 14%	2 9%	22 100%
レンタルリング主業+他副業	9 29%	17 55%	5 16%	-	31 100%
レンタルリング副業+他主業	5 38%	6 46%	2 15%	-	13 100%
その他	1 100%	-	-	-	1 100%
合計	22 33%	33 49%	10 15%	2 3%	67 100%

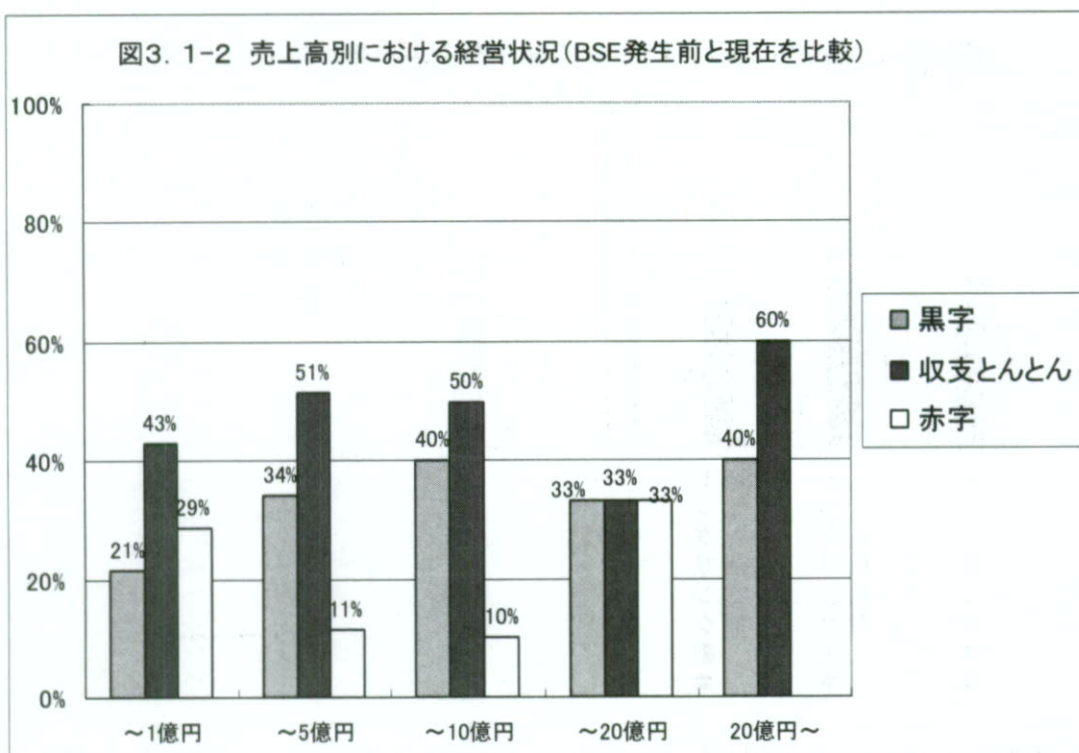
図3. 1-1 業態別における経営状況(BSE発生前と現在を比較)



売上高別にみると、「～1億円」は「黒字である」の21%、「収支とんどんである」の43%、「赤字である」の29%で合計と比べると赤字が多くなっており、「～5億円」は「黒字である」の34%、「収支とんどんである」の51%、「赤字である」の11%で収支とんどんが多くなっている。「～10億円」は「黒字である」の40%、「収支とんどんである」の50%、「赤字である」の10%と収支とんどんが多い。「～20億円」は黒字、収支とんどん、赤字にそれぞれが33%であり、「20億円～」は「黒字である」の40%、「収支とんどんである」の60%である。

表3. 1-2 売上高別における経営状況 (BSE発生前と現在を比較)

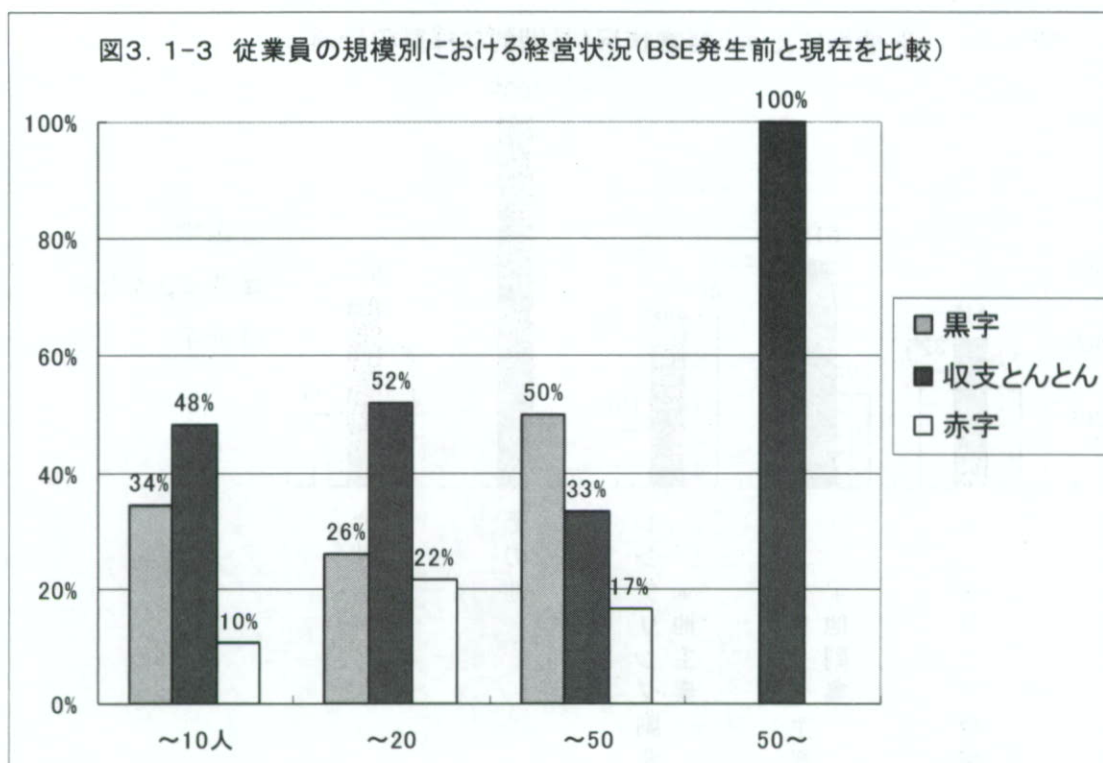
	黒字	収支とんどん	赤字	無回答	合計
～1億円	3 21%	6 43%	4 29%	1 7%	14 100%
～5億円	12 34%	18 51%	4 11%	1 3%	35 100%
～10億円	4 40%	5 50%	1 10%	-	10 100%
～20億円	1 33%	1 33%	1 33%	-	3 100%
20億円～	2 40%	3 60%	-	-	5 100%
合計	22 33%	33 49%	10 15%	2 3%	67 100%



従業員の規模別では、「～10人」は「黒字である」の34%、「収支とんとんである」の48%、「赤字である」の10%で合計と同様の傾向にあり、「～20人」は「黒字である」の26%、「収支とんとんである」の52%、「赤字である」の22%で収支とんとんが多い。「～50人」は「黒字である」の50%、「収支とんとんである」の33%、「赤字である」の17%で、「50人～」は「収支とんとん」のみである。

表3. 1-3 従業員の規模別における経営状況 (BSE発生前と現在を比較)

	黒字	収支とんとん	赤字	無回答	合計
～10人	10 34%	14 48%	3 10%	2 7%	29 100%
～20人	6 26%	12 52%	5 22%	— —	23 100%
～50人	6 50%	4 33%	2 17%	— —	12 100%
50人～	— —	3 100%	— —	— —	3 100%
合計	22 33%	33 49%	10 15%	2 3%	67 100%



3. 2 長期的な採算の見通し

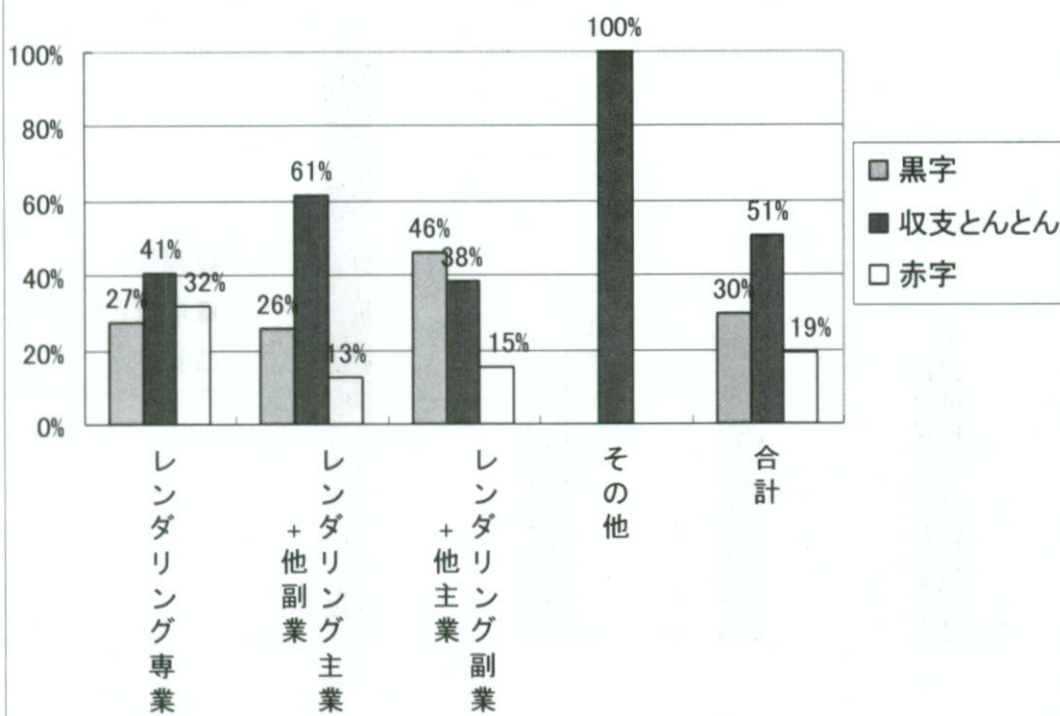
長期的（5年程度）な採算の見通しは、「黒字である」の30%、「収支とんとんである」の51%、「赤字である」の19%で黒字と収支とんとんを合わせると81%となり、現在の状況と同様の傾向にある。

業態別では、レンタルリング専業は「黒字である」の27%、「収支とんとんである」の41%、「赤字である」の32%で赤字であるが多く、レンタルリング主業は「黒字である」の26%、「収支とんとんである」の61%、「赤字である」の13%で収支とんとんが多くなっている。レンタルリング副業は「黒字である」の46%、「収支とんとんである」の38%、「赤字である」の15%で「黒字である」が多くなっている。

表3. 2-1 業態別における経営状況（長期的な採算の見通し）

	黒字	収支とんとん	赤字	合計
レンタルリング専業	6 27%	9 41%	7 32%	22 100%
レンタルリング主業+他副業	8 26%	19 61%	4 13%	31 100%
レンタルリング副業+他主業	6 46%	5 38%	2 15%	13 100%
その他	- -	1 100%	- -	1 100%
合計	20 30%	34 51%	13 19%	67 100%

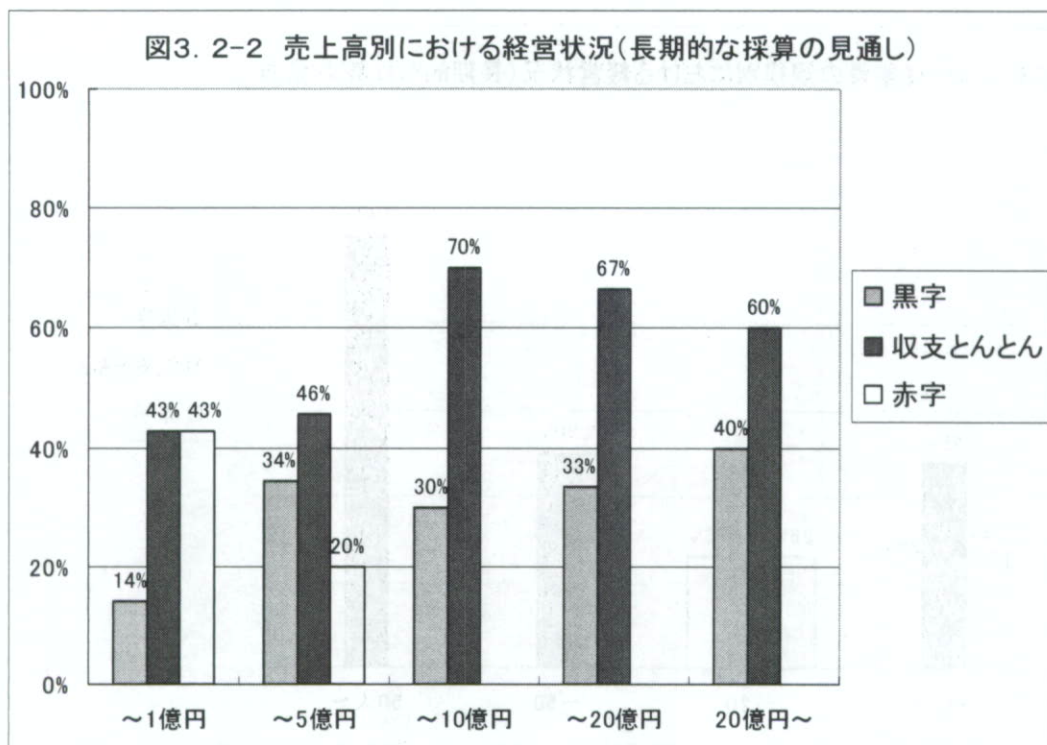
図3. 2-1 業態別における経営状況（長期的な採算の見通し）



売上高別でみると、「～1億円」は「黒字である」の14%、「収支とんとんである」の43%、「赤字である」の43%で収支とんとんと赤字が多く、「～5億円」は「黒字である」の34%、「収支とんとんである」の46%、「赤字である」の20%である。「～10億円」は「黒字である」の30%、「収支とんとんである」の70%で、「～20億円」は「黒字である」の33%、「収支とんとんである」の67%で、「20億円～」は「黒字である」の40%、「収支とんとんである」の60%となり、10億円以上の企業は現状では赤字がある企業があったのが、長期的には赤字がないと見通しており、また黒字とする企業も増加する傾向にある。

表3. 2-2 売上高別における経営状況（長期的な採算の見通し）

	黒字	収支とんとん	赤字	合計
～1億円	2 14%	6 43%	6 43%	14 100%
～5億円	12 34%	16 46%	7 20%	35 100%
～10億円	3 30%	7 70%	- -	10 100%
～20億円	1 33%	2 67%	- -	3 100%
20億円～	2 40%	3 60%	- -	5 100%
合計	20 30%	34 51%	13 19%	67 100%

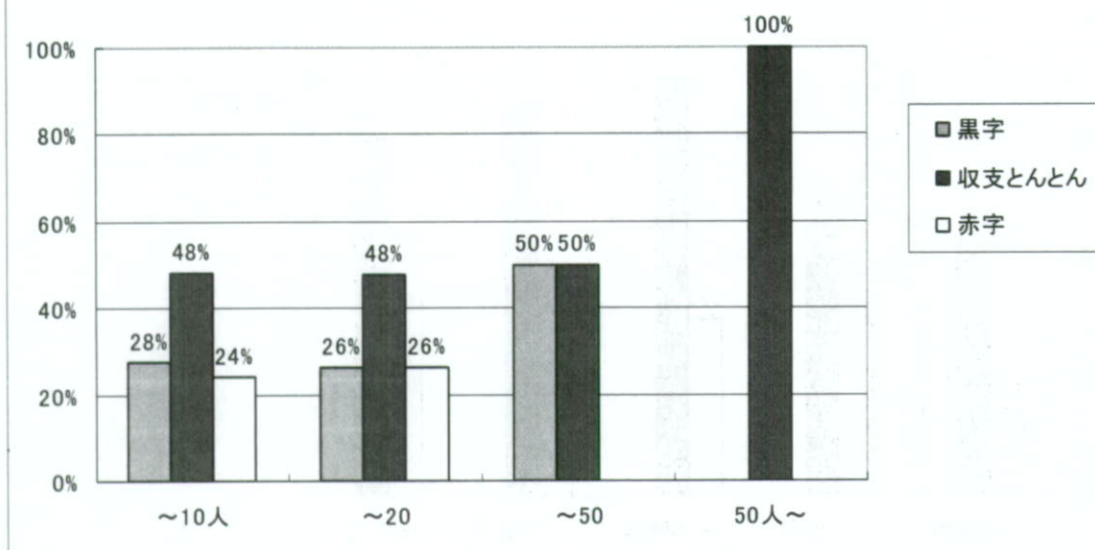


従業員の規模別では、「～10人」は「黒字である」の28%、「収支とんとんである」の48%、「赤字である」の24%、「～20人」は「黒字である」の26%、「収支とんとんである」の48%、「赤字である」の26%であり、この10人未満と20人未満の企業はそれぞれの回答がほぼ同様の傾向にある。「～50人」は「黒字である」と「収支とんとんである」がともに50%で、「50人～」は「収支とんとんである」のみである。

表3. 2-3 従業員の規模別における経営状況(長期的な採算の見通し)

	黒字	収支とんとん	赤字	合計
～10人	8 28%	14 48%	7 24%	29 100%
～20人	6 26%	11 48%	6 26%	23 100%
～50人	6 50%	6 50%	－ －	12 100%
50人～	－ －	3 100%	－ －	3 100%
合計	20 30%	34 51%	13 19%	67 100%

図3. 2-3 従業員の規模別における経営状況(長期的な採算の見通し)



3. 3 レンダリング設備の大規模修繕や新規設備投資

(1) 設備投資の有無

レンダリング設備について、この5年以内に年間1千万円以上の大規模修繕や新規設備投資を行ったかをみると、「実施した」が64%、「実施していない」が36%である。

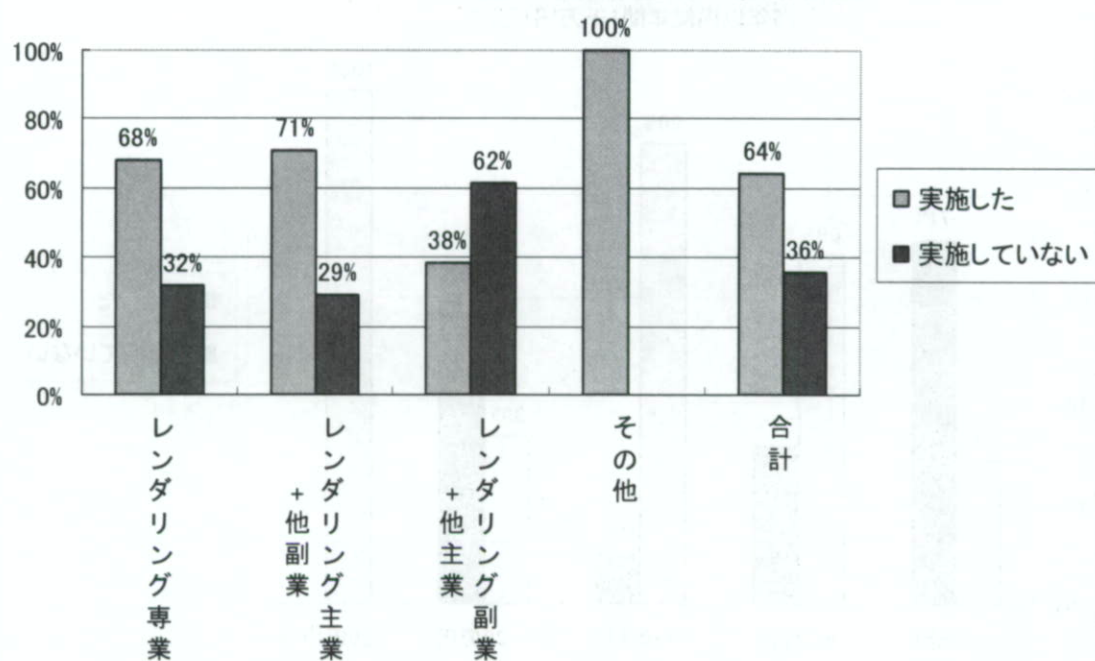
業態別では、レンダリング専業は「実施した」の68%、「実施しない」の32%であり、レンダリング主業は「実施した」の71%、「実施しない」の29%となり、レンダリング業を企業を中心とする企業は設備投資などを行っている。逆にレンダリング副業は「実施した」の38%、「実施しない」の62%と投資への積極性が少なくなっている。

表3. 3-1 業態別における大規模修繕・新規設備投資の実施状況

	実施した	実施していない	合計
レンダリング専業	15 68%	7 32%	22 100%
レンダリング主業+他副業	22 71%	9 29%	31 100%
レンダリング副業+他主業	5 38%	8 62%	13 100%
その他	1 100%	- -	1 100%
合計	43 64%	24 36%	67 100%

注：5年以内に年間1千万円以上

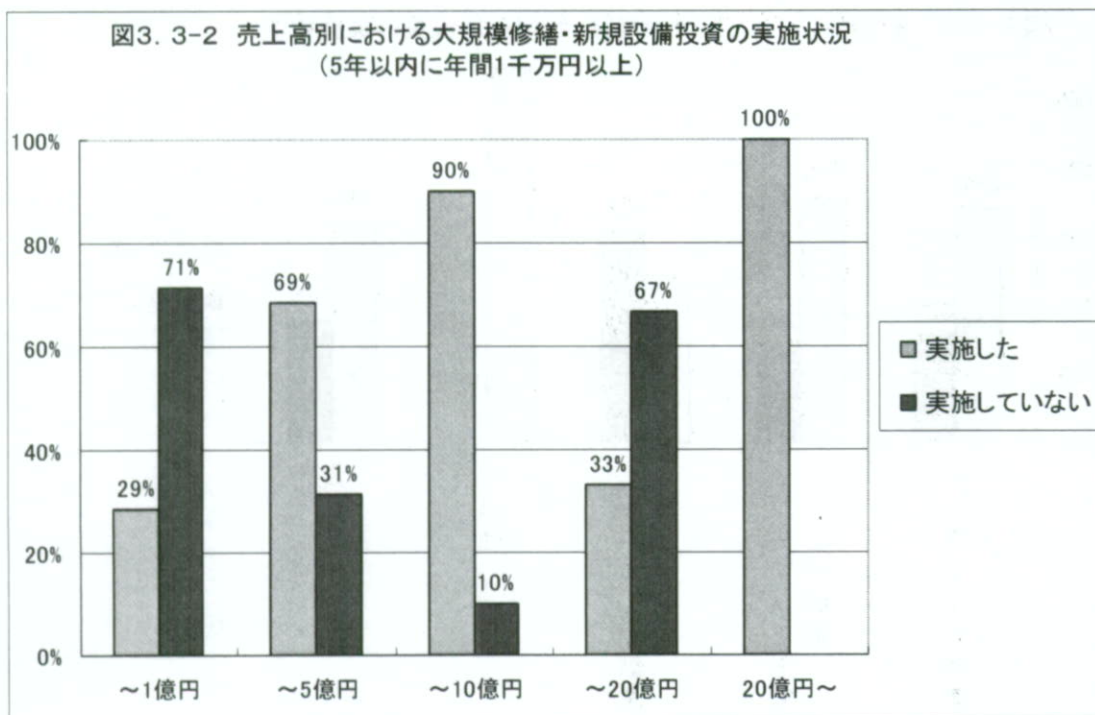
図3. 3-1 業態別における大規模修繕・新規設備投資の実施状況



売上高別では、「～1億円」は「実施した」が29%と少なく、「～5億円」は「実施した」が69%であり、「～10億円」は「実施した」が90%、「～20億円」は「実施した」が33%と少なく、「20億円～」は「実施した」がすべてである。

表3. 3-2 売上高別における大規模修繕・新規設備投資の実施状況

	実施した	実施していない	合計
～1億円	4 29%	10 71%	14 100%
～5億円	24 69%	11 31%	35 100%
～10億円	9 90%	1 10%	10 100%
～20億円	1 33%	2 67%	3 100%
20億円～	5 100%	－ －	5 100%
合計	43 64%	24 36%	67 100%

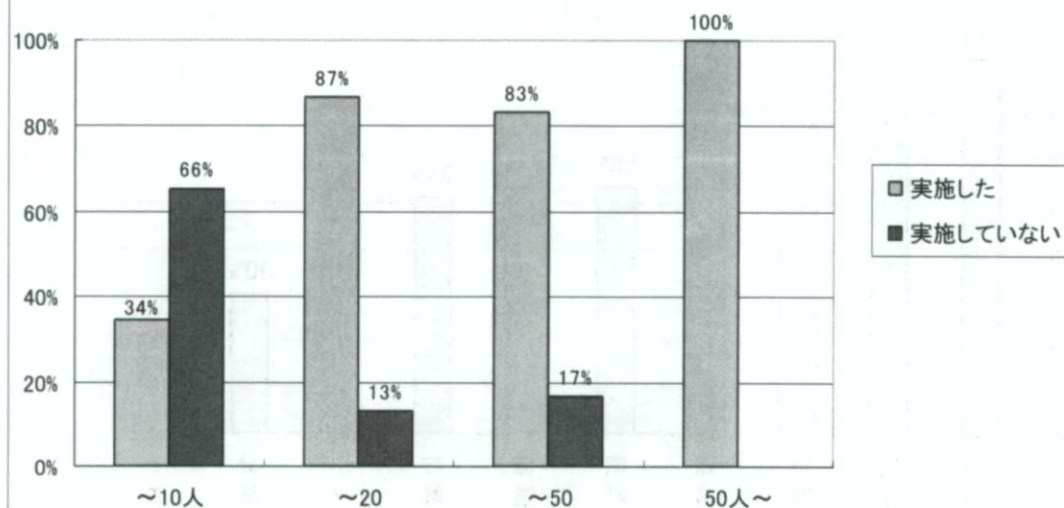


従業員の規模別でみると、「～10人」は「実施した」が34%と少なく、「～20人」は「実施した」が87%、「～50人」は「実施した」が83%、「50人～」は「実施した」がすべてである。

表3. 3-3 従業員の規模別における大規模修繕・新規設備投資の実施状況

	実施した	実施していない	合計
～10人	10 34%	19 66%	29 100%
～20人	20 87%	3 13%	23 100%
～50人	10 83%	2 17%	12 100%
50人～	3 100%	－ －	3 100%
合計	43 64%	24 36%	67 100%

図3. 3-3 従業員の規模別における大規模修繕・新規設備投資の実施状況
(5年以内に年間1千万円以上)



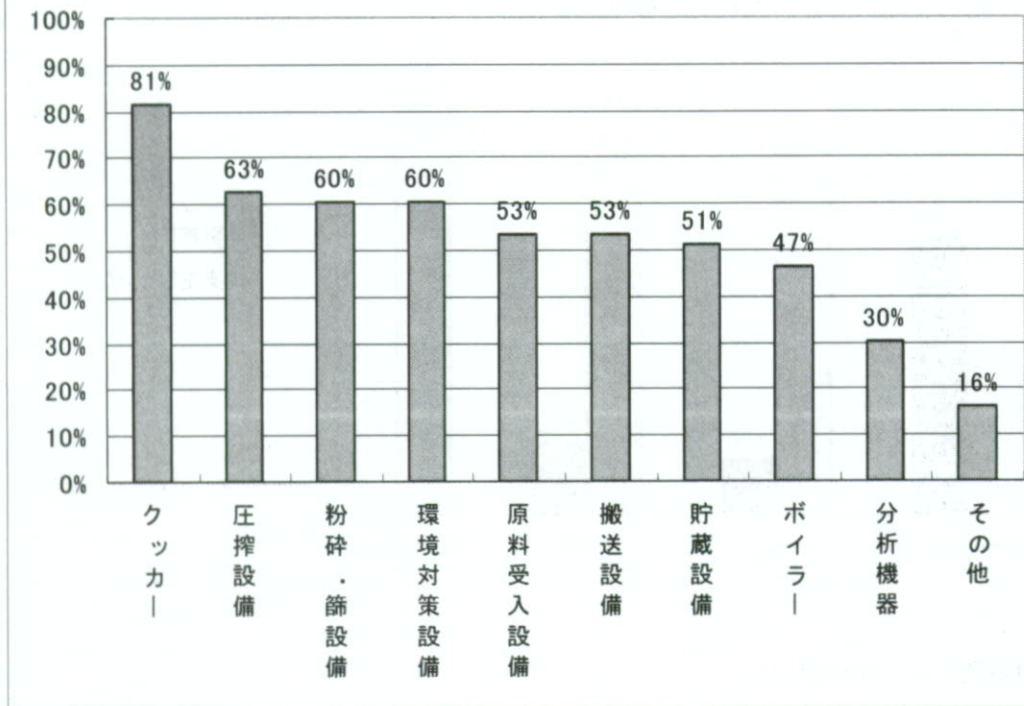
(2) 設備投資の主要設備

大規模修繕や新規設備投資をした主な設備を多い順にみると、「クッカー」の81%、「圧搾設備」の63%、「粉碎・篩設備」の60%、「環境対策設備」の60%の4設備が上位にあり、次いで「原料受入設備」と「搬送設備」がともに53%、「貯蔵設備」の51%、「ボイラー」の47%、「分析機器」30%、「その他」の16%となる。

表3. 3-4 大規模修繕や新規設備投資をした主な設備（複数回答）

	5年以内に行った年間1千万円以上の 大規模修繕や新規設備投資	
クッカー	35	81%
圧搾設備	27	63%
粉碎・篩設備	26	60%
環境対策設備	26	60%
原料受入設備	23	53%
搬送設備	23	53%
貯蔵設備	22	51%
ボイラー	20	47%
分析機器	13	30%
その他	7	16%
回答企業数	43	100%

図3. 3-4 大規模修繕や新規設備投資をした主な設備(複数回答)



その他には、コージェネレーション（自家発電）、工場棟、鶏ライン・牛ライン増設などがあるが、原料受入設備に該当する個別機器である原料粉碎設備や圧搾設備に含まれる遠心分離機、環境対策設備に含まれる廃水処理設備などがあげられている。

4 今後のレンタル業の経営

4. 1 今後のレンタル業の経営の見通し

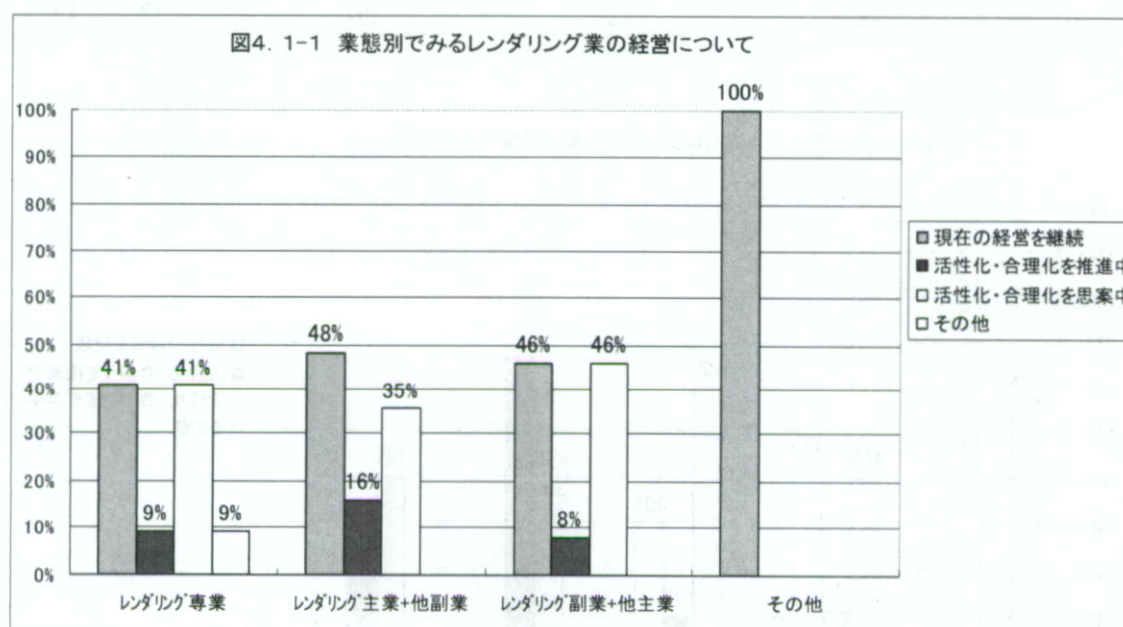
今後のレンタル業の経営の見通しについては、「現在の経営を継続する」の46%、「活性化・合理化を推進中である」の12%、「活性化・合理化を思案中である」の39%、「その他」の2%である。

業態別では、レンタル専門は「現在の経営を継続する」の41%、「活性化・合理化を推進中」の9%、「活性化・合理化を思案中」の41%であり、レンタル主業は「現在の経営を継続する」の48%、「活性化・合理化を推進中」の16%、「活性化・合理化を思案中」の35%となり、レンタル副業は「現在の経営を継続する」の46%、「活性化・合理化を推進中」の8%、「活性化・合理化を思案中」の46%である。

レンタル専門は経営継続と思案中に2分され、レンタル主業は経営継続と思案中にほぼ2分されるが推進中は他に比べて多く、レンタル副業は専門と同様に経営の継続と思案中に2分されている。

表4. 1-1 業態別でみるレンタル業の経営について

	現在の経営を 継続	活性化・合理化を 推進中	活性化・合理化を 思案中	その他	合計
レンタル 専業	9 41%	2 9%	9 41%	2 9%	22 100%
レンタル 主業+他副業	15 48%	5 16%	11 35%	- -	31 100%
レンタル 副業+他主業	6 46%	1 8%	6 46%	- -	13 100%
その他	1 100%	- -	- -	- -	1 100%
合計	31 46%	8 12%	26 39%	2 3%	67 100%

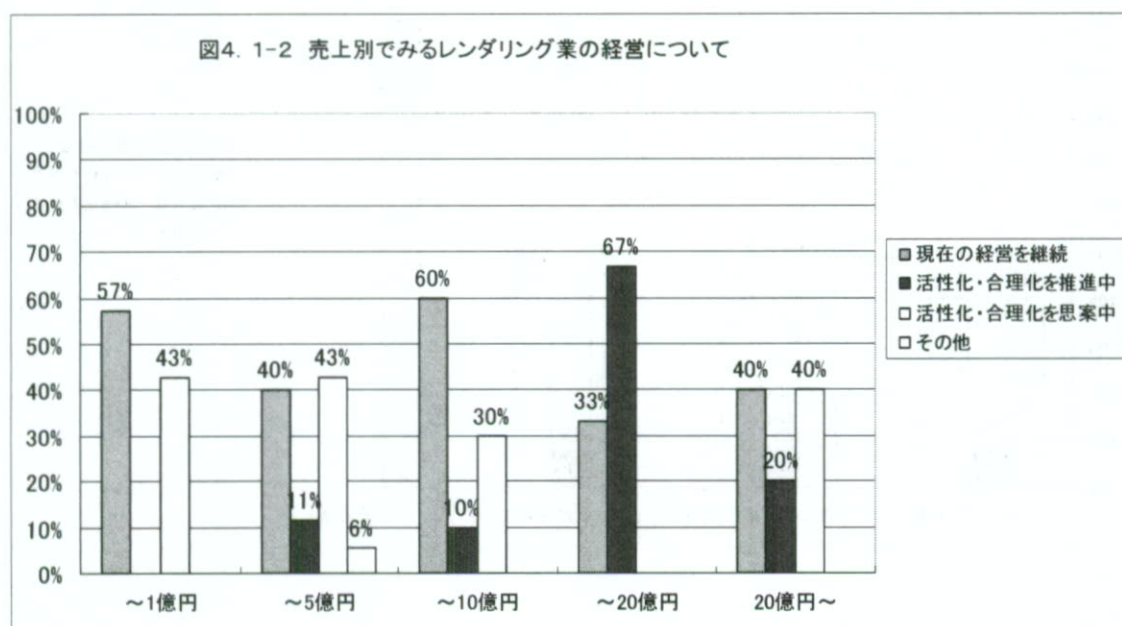


売上高別では、「～1億円」は「現在の経営を継続する」の57%、「活性化・合理化を推進中」の回答はなく、「活性化・合理化を思案中」の43%であり、「～5億円」は「現在の経営を継続する」の40%、「活性化・合理化を推進中」の11%、「活性化・合理化を思案中」の43%である。「～10億円」は「現在の経営を継続する」の60%、「活性化・合理化を推進中」の10%、「活性化・合理化を思案中」の30%と、独自に経営を継続する傾向が多くなっている。

「～20億円」は「現在の経営を継続する」の33%、「活性化・合理化を推進中」の67%となり、「活性化・合理化を思案中」の回答はなく、「20億円～」は「現在の経営を継続する」の40%、「活性化・合理化を推進中」の20%、「活性化・合理化を思案中」の40%である。20億円未満は「活性化・合理化を推進中」が多く、20億円以上は「現在の経営を継続する」と「活性化・合理化を思案中」に2分されている。

表4. 1-2 売上別でみるレンタル業の経営について

	現在の経営を 継続	活性化・合理化を 推進中	活性化・合理化を 思案中	その他	合計
～1億円	8 57%	－ －	6 43%	－ －	14 100%
～5億円	14 40%	4 11%	15 43%	2 6%	35 100%
～10億円	6 60%	1 10%	3 30%	－ －	10 100%
～20億円	1 33%	2 67%	－ －	－ －	3 100%
20億円～	2 40%	1 20%	2 40%	－ －	5 100%
合計	31 46%	8 12%	26 39%	2 3%	67 100%



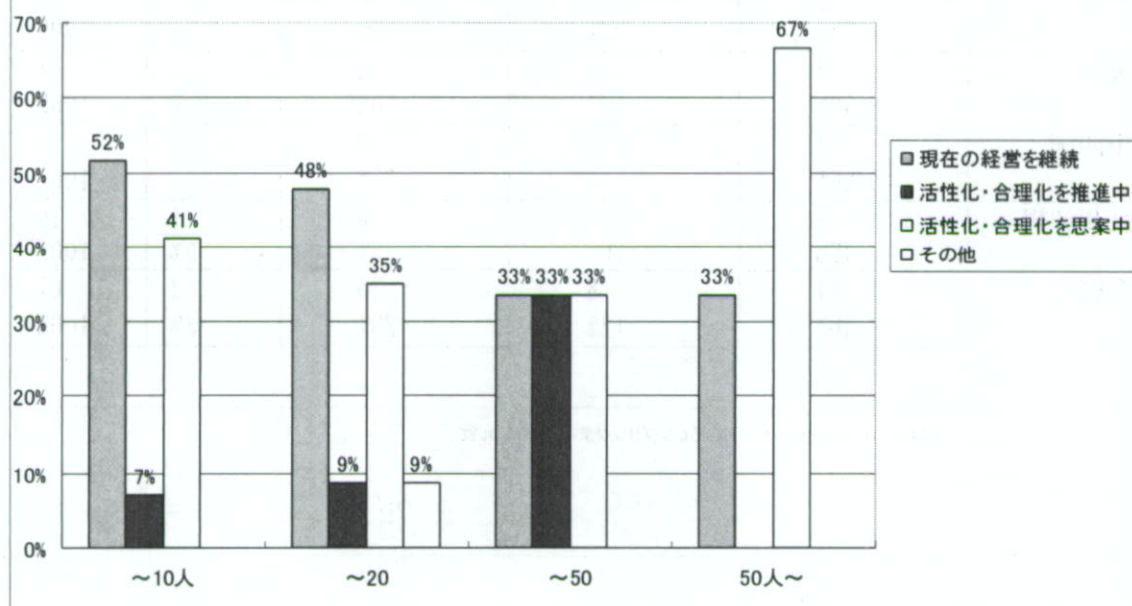
従業員規模別では、「～10人」は「現在の経営を継続する」の52%、「活性化・合理化を推進中である」の7%、「活性化・合理化を思案中である」の41%であり、「～20人」は「現在の経営を継続する」の48%、「活性化・合理化を推進中である」の9%、「活性化・合理化を思案中である」の35%で、傾向としては合計と同様にある。

「～50人」は「現在の経営を継続する」、「活性化・合理化を推進中である」、「活性化・合理化を思案中である」がともに33%と3分されており、「50人～」は「現在の経営を継続する」の33%、「活性化・合理化を推進中である」の回答はなく、「活性化・合理化を思案中である」の67%である。50人以上の企業で「活性化・合理化を思案中」とするのは、自らの発展を検討していると、業界再編などを検討しているものなどがあることを示していると考えられる。

表4. 1-3 従業員の規模別におけるレンタル業の経営について

	現在の経営を 継続	活性化・合理化を 推進中	活性化・合理化を 思案中	その他	合計
～10人	15 52%	2 7%	12 41%	- -	29 100%
～20人	11 48%	2 9%	8 35%	2 9%	23 100%
～50人	4 33%	4 33%	4 33%	- -	12 100%
50人～	1 33%	- -	2 67%	- -	3 100%
合計	31 46%	8 12%	26 39%	2 3%	67 100%

図4. 1-3 従業員の規模別におけるレンタル業の経営について



地方ブロック別でみると、北海道は「現在の経営を継続する」の50%、「活性化・合理化を推進中である」の回答はなく、「活性化・合理化を思案中である」の38%で、東北は「現在の経営を継続する」の25%、「活性化・合理化を推進中である」の50%、「活性化・合理化を思案中である」の25%である。関東甲信越は「現在の経営を継続する」の67%、「活性化・合理化を推進中である」の7%、「活性化・合理化を思案中である」の27%となり、「現在の経営を継続する」とする企業が多くなっている。

中部は「現在の経営を継続する」の22%、「活性化・合理化を推進中である」の22%、「活性化・合理化を思案中である」の56%となり、活性化・合理化を思案中とする企業が多くなっている。

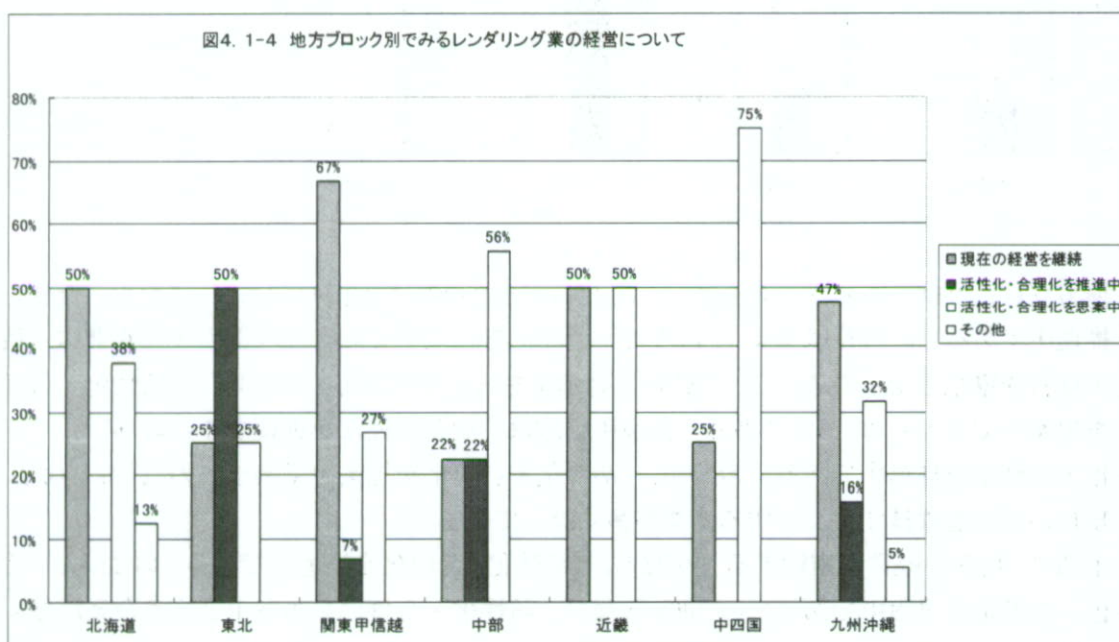
近畿は「現在の経営を継続する」の50%、「活性化・合理化を推進中である」の回答はな

く、「活性化・合理化を思案中である」の50%であり、中四国は「現在の経営を継続する」の25%、「活性化・合理化を推進中である」の回答はなく、「活性化・合理化を思案中である」の75%である。近畿と中四国はともに、「現在の経営を継続する」と「活性化・合理化を思案中」に2分されており、中四国は「活性化・合理化を思案中」が多くなっている。

九州沖縄は「現在の経営を継続する」の47%、「活性化・合理化を推進中である」の16%、「活性化・合理化を思案中である」の32%となり、合計と同様の傾向にある。

表4. 1-4 地方ブロック別でみるレンタル業の経営について

	現在の経営を 継続	活性化・合理化を 推進中	活性化・合理化を 思案中	その他	合計
北海道	4 50%	- -	3 38%	1 13%	8 100%
東北	1 25%	2 50%	1 25%	- -	4 100%
関東甲信越	10 67%	1 7%	4 27%	- -	15 100%
中部	2 22%	2 22%	5 56%	- -	9 100%
近畿	4 50%	- -	4 50%	- -	8 100%
中四国	1 25%	- -	3 75%	- -	4 100%
九州沖縄	9 47%	3 16%	6 32%	1 5%	19 100%
全国	31 46%	8 12%	26 39%	2 3%	67 100%



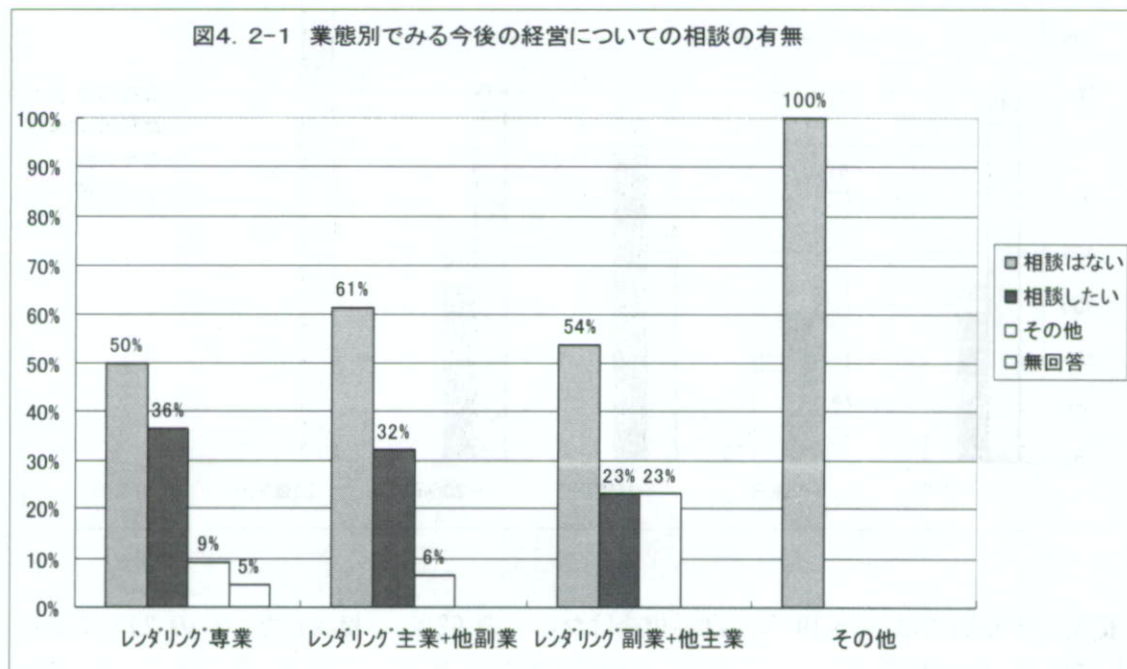
4. 2 レンダリング業の経営の相談

今後のレンダリングの経営を行うに当たって協会と相談したいかどうかは、「独自に行っており相談はない」の 57%、「相談したい」の 31%、「その他」の 10%である。その他には、牛原料の扱いや補助事業の打ち切りなどの具体的な問題をあげているが、ほとんどが未記入である。

業態別にみると、レンダリング専業は「相談はない」の 50%、「相談したい」の 36%であり、レンダリング主業は「相談はない」の 61%、「相談したい」の 32%で、レンダリング副業は「相談はない」の 54%、「相談したい」の 23%である。

表 4. 2-1 業態別でみる今後の経営についての相談の有無

	相談はない	相談したい	その他	無回答	合計
レンダリング専業	11 50%	8 36%	2 9%	1 5%	22 100%
レンダリング主業+他副業	19 61%	10 32%	2 6%	- -	31 100%
レンダリング副業+他主業	7 54%	3 23%	3 23%	- -	13 100%
その他	1 100%	- -	- -	- -	1 100%
合計	38 57%	21 31%	7 10%	1 2%	67 100%



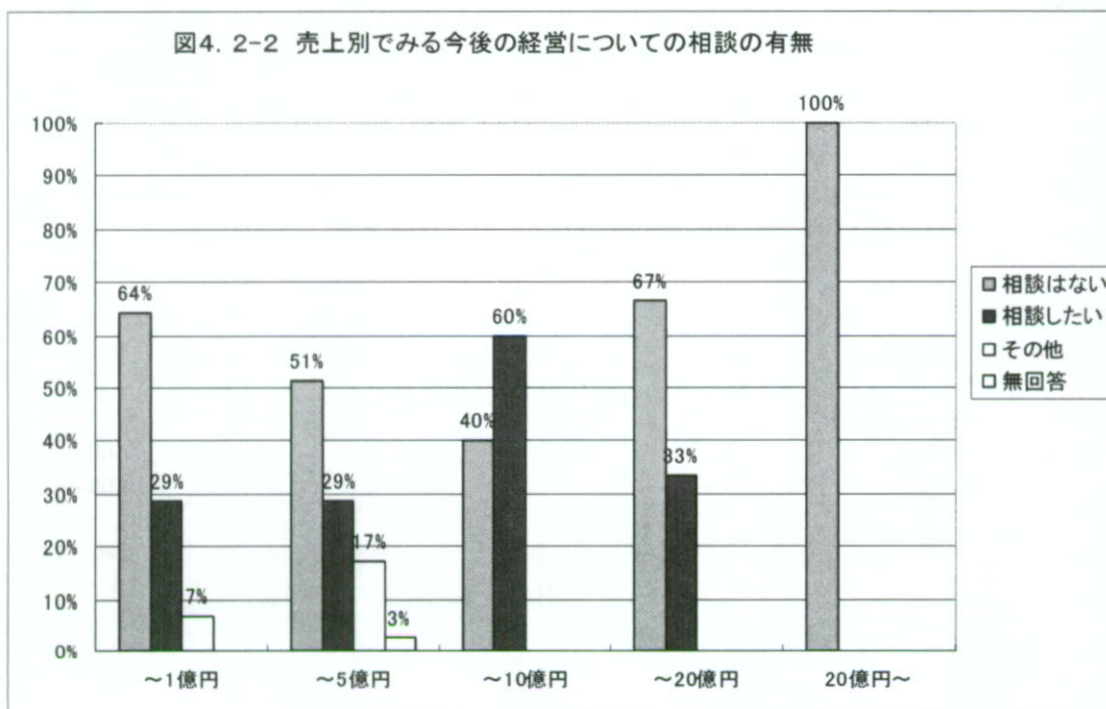
売上高別では、「～1 億円」は「相談はない」の 64%、「相談したい」の 29%であり、「～5 億円」は「相談はない」の 51%、「相談したい」の 29%である。「～10 億円」は「相談はない」の 40%、「相談したい」の 60%で、「～20 億円」は「相談はない」の 67%、「相談し

たい」の33%となり、「20億円～」は「相談はない」のみである。1億円未満の企業で相談はないとするのが多いのに対して、10億円未満の企業に相談したいが多くなっている。

表4. 2-2 売上別でみる今後の経営についての相談の有無

	相談はない	相談したい	その他	無回答	合計
～1億円	9 64%	4 29%	1 7%	－ －	14 100%
～5億円	18 51%	10 29%	6 17%	1 3%	35 100%
～10億円	4 40%	6 60%	－ －	－ －	10 100%
～20億円	2 67%	1 33%	－ －	－ －	3 100%
20億円～	5 100%	－ －	－ －	－ －	5 100%
合計	38 57%	21 31%	7 10%	1 1%	67 100%

図4. 2-2 売上別でみる今後の経営についての相談の有無

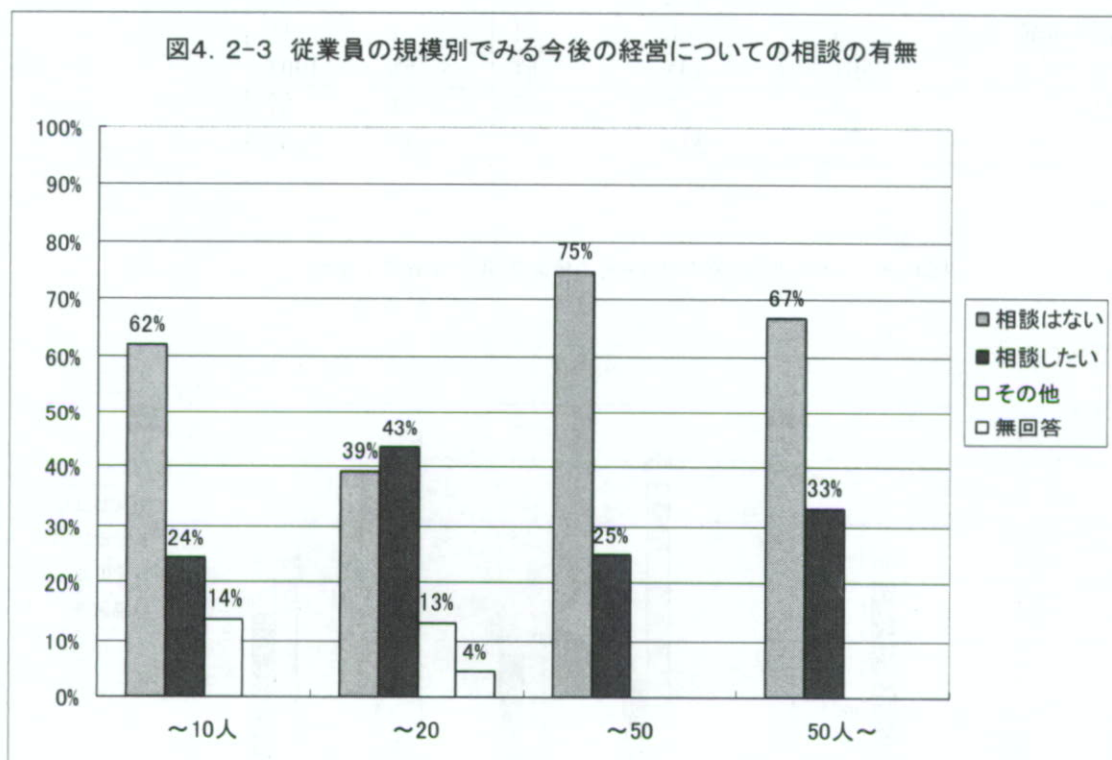


従業員規模別では、「～10人」は「相談はない」の62%、「相談したい」の24%であり、「～20人」は「相談はない」の39%、「相談したい」の43%である。「～50人」は「相談はない」の75%、「相談したい」の25%で、「50人～」は「相談はない」の67%、「相談したい」の33%である。相談したいとする企業数は、10人未満と20人未満の企業で多くなっている。

表4. 2-3 従業員の規模別でみる今後の経営についての相談の有無

	相談はない	相談したい	その他	無回答	合計
～10人	18 62%	7 24%	4 14%	- -	29 100%
～20	9 39%	10 43%	3 13%	1 4%	23 100%
～50	9 75%	3 25%	- -	- -	12 100%
50人～	2 67%	1 33%	- -	- -	3 100%
合計	38 57%	21 31%	7 10%	1 1%	67 100%

図4. 2-3 従業員の規模別でみる今後の経営についての相談の有無



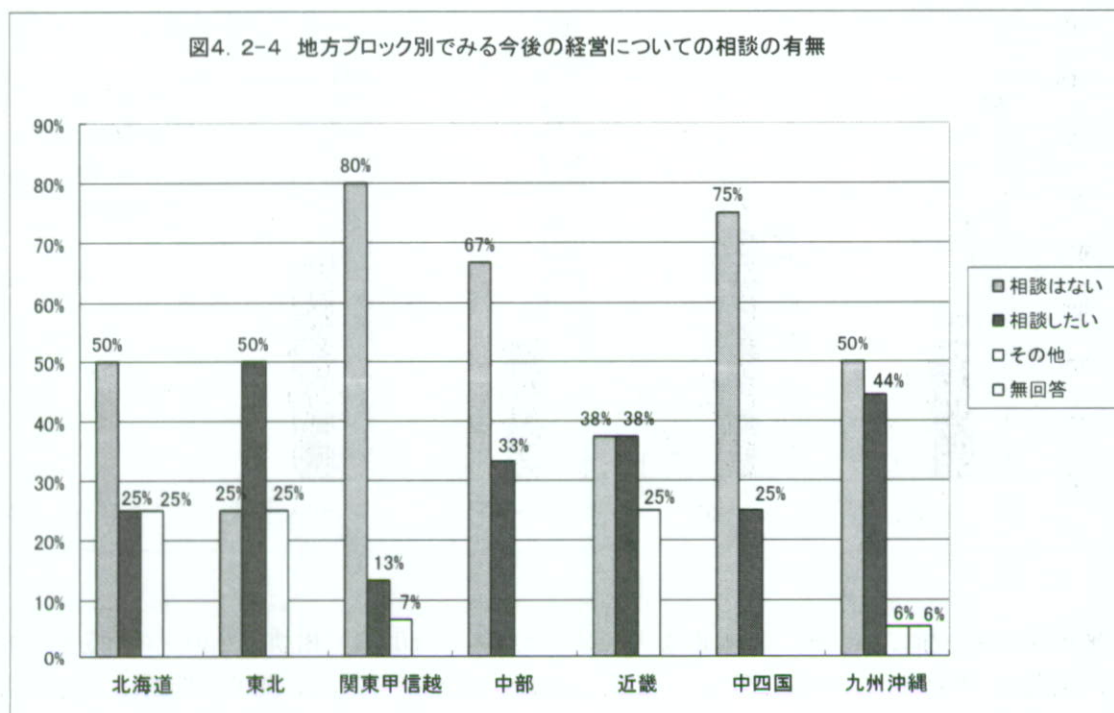
地方ブロック別でみると、北海道は「相談はない」の50%、「相談したい」の25%であり、東北は「相談はない」の25%、「相談したい」の50%である。関東甲信越は「相談はない」の80%、「相談したい」の13%で「相談はない」が多くなっている。中部は「相談はない」の67%、「相談したい」の33%で、近畿は「相談はない」の38%、「相談したい」の38%と2分されている。

中四国は「相談はない」の75%、「相談したい」の25%であり、九州沖縄は「相談はない」の50%、「相談したい」の44%と「相談したい」とする企業が多くなっている。

表4. 2-4 地方ブロック別でみる今後の経営についての相談の有無

	相談はない	相談したい	その他	無回答	合計
北海道	4 50%	2 25%	2 25%	- -	8 100%
東北	1 25%	2 50%	1 25%	- -	4 100%
関東甲信越	12 80%	2 13%	1 7%	- -	15 100%
中部	6 67%	3 33%	- -	- -	9 100%
近畿	3 38%	3 38%	2 25%	- -	8 100%
中四国	3 75%	1 25%	- -	- -	4 100%
九州沖縄	9 50%	8 44%	1 6%	1 6%	18 100%
全国	38 57%	21 31%	7 10%	1 1%	67 100%

図4. 2-4 地方ブロック別でみる今後の経営についての相談の有無



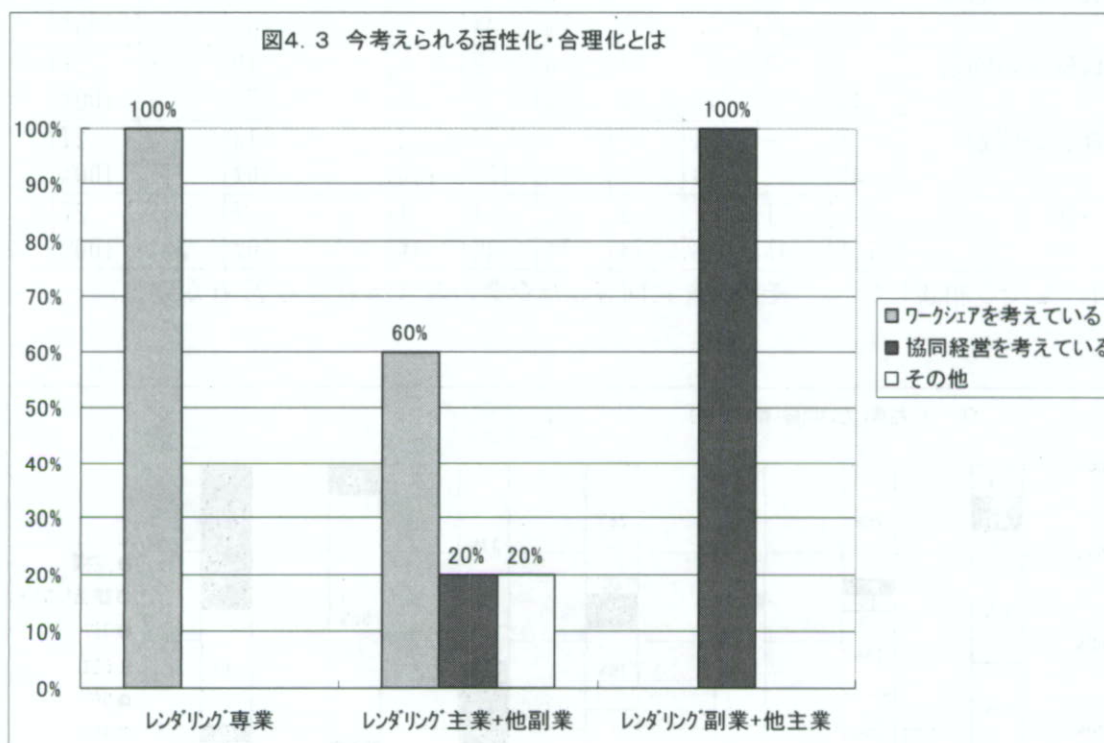
4. 3 活性化・合理化の推進内容

現在、活性化・合理化を推進中の8社について、今考えられる活性化・合理化としては、「ワークシェアを考えている」の63%、「共同経営を考えている」の25%、「その他」の13%である。この他の回答である「会社を買うことを考えている」、「会社を売ること考えている」、「転業を考えている」、「廃業を考えている」には回答がない。

表4. 3 今考えられる活性化・合理化とは

	ワークシェアを考えている	協同経営を考えている	その他	合計
レンタル専業	2 100%	- -	- -	2 100%
レンタル主業+他副業	3 60%	1 20%	1 20%	5 100%
レンタル副業+他主業	- -	1 100%	- -	1 100%
合計	5 63%	2 25%	1 13%	8 100%

(活性化・合理化を推進中の企業8社のみ回答)



5 相談や要望について

5. 1 相談したいこと

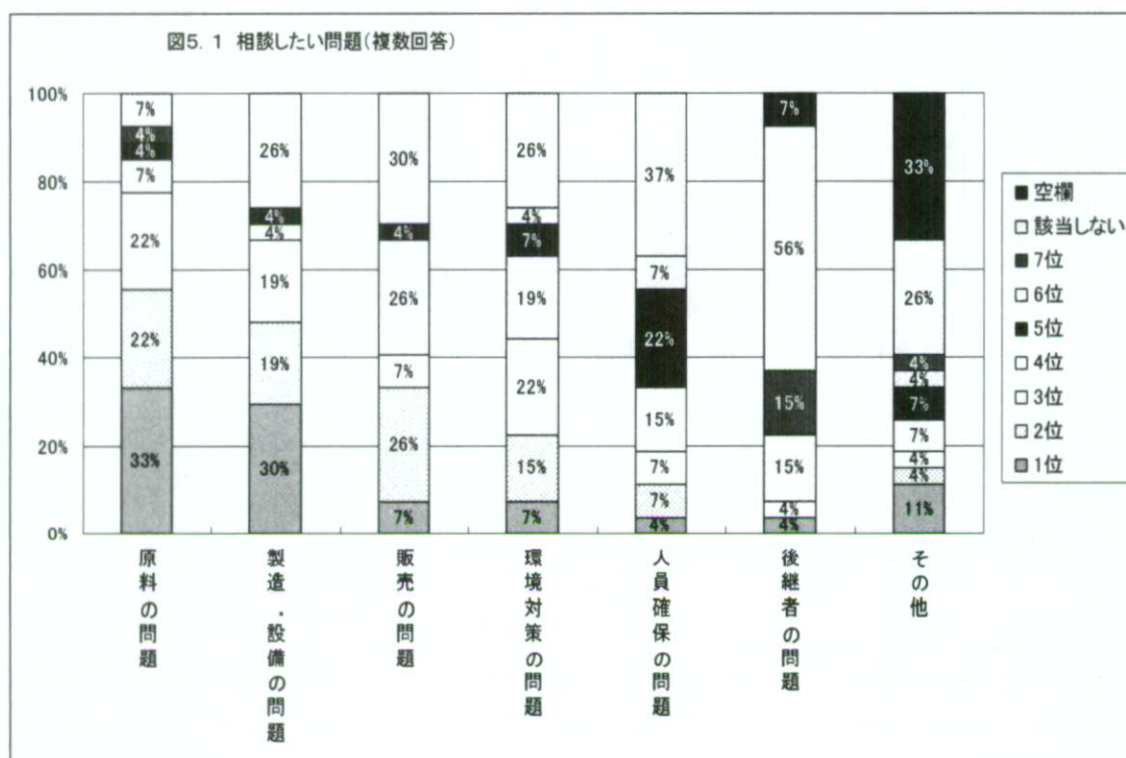
4. 2で「相談したい」と「その他」に回答した28社について、相談したいことの内容として7つの問題をあげ、それぞれに優先順位をつける回答を求めた。この7つの問題の優先順位は、「原料の問題」が1位に最も多く33%で2位に22%となる。次いで「製造・設備の問題」となり、1位に30%で2位と3位がともに19%である。「販売の問題」は1位に7%、2位に26%で、「環境対策の問題」も1位は7%、2位に15%となり、「人員確保の問題」は1位に4%、2位に7%で、「後継者の問題」は1位に4%、2位はないとな

っており、「その他」は1位に11%とある。その内容は、補助金問題（補助事業）と今後の牛の扱いがあがっている。

表5. 1 相談したい問題（複数回答）

順位	1	2	3	4	5	6	7	該当しない	空欄	合計
原料の問題	9 33%	6 22%	6 22%	2 7%	1 4%	- -	1 4%	2 7%	- -	27 100%
製造・設備の問題	8 30%	5 19%	5 19%	1 4%	1 4%	- -	- -	7 26%	- -	27 100%
販売の問題	2 7%	7 26%	2 7%	7 26%	1 4%	- -	- -	8 30%	- -	27 100%
環境対策の問題	2 7%	4 15%	6 22%	5 19%	2 7%	1 4%	- -	7 26%	- -	27 100%
人員確保の問題	1 4%	2 7%	2 7%	4 15%	6 22%	2 7%	- -	10 37%	- -	27 100%
後継者の問題	1 4%	- -	1 4%	- -	- -	4 15%	4 15%	15 56%	2 7%	27 100%
その他	3 11%	1 4%	1 4%	2 7%	2 7%	1 4%	1 4%	7 26%	9 33%	27 100%

※4. 2で「相談したい」「その他」に回答した企業のみ（28社うち27社が回答）



5. 2 相談するときの要望

相談するときの要望を多い順にみると、「補助金の概要と手続きの情報提供」の59%、

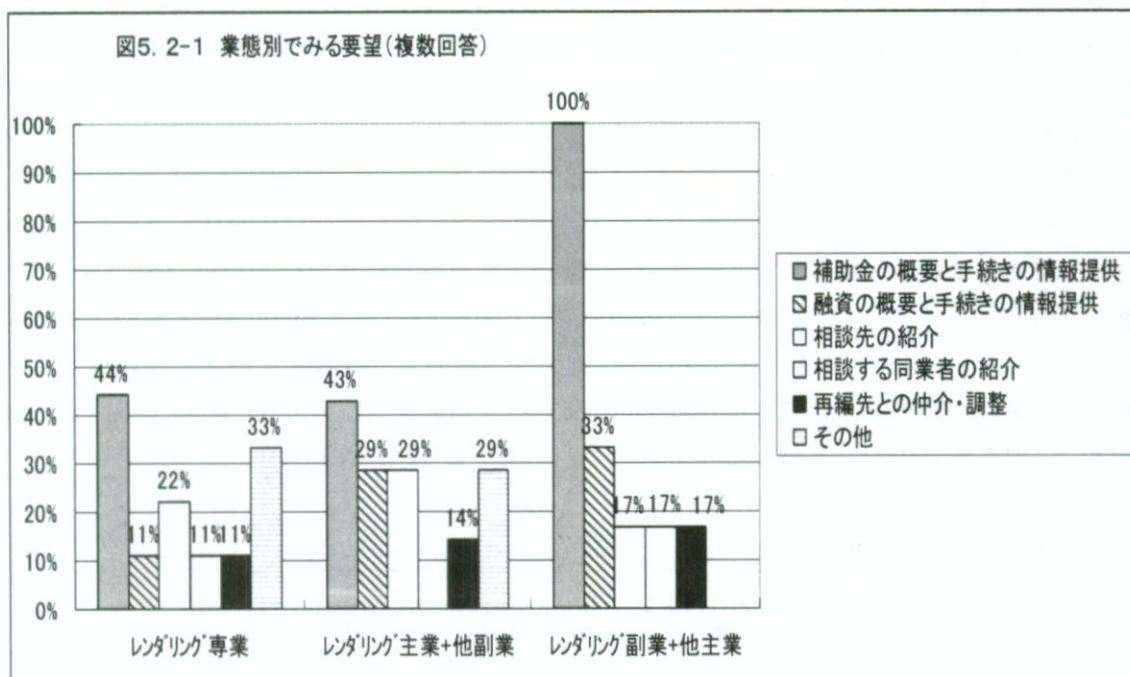
「融資の概要と手続きの情報提供」と「相談先の紹介」がともに 23%、「再編先との仲介・調整をしてもらう」の 14%、「相談する同業者の紹介」の 9%、「その他」の 23%となる。その他には、牛肉骨粉の肥料解除などがあるが未記入が多い。

業態別でみると、レンタルリング専業は「補助金の概要と手続きの情報提供」の 44%、「融資の概要と手続きの情報提供」の 11%、「相談先の紹介」の 22%、「相談する同業者の紹介」と「再編先との仲介・調整をしてもらう」がともに 11%である。レンタルリング主業は「補助金の概要と手続きの情報提供」の 43%、「融資の概要と手続きの情報提供」の 29%、「相談先の紹介」の 29%、「相談する同業者の紹介」の回答はなく、「再編先との仲介・調整をしてもらう」の 14%である。レンタルリング副業は「補助金の概要と手続きの情報提供」の 100%、「融資の概要と手続きの情報提供」の 33%、「相談先の紹介」と「相談する同業者の紹介」、「再編先との仲介・調整をしてもらう」がともに 17%である。

表 5. 2-1 業態別でみる要望（複数回答）

	補助金の概要と 手続きの情報提供	融資の概要と 手続きの情報提供	相談先の紹介	相談する同業者の 紹介	再編先との 仲介・調整	その他	有効回答数
レンタルリング専業	4 44%	1 11%	2 22%	1 11%	1 11%	3 33%	9
レンタルリング主業+他副業	3 43%	2 29%	2 29%	- -	1 14%	2 29%	7
レンタルリング副業+他主業	6 100%	2 33%	1 17%	1 17%	1 17%	- -	6
合計	13 59%	5 23%	5 23%	2 9%	3 14%	5 23%	22

※「相談したい」「その他」に回答した企業のみ（該当 28 社のうち 22 社が回答）

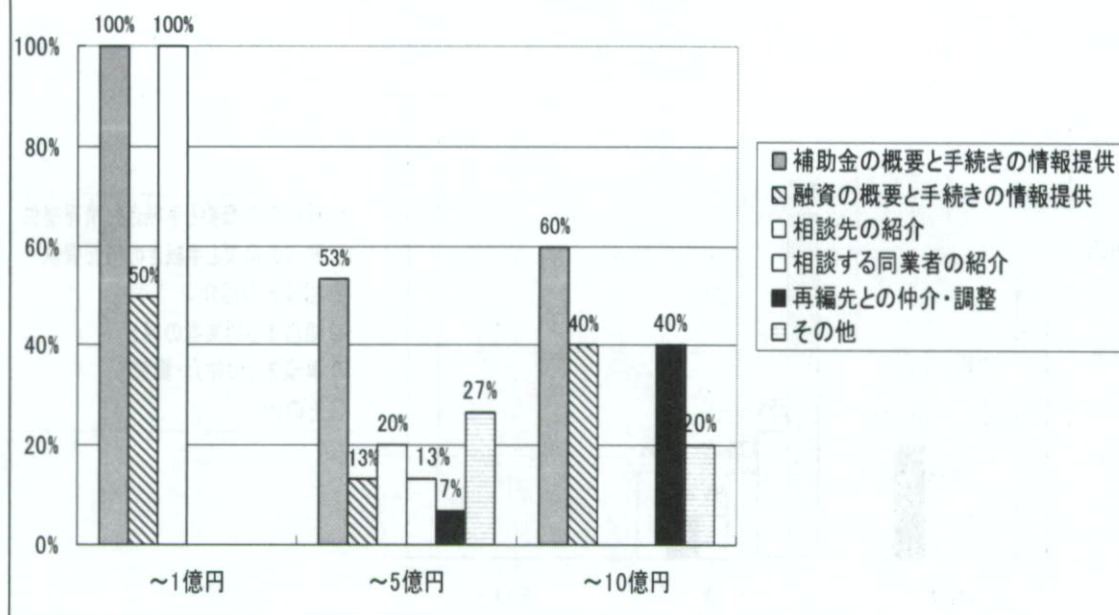


売上高別では、「～1億円」は「補助金の概要と手続きの情報提供」の100%、「融資の概要と手続きの情報提供」の50%、「相談先の紹介」の100%であり、「～5億円」は「補助金の概要と手続きの情報提供」の53%、「融資の概要と手続きの情報提供」の13%、「相談先の紹介」の20%、「相談する同業者の紹介」の13%、「再編先との仲介・調整をしよう」の7%である。「～10億円」は「補助金の概要と手続きの情報提供」の60%、「融資の概要と手続きの情報提供」の40%、「再編先との仲介・調整をしよう」の40%である。

表5. 2-2 売上高別でみる要望(複数回答)

	補助金の概要と 手続きの情報提供	融資の概要と 手続きの情報提供	相談先の紹介	相談する同業者の 紹介	再編先との 仲介・調整	その他	有効 回答数
～1億円	2 100%	1 50%	2 100%	- -	- -	- -	2
～5億円	8 53%	2 13%	3 20%	2 13%	1 7%	4 27%	15
～10億円	3 60%	2 40%	- -	- -	2 40%	1 20%	5
合計	13 59%	5 23%	5 23%	2 9%	3 14%	5 23%	22

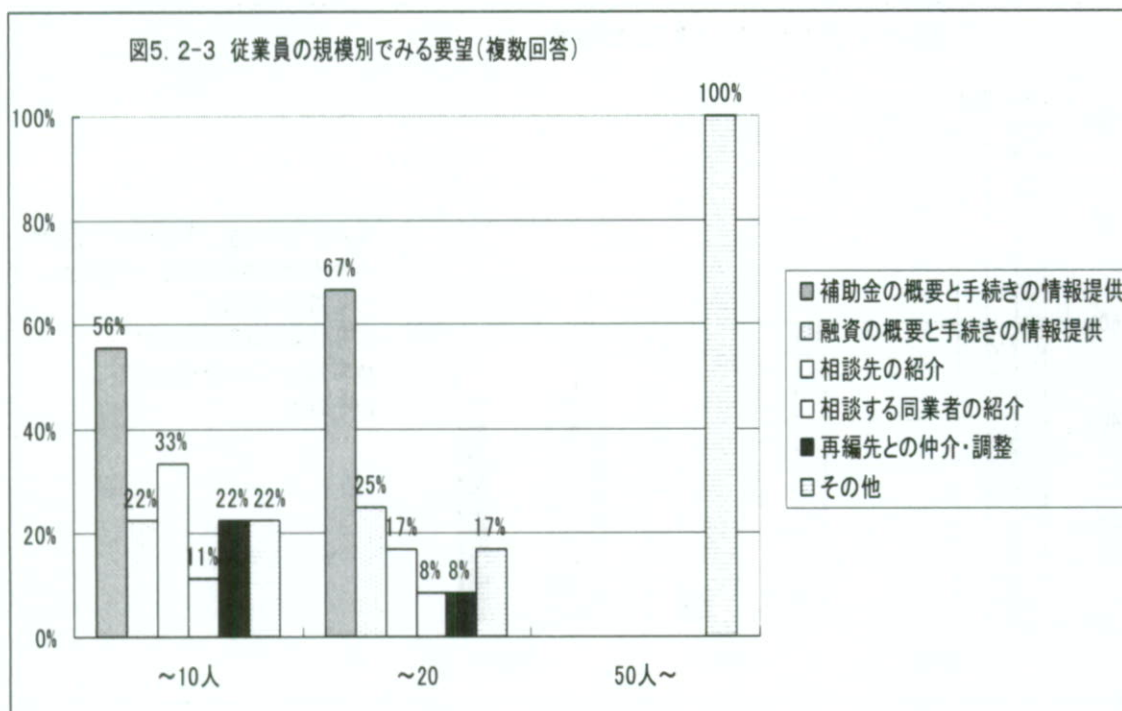
図5. 2-2 売上高別でみる要望(複数回答)



従業員の規模別では、「~10人」は「補助金の概要と手続きの情報提供」の56%、「融資の概要と手続きの情報提供」の22%、「相談先の紹介」の33%、「相談する同業者の紹介」の11%、「再編先との仲介・調整をしてもらう」の22%である。「~20人」は「補助金の概要と手続きの情報提供」の67%、「融資の概要と手続きの情報提供」の25%、「相談先の紹介」の17%、「相談する同業者の紹介」と「再編先との仲介・調整をしてもらう」がともに8%である。

表5. 2-3 従業員の規模別でみる要望(複数回答)

	補助金の概要と 手続きの情報提供	融資の概要と 手続きの情報提供	相談先の紹介	相談する同業者の 紹介	再編先との 仲介・調整	その他	有効 回答数
~10人	5 56%	2 22%	3 33%	1 11%	2 22%	2 22%	9
~20人	8 67%	3 25%	2 17%	1 8%	1 8%	2 17%	12
50人~	- -	- -	- -	- -	- -	1 100%	1
合計	13 59%	5 23%	5 23%	2 9%	3 14%	5 23%	22



5. 3 レンダリング業界の活性化・合理化への意見

レンダリング業界の活性化・合理化への意見を自由記入欄に回答したのは 23 社であり、その主な意見をまとめると次のようになる。

(1) 個別課題への対応と要望

1) 自らの経営方針

自らの経営方針を示したものとして、現状を追認するようなものに「事業を継続する」、「死なず程度に」などがあり、レンダリング業の自らの今後の対応として「ワークシェアを検討中」、「合併なり協業化の方向を見据えた経営を続ける」というものと「原料が少ないので食品廃棄物による飼料等の製造開発を行う」がある。また、思案しているものとして「移転先もないので相談したい」や「今後問題が発生したら協会と相談したい」などがある。

2) 法制度の改正

廃掃法の改正では、「レンダリング原料の広域認定」をあげており、また「再生利用促進のための改正」が必要としている。肉粉の規制では、「牛生脂からの肉粉のペット用など流通規制解除（アメリカは利用している）」であり、「肉骨粉等適正処分協議会において重点的に取り組む課題」としている。また、ポークミール製造基準の再検討として、「一部ラインをクリーニングするが製造基準が厳しいので採算が課題」となることから要望をあげている。ポーク・チキンミールは解除されているが、飼料利用が進展していないことから「飼料利用の推進」をあげ、また「牛肉骨粉の肥料解禁の早期実現」をもあげている。

3) 補助金と肉骨粉事業

レンダリング設備ではなく付帯設備などでの「設備更新の補助金がない」ことをあげ

ており、肉骨粉事業では「補助金の削減した分、業界の活性化になる副産物有効利用など事業改革」をあげ、現状の厳しさから「燃料費の大幅値上げのため、肉骨粉補助単価の見直し」としている。

（２）ワークシェア

ワークシェアは必要かつ早急に取り組むことにあるが、声だけで実際の活動とはなっていない。この背景は各々の商権が係わっていることと、それ以上に企業間でワークシェアにより利益に大差がでると懸念されていることが根底にある。このため、ワークシェアの参加企業が協同組合を設立しワークシェアの工場を定めて、その結果操業できなくなった工場に対しては事業転換の措置を行うことが必要である。

（３）レンタル業の集約化

レンタル業はほとんどが家業であることから相続問題があるため、集約化が困難な状況にある。合法的に補助金等により、統合を進めても環状問題が残ることになる。集約化の実現を図るためには、廃棄物のごみ焼却と同様の発想で、基本計画を地域ごとに策定するときに、レンダラーがそれに参画して集約化を行い、各々の工場の有効活用と必要に応じてレンタル施設を建設するというものである。

過去の経緯を踏まえた対応では共倒れとなる。そうなれば公共施設での対処となるが、それは割高となり資本の損失となるので、共倒れにならない段階で基本計画を策定し集約化の方針を示すべきである。

（４）レンタル業の活性化・合理化

BSE発生から5年間の経過をみると、合理化は進行しているが活性化は進展していないことから、合理化と活性化はそれぞれ独自の計画化が必要である。

１）合理化

後継者問題や環境問題などを抱えるレンダラーがあるため、時期が来れば合理化は進むものと考えられる。あえて合理化のために大きなエネルギー（人・金）を投入する必要はないのではないか。

２）活性化

企業の個性（独自性）は価値がある。それを増進・発展させるための活性化計画として次のことがあげられる。

①レンダラーの社会的地位の向上

- ・ 経営者の質的向上――経営者セミナーなどを頻繁に行う。
- ・ 従業員の質的向上――他工場見学・教育訓練の指導、油脂など基礎知識学習、分析方法の指導

②加工メーカーと関係強化

- ・ メーカー担当者との座談会等の実施

③環境問題解決への支援

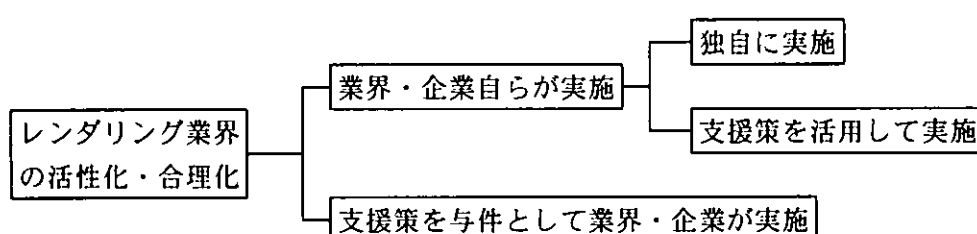
- ・ 情報の共有推進――同じ問題を抱える同規模のレンダラーの懇談会など
- ・ 費用補助――環境改善のための設備費補助

第2部 レンダリング業界の活性化・合理化手法調査

1 活性化・合理化の基本的な手法

レンダリング業界の活性化・合理化を推進するには、業界や企業自らの自助努力により実施するものと、国等の支援策により実施するものに分かれる。前者は業界や企業が自ら独自に実施するものと、支援策を活用するものとに分かれ、後者は支援策を与件として業界や企業が実施するものであり、これらの関係を示すと次のようになる。

図1. 1 レンダリング業界の活性化・合理化の推進方法



この推進方法は、業界や企業が自ら独自に実施するものと、支援策を活用するなり与件とするものにまとめられるが、支援策には農林水産省施策の他に中小企業施策によるものがあり、支援策を活用すれば効率的かつ効果的な対応が可能となる。この時に活性化と合理化は基本的に発想が異なるものであり、自ら独自にと支援策との関連から活性化・合理化手法を示すと次のようになる。

表1. 1 業界・企業の活性化・合理化の手法

区 分		手 法
業界・企業が自ら独自	活性化	新規分野に独自資本で進出
	合理化	規模拡大のため企業買収 レンダリング部門を経営譲渡など
支援策を活用・与件	活性化 と合理化	農林水産省施策 中小企業施策

支援策において農林水産省施策は(社)日本畜産副産物協会を通じて把握できるが、レンダリング業界の各企業は多くが中小企業であることから、ここでは中小企業施策について体系とその概要を示すことにする。施策の内容がわかるものとして、次の2つが公表されており、この中から活性化・合理化に関連する施策・事業を検討することとする。

「平成18年度版中小企業施策総覧」

「中小企業施策利用ガイドブック」

また、企業自ら独自に行う場合の合併などの手法についても概観することとする。

2 中小企業施策の概要

中小企業施策について公表された資料は、中小企業基本法により枠組みが定められていることから、この法の概要を示すこととする。

2. 1 中小企業基本法の概要

(1) 基本法の構成

中小企業基本法の構成は、総則、基本施策などの4章からなる。総則は目的、中小企業者の範囲及び用語の定義、基本理念、国の責務、基本方針、地方公共団体の責務、中小企業者の努力等、小規模企業への配慮などであり、基本施策は4つの柱からなる。

表2. 1 中小企業基本法の目次構成

中小企業基本法（最終改正：平成18年4月26日法律第33号）	
第一章	総則（第1条～第11条）
第二章	基本的施策
第一節	中小企業の経営の革新及び創業の促進（第12条～第14条）
第二節	中小企業の経営基盤の強化（第15条～第21条）
第三節	経済的社会的環境の変化への適応の円滑化（第22条）
第四節	資金の供給の円滑化及び自己資本の充実（第23条・第24条）
第三章	中小企業に関する行政組織（第25条）
第四章	中小企業政策審議会（第26条～第30条）
附則	

(2) 中小企業者の範囲

中小企業者の範囲は、資本金の額（又は出資）総額並びに常時使用する従業員数で、小規模事業者は、常時使用する従業員数により定められている。

表2. 2 中小企業の範囲

	製造業その他	卸売業	小売業	サービス業
旧基本法の 定義	1億円以下 300人以下	3千万円以下 100人以下	1千万円以下 50人以下	
新基本法の 定義	3億円以下 300人以下	1億円以下 100人以下	5千万円以下 50人以下	5千万円以下 100人以下

* 製造業その他のその他の主な業種は、建設業、運輸業

* 中小企業金融公庫法等においては、政令により旅館業は資本金5千万円以下
または従業員200人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は資本金
3億円以下または従業員300人以下を中小企業としている。

資料：「平成18年度版中小企業施策総覧」（中小企業庁編）

表 2. 3 小規模事業者の定義

製造業その他	商業・サービス業
20人以下	5人以下

(3) 用語の定義

中小企業施策のキーワードとなる用語を次のように定義している。

①経営の革新

新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。

②創造的な事業活動

経営の革新又は創業の対象となる事業活動のうち、著しい新規性を有する技術又は著しく創造的な経営管理方法を活用したものをいう。

③経営資源

設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。

(4) 基本方針

政府の中小企業に対する基本方針は次の4つがあり、これに基づき施策が講ぜられている。

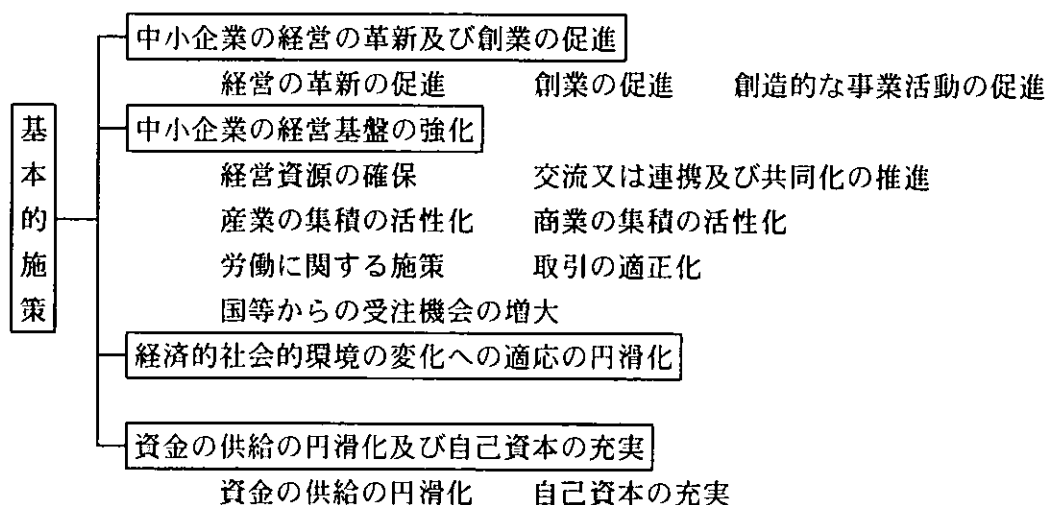
- ①中小企業者の経営の革新及び創業の促進並びに創造的な事業活動の促進を図ること。
- ②中小企業の経営資源の確保の円滑化を図ること、中小企業に関する取引の適正化を図ること等により、中小企業の経営基盤の強化を図ること。
- ③経済的社会的環境の変化に即応し、中小企業の経営の安定を図ること、事業の転換の円滑化を図ること等により、その変化への適応の円滑化を図ること。
- ④中小企業に対する資金の供給の円滑化及び中小企業の自己資本の充実を図ること。

(5) 小規模企業への配慮

小規模企業については別条を設け国が行う措置として、「小規模企業者に対して中小企業に関する施策を講ずるに当たっては、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、金融、税制その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な考慮を払うものとする」と定めている。

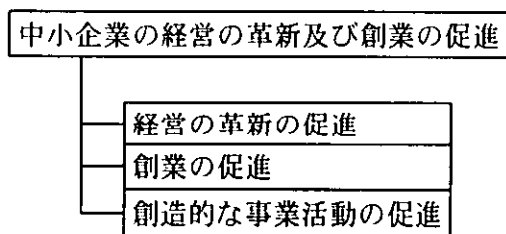
(6) 基本的施策

基本的施策は、「中小企業の経営の革新及び創業の促進」、「中小企業の経営基盤の強化」、「経済的社会的環境の変化への適応の円滑化」、「資金の供給の円滑化及び自己資本の充実」の4本柱からなり、それぞれに主な施策を示した体系は次のようになる。



1) 中小企業の経営の革新及び創業の促進

この施策において国が行う施策として、「経営の革新の促進」、「創業の促進」、「創造的な事業活動の促進」の内容は次のようになる。



①経営の革新の促進

中小企業者の経営の革新を促進するため、新商品又は新役務を開発するための技術に関する研究開発の促進、商品の生産又は販売を著しく効率化するための設備の導入の促進、商品の開発、生産、輸送及び販売を統一的に管理する新たな経営管理方法の導入の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

②創業の促進

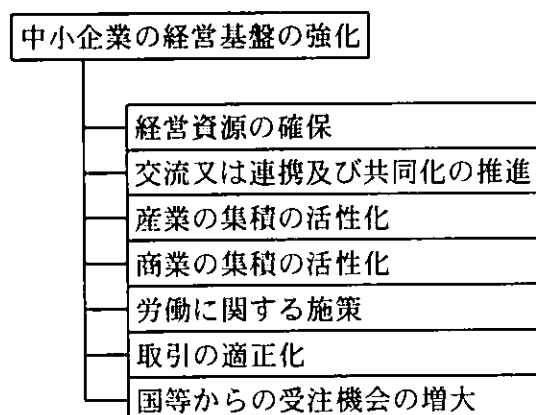
中小企業の創業を促進するため、創業に関する情報の提供及び研修の充実、創業に必要な資金の円滑な供給その他の必要な施策を講ずるとともに、創業の意義及び必要性に対する国民の関心及び理解の増進に努めるものとする。

③創造的な事業活動の促進

中小企業の創造的な事業活動を促進するため、商品の生産若しくは販売又は役務の提供に係る著しい新規性を有する技術に関する研究開発の促進、創造的な事業活動に必要な人材の確保及び資金の株式又は社債その他の手段による調達を円滑にするための制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2) 中小企業の経営基盤の強化

この施策において国が行う施策として、「経営資源の確保」、「交流又は連携及び共同化の推進」、「産業の集積の活性化」、「商業の集積の活性化」、「労働に関する施策」、「取引の適正化」、「国等からの受注機会の増大」の内容は次のようになる。



①経営資源の確保

経営方法の改善、技術の向上その他の中小企業の経営基盤の強化に必要な経営資源の確保に資するため、次の施策を講ずるものとする。

- a. 中小企業の施設又は設備の導入を図るため、中小企業者の事業の用に供する施設又は設備の設置又は整備を促進すること。
- b. 中小企業の技術の向上を図るため、中小企業者が行う技術に関する研究開発を促進し、国が行う技術に関する研究開発に中小企業者を積極的に参加させ、国、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人の試験研究機関及び大学と中小企業との連携を推進し、並びに技術者研修及び技能者養成の事業を充実すること。
- c. 中小企業の事業活動に有用な知識の向上を図るため、経営管理者に対し研修の事業を充実するとともに、新たな事業の分野の開拓に寄与する情報その他の情報の提供を促進すること。

上記に定めるもののほか、中小企業者の必要に応じ、情報の提供、助言その他の方法により、中小企業者が経営資源を確保することを支援する制度の整備を行うものとする。

②交流又は連携及び共同化の推進

中小企業者が相互にその経営資源を補完することに資するため、中小企業者の交流又は連携の推進、中小企業者の事業の共同化のための組織の整備、中小企業者が共同して行う事業の助成その他の必要な施策を講ずるものとする。

③産業の集積の活性化

自然的経済的社会的条件からみて一体である地域において、同種の事業又はこれと関連性が高い事業を相当数の中小企業者が有機的に連携しつつ行っている産業の集積の活性化を図るために必要な施策を講ずるものとする。

④商業の集積の活性化

相当数の中小小売商業者又は中小サービス業者が事業を行う商店街その他の商業の集

積の活性化を図るため、顧客その他の地域住民の利便の増進を図るための施設の整備、共同店舗の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

⑤労働に関する施策

中小企業における労働関係の適正化及び従業員の福祉の向上を図るため必要な施策を講ずるとともに、中小企業に必要な労働力の確保を図るため、職業能力の開発及び職業紹介の事業の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

⑥取引の適正化

中小企業に関する取引の適正化を図るため、下請代金の支払遅延の防止、取引条件の明確化の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

⑦国等からの受注機会の増大

中小企業が供給する物品、役務等に対する需要の増進に資するため、国等の物品、役務等の調達に関し、中小企業者の受注の機会の増大その他の必要な施策を講ずるものとする。

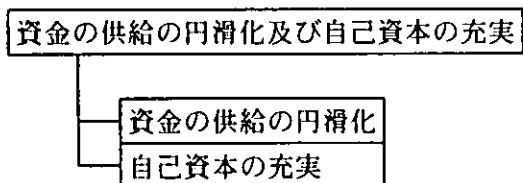
3) 経済的社会的環境の変化への適応の円滑化

この施策において国が行う施策として、次の5項目である。

- a. 貿易構造、原材料の供給事情その他の経済的社会的環境の著しい変化による影響を受け、現に同一の地域又は同一の業種に属する相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合には、中小企業の経営の安定を図り、及び事業の転換を円滑にするための施策その他の必要な施策を講ずるものとする。
 - b. 中小企業者以外の者の事業活動による中小企業者の利益の不当な侵害を防止し、中小企業の経営の安定を図るための制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。
 - c. 取引先企業の倒産の影響を受けて中小企業が倒産する等の事態の発生を防止するため、中小企業に関して実施する共済制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。
 - d. 中小企業者の事業の再建又は廃止の円滑化を図るため、事業の再生のための制度の整備、小規模企業に関して実施する共済制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。
- c. a. 及び d. の施策を講ずるに当たっては、中小企業の従事者の就職を容易にすることができるように必要な考慮を払うものとする。

4) 資金の供給の円滑化及び自己資本の充実

この施策において国が行う施策として、「資金の供給の円滑化」、「自己資本の充実」の内容は次のようになる。



①資金の供給の円滑化

中小企業に対する資金の供給の円滑化を図るため、政府関係金融機関の機能の強化、信用補完事業の充実、民間金融機関からの中小企業に対する適正な融資の指導その他の必要な施策を講ずるものとする。

②自己資本の充実

中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2. 2 中小企業関連法

中小企業の具体的施策・事業は、中小企業基本法の他に個別の多くの中小企業関連法によっていることから、その法律を以下に示す。

表 2. 4 中小企業関連法

<u>(1) 基本</u>
中小企業基本法（昭38.7.20法154）
<u>(2) 中小企業の経営の革新及び創業の促進</u>
中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平18.4.26法33）
中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平11.3.31法18）
中小企業流通業務効率化促進法（平4.5.29法65）
産業活力再生特別措置法（平11.8.13法131）

<u>(3) 中小企業の経営基盤の強化</u> 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平14.12.11法147） 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭31.5.22法115） 中小企業支援法（昭38.7.15法147） 中小企業団体の組織に関する法律（昭32.11.25法185） 中小企業等協同組合法（昭24.6.1法181） 商店街振興組合法（昭37.5.17法141） 下請中小企業振興法（昭45.12.26法145） 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平9.3.31法28） 中小小売商業振興法（昭48.9.29法101） 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化 の一体的推進に関する法律（平10.6.3法92） 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出 のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平3.5.2法57） 中小企業退職金共済法（昭34.5.9法160） 下請代金支払遅延等防止法（昭31.6.1法120） 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭41.6.30法97）
<u>(4) 経済的社会的環境の変化への適応の円滑化</u> 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭37.9.4法150） 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助 及び助成に関する法律（平7.3.1法16） 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の 事業活動の調整に関する法律（昭52.6.25法74） 小売商業調整特別措置法（昭34.4.23法155） 中小企業倒産防止共済法（昭52.12.5法84） 小規模企業共済法（昭40.6.1法102）
<u>(5) 資金の供給の円滑化及び自己資本の充実</u> 中小企業金融公庫法（昭28.8.1法138） 商工組合中央金庫法（昭11.5.27法14） 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平5.5.12法44） 中小企業信用保険法（昭25.12.14法264） 信用保証協会法（昭28.8.10法196） 中小企業投資育成株式会社法（昭38.6.10法101）
<u>(6) 小規模企業</u> 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平5.5.21法51） 商工会法（昭35.5.20法89）
<u>(7) 中小企業に関する行政組織</u> 中小企業庁設置法（昭23.7.2法83）

2. 3 中小企業施策の具体的な構成

中小企業施策について公表された資料は、

「平成 18 年度版中小企業施策総覧」（平成 18 年 9 月 中小企業庁編：出版物、473p）

「中小企業施策利用ガイドブック」（中小企業庁 HP よりダウンロードできる）

の 2 つが代表であり、これらの作成趣旨と構成は次のようになる。

（1）平成 18 年度版中小企業施策総覧

1）趣旨

本書は、主に施策実施担当者や中小企業診断士など中小企業施策に関する情報を専門的に知りたい方を対象に、より詳細に施策を理解するために作成しているものである。

我が国の中小企業施策全般にわたる網羅的な解説や中小企業関連法律の概要、行政機関・中小企業関係団体の住所録等を収録している。

2）目次構成

第Ⅰ部 中小企業施策の概要

- 1 中小企業基本法 2 中小企業施策の体系
- 3 中小企業対策予算

第Ⅱ部 個別中小企業施策

第1編 経営サポート

- 第1章 「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」に基づく支援
- 第2章 新連携支援
- 第3章 創業・ベンチャー支援
- 第4章 経営革新の支援
- 第5章 技術革新・IT化支援
- 第6章 中小企業の再生支援
- 第7章 雇用・人材支援
- 第8章 国際化支援
- 第9章 取引・官公需支援、事業分野の調整
- 第10章 経営安定支援
- 第11章 小規模企業支援
- 第12章 連携・共同化の推進
- 第13章 エネルギー・環境対策支援

第2編 金融サポート

- 第1章 資金供給の円滑化・多様化
- 第2章 自己資本の充実

第3編 財務サポート

- 第1章 中小企業関連税制
- 第2章 中小企業会計

第4編 商業・地域サポート

- 第1章 商業・物流支援
- 第2章 地域産業支援

第5編 相談・情報提供

第1章 相談	
第2章 情報提供	
第6編 その他の施策	
第1章 人権啓発等	
第2章 業種別対策	
第Ⅲ部 関連資料	
1 経済産業省組織図	2 中小企業庁の組織
3 地方支分部局	4 中小企業政策審議会
5 中小企業関係の統計資料	6 中小企業者等の定義一覧
7 中小企業関係機関の住所録	

索引

(2) 平成18年度中小企業施策利用ガイドブック

1) 趣旨

中小企業が中小企業施策を利用になる際の手引書となるよう、施策の概要を簡単に紹介したものである。各種ある支援策のうち、各企業が活用したい施策を簡単にさがすことができるよう、施策利用者の目的に合わせたインデックスを設けている。

◎中小企業施策を目的別でさがす

◎中小企業施策を施策分野別でさがす

〈参考〉 平成18年度中小企業庁政策の重点項目

中小企業の定義について

問い合わせ先一覧

索引

2) 目次構成――目的別でさがす

- | | |
|-----------------------------------|---------------------------|
| 1.創業したい | 2.経営の効率化を図りたい(経営革新) |
| 3.新たな設備を導入したい | 4.新ビジネスや新分野に乗り出したい(新事業展開) |
| 5.他の事業者と連携して事業を行いたい | 6.販路を開拓したい |
| 7.技術開発に取り組みたい | 8.I Tを活用したい |
| 9.産業財産権に関する支援を受けたい | 10.企業を再生したい |
| 11.社員教育・人材育成を行いたい | 12.従業員を雇用したい・雇用環境を整備したい |
| 13.外部の専門家を活用したい | 14.海外展開をしたい |
| 15.下請取引の適正化を図りたい(下請取引に関する支援を受けたい) | |
| 16.災害時や、金融環境・経営環境の変化に対応した支援を利用したい | |
| 17.個人保証に依存しない資金供給を受けたい | |
| 18.担保・不動産担保に依存しない資金供給を受けたい | |
| 19.事業承継を円滑に行いたい | 20.中心市街地・商店街を活性化したい |
| 21.物流を効率化したい | 22.地域経済の発展に寄与したい |
| 23.相談したい | 24.融資・保証制度を知りたい(上記分類以外) |
| 25.税制措置を知りたい(上記分類以外) | |

3) 目次構成ー施策分野別でさがす

中小企業政策の基本理念

中小企業の定義

1. 経営サポート

- | | | |
|-------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------|
| ☐ 中小企業モノ作り支援 | ☐ 創業・ベンチャー支援 | ☐ 経営革新支援 |
| ☐ 新連携支援 | ☐ 技術革新・IT化支援 | ☐ 知的財産支援 |
| ☐ 再生支援 | ☐ 国際化支援 | ☐ 取引・官公需支援 |
| ☐ 小規模企業支援 | | |

2. 金融サポート

3. 財務サポート

4. 商業・地域サポート

- | | |
|----------------------------------|---------------------------------|
| ☐ 商業・物流支援 | ☐ 地域産業支援 |
|----------------------------------|---------------------------------|

5. 相談・情報提供

総覧とガイドブックを比較すると構成と名称は同様であり、総覧は総てが掲載されているが、ガイドブックはHPにより目的や分野などで検索して利用できるというものである。このため、以下では総覧を基礎として用いることとする。

2. 4 中小企業施策と活性化・合理化

平成18年度版中小企業施策総覧において、具体的な施策が示されているのが「第Ⅱ部 個別中小企業施策」で、その中心部は13章からなる「第1編 経営サポート」であり、この他の「第2編 金融サポート」、「第3編 財務サポート」、「第4編 商業・地域サポート」の3つは第1編と密接に関連するものであり、「第5編 相談・情報提供」と「第6編 その他の施策」は各サポートを補完的なものである。

この編別の施策について章・節・項まで示し、これによりレンダリング業界の活性化・合理化を検討することになるが、概ね利用できるとみられる施策を章と節で示すと次のようになる。ここでの活性化とは、企業自らの経営基盤強化や新規事業への参入などのものを該当とする。

表2. 5 経営サポート等編別の関連性の検討方法

編構成	検討方法
第1編 経営サポート	活性化か合理化かの関連性の有無
第2編 金融サポート	レンダリング業界との関連性の有無
第3編 財務サポート	〃
第4編 商業・地域サポート	〃
第5編 相談・情報提供	〃
第6編 その他の施策	〃

(1) 経営サポートと活性化・合理化

第1編の経営サポートについて、活性化と合理化に分けてレンダリング業界に該当するものを「節」単位であげることとする。

表 2. 6-1 経営サポートと活性化・合理化

第1編 経営サポート	活性化	合理化
第1章 中小企業のものづくり支援 第1節 中小企業モノ作り基盤技術高度化法の概要と支援 1. 法の目的 2. 法律の概要 第2節 モノ作り基盤技術高度化のための環境整備 1. 川上・川下ネットワーク構築支援事業 2. 高専等活用中小企業人材育成事業 3. 製造中核人材育成事業 4. 中小企業への計量標準要求基盤強化事業 5. 中小企業基盤技術継承支援事業	○ ○	
第2章 新連携支援 第1節 中小企業新事業活動促進法の概要 1. 法律の概要 2. 主な支援策 第2節 新連携支援 1. 新連携事業とは 2. 新連携支援地域戦略会議 3. 新連携事業に対する支援措置	○	
第3章 創業・ベンチャー支援 第1節 中小企業新事業活動促進法による総合的支援 1. 最低資金規制の特例 2. 中小企業技術革新新制度 3. 地域産業資源を活用して行う事業環境の整備 第2節 資金面の支援 1. 直接金融 2. 融資 3. 信用補完 4. 助成金 第3節 経営面の支援 1. 研修・セミナー等の開催 2. 経営支援体制 3. 市場開拓 4. 人材確保 第4節 その他の諸施策 1. 創業・ベンチャー国民フォーラム 2. 異業種交流・融合化		
第4章 経営革新の支援 第1節 経営革新の支援 1. 経営革新のための事業に対する支援 2. 支援措置 3. 経営向上計画による経営革新のための事業支援 第2節 経営基盤強化の支援 1. 経営基盤強化事業に対する支援 2. 支援措置 第3節 その他の関連諸施策 1. シニアアドバイザー事業 2. 販路開拓コーディネート事業 3. 中小企業総合展	○ ○	

第5章 技術革新・IT化支援 第1節 技術面の支援 1. 技術開発 2. 技術に関する助言等 3. 税制 4. 中小企業の知的財産支援 5. 技術人材の育成 第2節 IT化支援 1. 中小企業のIT化支援 2. 中小企業のIT化のための基盤整備 第3節 特許制度の利用 1. 産業財産権の普及・人材育成・相談に関する支援 2. 産業財産権情報の活用・出願手続等に関する支援 3. 産業財産権の審査請求に関する支援 4. 産業財産権の審査・審判に関する支援 5. 産業財産権の登録に関する支援 6. 産業財産権の活用に関する支援	○	
第6章 中小企業の再生支援 第1節 産業活力再生特別措置法に基づく再生支援 1. 中小企業再生支援指針 2. 中小企業再生支援協議会 3. 再生支援出資事業 第2節 中小企業の再生資金の円滑化 1. 政府系金融機関による再生支援 2. 信用保証協会による再生支援 第3節 経営進路形成支援		○ ○
第7章 雇用・人材支援 第1節 労働対策 1. 労働力の確保 2. 雇用安定・職業能力開発等 3. 労働福祉 4. その他の関連諸施策 第2節 人材育成等 1. 中小企業診断士の試験・登録制度 2. 研修事業		
第8章 国際化支援 1. 海外進出の円滑化 2. 国際取引（提携・貿易）の円滑化		

第9章 取引・官公需支援、事業分野の調整 第1節 取引の適正化 1. 不公正取引の是正 2. 下請け取引の適正化 第2節 下請中小企業の振興 1. 振興基準 2. 振興事業計画制度 3. 下請企業振興協会等 第3節 国等からの受注機会の増大 1. 中小企業者の受注機会の増大の推進 2. 技術力のある中小企業者に対する入札参加資格制度の特例措置について対象分野拡大 3. 官公需契約の手続 第4節 事業分野の調整 1. 事業分野の調整対策 2. 中小小売商業の事業活動の調整対策		
第10章 経営安定支援 第1節 経営安定対策 1. 経営安定特別相談事業 2. 連鎖倒産防止事業 第2節 災害対策 1. 災害発生における援助措置 2. 激甚災害の場合における援助措置 3. 中小企業のBCP策定運用の推進 4. 防災施設整備融資制度		
第11章 小規模企業支援 第1節 商工会・商工会議所を通じた支援 1. 商工会・商工会議所 2. 経営改善普及事業 3. 基盤施設事業 4. 小企業等経営改善資金融資制度 第2節 小規模企業の設備投資支援 1. 小規模企業設備資金制度の概要 2. 設備資金貸付事業及び設備貸与事業の概要 3. 貸付・貸与申請手続等 4. 小規模経営者等設備導入資金助成法 第3節 小規模企業共済制度	○ ○	○ ○

(3) 財務サポートと活性化・合理化

第3編の財務サポートについて、活性化と合理化に分けてレンダリング業界に該当するものをあげる。

表2. 6-3 財務サポートと活性化・合理化

第3編 財務サポート	関連性
第1章 中小企業関連税制 第1節 一般的措置 1. 個人事業者のための措置 2. 法人事業者のための措置 3. 事業承継の円滑化のための措置 4. 消費税及び地方消費税の中小企業者に対する措置 5. 協同組合等のための措置 6. 設備投資促進のための特別措置 7. 試験研究促進のための特別措置 8. 人材育成のための特別措置 9. 省資源・省エネルギーのための特別措置 10. 公害防止・リサイクルのための特別措置 11. その他の措置 12. 税制に関する窓口及び相談機関 第2節 個別の法律に基づく措置 1. 中小企業新事業活動促進法関係の措置 2. (独)中小企業基盤整備機構法関係の措置 3. 中小小売商業振興法関係の措置 4. 中心市街地の活性化に関する法律関係の措置 5. 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律関係の措置	○ ○
第2章 中小企業会計 1. 中小企業の会計パンフレットの作成・配布 2. 中小企業の会計の質の向上に向けた推進計画 3. 中小企業の会計に関する指針の利用による割引制度の開始	

(4) 商業・地域サポートと活性化・合理化

第4編の商業・地域サポートについて、活性化と合理化に分けてレンダリング業界に該当するものをあげる。

第2章 情報提供	
第1節 中小企業施策の広報事業	○
第2節 中小企業に関する調査	○
1. 中小企業の関連の調査 2. 既存統計の加工	
第3節 中小企業白書の作成	

(6) その他の施策と活性化・合理化

第6編のその他の施策について、活性化と合理化に分けてレンダリング業界に該当するものをあげる。

表2. 6-6 その他の施策

第6編 その他の施策	関連性
第1章 人権啓発等 第1節 人権啓発の推進 1. 人権啓発支援推進委託事業 2. 人権啓発支援調査委託事業 第2節 アイヌ対策 1. 展示会の開催 2. 技術研修会	
第2章 業種別対策 第1節 繊維産業対策 1. 中小企業基盤整備機構における繊維対策 2. 中小企業一般施策の活用 第2節 伝統的工芸品産業の振興 1. 伝統的工芸品の指定 2. 各種計画の認定 3. 補助金による助成制度 4. 各種需要開拓事業 5. 高度化融資 6. 税制上の助成措置 7. 中小企業信用保険の適用 第3節 中小農林水産関連企業対策 1. 農林水産関連企業の近代化 2. 農林水産関連産業に対する金融措置等 3. 食料品・木材の流通の合理化 第4節 中小運輸業対策 1. 内航海運対策 2. 自動車分解整備業の近代化対策 3. 物流効率化対策 4. 倉庫業対策 5. 港湾運送業対策 6. 貨物自動車運送事業の中小企業対策	○

第5節 生活衛生関係中小企業対策 1. 生活衛生関係営業者に対する相談・指導事業 2. 生活衛生関係営業者に対する融資 第6節 中小建設業対策 1. 人材確保・養成に向けた施策の実施 2. 組織化・共同化 3. 経営革新・構造改善 4. 金融の円滑化 5. 建設業の経営改善に関する対策 6. 建設産業の構造改善事業 7. 中小・中堅建設業の受注機会の確保 8. 建設生産システムの活性化 9. 木造住宅等の生産体制の近代化・活性化 10. 中小不動産業対策	
---	--

3 中小企業施策とレンタル業活性化

中小企業施策の中心部である「第1編 経営サポート」について、レンタル業の活性化との関連性を表2. 6-1で示したが、関連があるとした施策の具体的な概要を示すことでレンタル業界活性化の参考に資する。

3. 1 中小企業のものづくり支援

中小企業のものづくり支援（第1章）の中でモノ作り基盤技術については、次の2つの施策があり、レンタル業の活性化との関連を示すことにする。

（1）特定ものづくり基盤技術の指定

「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」では「特定ものづくり基盤技術高度化指針」により、ものづくりの基礎となる技術の中から、主として中小企業が担い、その高度化を図ることが我が国製造業の国際競争力の強化や新たな事業の創出に資する蓋然性の高い技術をしてしている。

指定ものづくり基盤技術は、次の17技術である。

組み込みソフトウェア、金型、電子部品、デバイスの実装、プラスチック成形加工、鍛造、動力伝達、部材の結合、鋳造、金属プレス加工、位置決め、切削加工、織染加工、高機能化学合成、熱処理、めっき、発酵、真空の維持

この基盤技術は、電子部品や金属、機械類が多くを占めているが、レンタル設備において新たな技術開発を行うとして、熱処理技術をテーマに検討することが考えられる。また、発酵技術もレンタルの熱処理ではない、発酵によるソフトな処理で高付加価値の商品開発を目指すことも考えられ、この施策事業名としては次となる。

・特定ものづくり基盤技術の研究開発等に対する支援制度

この研究開発支援制度では、基盤技術を担う中小企業者と川下製造業者等が実施するので、基盤技術高度化指針に沿って策定された特定研究開発等計画を基本とした研究開発が対象となる。

(2) モノ作り基盤技術高度化のための環境整備

モノ作り基盤技術高度化のための環境整備では5つの事業が示されているが、この中で人材の育成と技術継承の次の2つが対象と考えられ、レンダリング処理・製造技術に適用するものである。

・製造中核人材育成事業

・中小企業基盤技術継承支援事業

1) 製造中核人材育成事業

製造業の競争力を支える現場の「技術」を継続・確保するための実践的な人材育成を、産業界と大学等が一体となって取り組むプロジェクト。

2) 中小企業基盤技術継承支援事業

ものづくり中小企業の生産工程における強みの核となる優れた技術、技能、ノウハウ等を次世代に継承するため、個別従業員の暗黙知となっていた技術・技能等を、体系化・デジタル化により、社内に蓄積し継承・共有化を可能とするツールの開発。

3. 2 新連携支援

新連携支援（第4章）における新連携は、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」で示された1つの施策対象であり、この法の目的と新連携の事業概要は次のようになる。

(1) 中小企業新事業活動促進法

「中小企業新事業活動促進法」の目的は、「創業及び新たに設立された企業の事業活動の支援並びに中小企業の経営革新及び異分野の中小企業の連携による新事業分野開拓の支援を行うとともに、地域におけるこれらの活動に資する事業環境を整備すること等により、中小企業の新たな事業活動の促進を図る」と定めている。

これを要約すると、①創業、②技術革新、③新連携の取り組みを支援するとともに、④これらの新たな事業活動の促進に資する事業環境基盤（新事業支援体制整備）の充実を図るものであり、新連携以外のそれぞれは次に示されている。

①創業――→第3章 創業・ベンチャー支援

②技術革新――→第4章 経営革新の支援

④新事業支援体制整備→第3章 創業・ベンチャー支援

(2) 新連携事業

1) 新連携事業の概要

新連携（中小企業新事業活動促進法では「異分野連携新事業分野開拓」という）とは、事業分野を異にする2社以上の中小企業が有機的に連携し、その経営資源（設備、技術、個人の有する知識、技能）を有効に組み合わせて、新事業活動を行うことで新たな事業分野の開拓を図ることを指す。

2) 新連携事業の要件

異分野とは日本標準産業分類の細分類（4桁）において異なる分野に属しているものを指すが、同分類でも持ち寄る経営資源が異なれば異分野とする。

「新事業活動」の原則は、次のように分類されている。

①新商品の開発又は生産

②新役務の開発又は提供

③商品の新たな生産又は販売方式の導入

④役務の新たな提供方式の導入

「新事業分野開拓」とは、市場において事業を成立させることを指し、具体的な販売活動が計画されるなど事業として成立する可能性が高く、継続的な事業として成立することが求められている。

3) 新連携の支援

新連携の支援に当たっては、(独)中小企業基盤整備機構に設けられた「新連携支援地域戦略会議」が全国9ヵ所に設置されており、その支援の手続は事務局に①相談し、②申請様式を作成して、③認定申請書を提出し、④認定を受けることになる。

3. 3 経営革新と経営基盤強化の支援

経営革新の支援(第4章)では、経営革新の支援と経営基盤強化の支援の2つがあり、それぞれとも中小企業新事業活動促進法に基づくもので、その概要は次のようになる。

(1) 経営革新の支援

1) 経営革新のための事業に対する支援

上記の同法において「経営革新」の定義は、事業者が新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいうと定めている。その内容は、個別の中小企業者、組合及び任意にグループ等が、同法による「経営革新計画」の承認を国又は都道府県から受けて、経営の向上を図るため、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売方式の導入、役務の新たな提供方式の導入により、新たな事業活動等の経営革新を行う際に支援がある。

経営革新計画には、次の事項を記載することになる。

①経営革新の目標

②経営革新による経営の向上の程度を示す指標

③経営革新の内容及び実施時期

④経営革新を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

⑤組合等が経営革新に係る試験研究のための費用に充てるためその構成員に対し

負担金の賦課をしようとする場合にあっては、その賦課の基準

2) 支援措置

支援措置には、①融資、②税制、③信用保証の特例、④直接金融、⑤特許料等の減免があり、その概要は次のようになる。

①融資

a. 経営革新に取り組む企業を支援する貸付

b. 中小企業基盤整備機構高度化融資

c. 小規模企業設備資金制度(設備資金貸付事業)の特例

②税制

a. 設備投資減税

b. 同族会社の留保金課税の停止措置

③信用保証の特例

④直接金融

- a. 中小企業投資育成株式会社法の特例
 - b. ベンチャーファンドからの融資
- ⑤特許料等の減免

(2) 経営基盤強化の支援

経営基盤強化の支援は、経済環境の急激な変化等によって業況が悪化した特定業種（政令で指定）に属する特定組合等（商工組合等の全国団体）が、中小企業者の将来の経営革新に寄与するための経営基盤の強化に関するもの（経営基盤強化事業という）について、経営基盤強化計画を作成し主務大臣の承認を受けて実施される事業への支援である。

レンタル業界ではBSEによる激変があったが、農林水産省の事業によっており、今後の対応も同省によった措置が講じられると考えられることから、この事業は該当しないとみられるものの、経済環境の激変があれば検討の対象になろう。

3. 4 技術革新・IT化支援

技術革新・IT化支援（第5章）には、技術面の支援、IT化支援と特許制度の利用の3つがあるが、特許制度を除く2つの概要は次のようになる。

(1) 技術面の支援

1) 技術開発

①中小企業・ベンチャー挑戦支援事業のうち実用化開発事業

a. 事業の概要

本事業は、中小企業の新分野進出等の円滑化を図ることを目的として、中小企業者等が行う実用化研究開発に要する経費の一部を補助するとともに、ビジネスプランの具体化に向けたコンサルティング等を一体的に実施するものである。

b. 補助対象事業

補助対象となる事業は、中小企業が自ら行う新製品、新技術に関する研究開発である。

c. 補助対象となる経費

実用化研究開発に要する経費（原材料、人件費、機関装置費等）

d. 補助率

補助対象となる経費の3分の2以内

e. 補助金

100万円から4,500万円

②中小企業技術革新成果事業化促進事業

a. 事業の概要

本事業は、中小企業製品の高付加価値化、中小企業の新分野進出の円滑化等を図ることを目的として、中小企業が有する優れた技術の事業化のための技術課題を解決するに当たって、公設試、産総研等の技術支援機関による技術支援を受けるために要する経費の一部を補助するものである。

b. 補助対象事業

補助対象となる事業は、中小企業が技術の事業化を図る上で解決すべき技術課題

に対し、中小企業にニーズに積極的に対応する支援機関の技術支援を受けて実施する事業開発である。

c. 補助対象となる経費

技術導入に要する経費、研究開発委託に要する経費、評価・検証等に要する経費

d. 補助率

補助対象となる経費の2分の1以内

e. 補助金

100万円から1,500万円

2) 技術に関する助言等

①公設試験研究機関による技術支援

②テクノナレッジ・ネットワーク（ものづくり支援技術情報サイト）

3) 税制

①中小企業技術基盤強化税制

②試験研究費総額に係る税額控除制度（総額型税額控除制度）

(2) IT化支援

1) 中小企業のIT化支援

①IT活用に対する意識向上と人材の育成

②ITに関するアドバイス・コンサルティング

③ITシステム導入に対する支援

2) 中小企業のIT化のための基盤整備

①共通基盤的ソフトウェア等の整備

②IT推進のための情報提供

4 中小企業施策とレンタル業合理化

中小企業施策の中心部である「第1編 経営サポート」について、レンタル業の合理化との関連性を表2. 6.1で示したが、関連があるとした施策の具体的な概要を示すことで、レンタル業界合理化の参考に資する。

4. 1 中小企業の再生支援

中小企業の再生支援（第6章）では、「産業活力再生特別措置法に基づく再生支援」、「中小企業の再生資金の円滑化」と「経営進路形成支援」で構成されているが、その基本となるのは「産業活力再生特別措置法」（平成11年8月13日法律第131号）であることから、その概要から示すこととする。

(1) 産業活力再生特別措置法の概要

1) 法の目的

この法の目的は、「事業者が実施する事業再構築、共同事業再編及び経営資源再活用を円滑化するための措置を雇用の安定等に配慮しつつ講ずるとともに中小企業の活力の再

生を支援するための措置を講じ、併せて事業者の経営資源の増大に資する研究活動の活性化等を図ることにより、我が国産業の活力の再生を速やかに実現する」としている。

2) 再生方法

目的に示された3つの再生方法である「事業再構築」、「共同事業再編」、「経営資源再活用」の定義は次のようになる。

①事業再構築

事業再構築とは、事業者が行う事業うち、事業者が行う他の事業に比して生産性の高い事業又は将来において生産性が高いと見込まれる事業（中核的事業）の強化を目指した事業活動で次にあげるものをいう。

- a. 生産性の相当程度の向上を図るために事業者が行う事業の構造変化であって次にあげるもの。
 - i. 合併、会社の分割、株式交換、株式移転、事業若しくは事業に必要な資産の譲り受け、他の会社の株式の取得、資本の相当程度の増加又は会社設立による中核的事業の開始、拡大又は能率の向上
 - ii. 事業者が保有する施設の相当程度の撤去若しくは設備の相当程度の廃棄、会社の分割、株式交換、株式移転、事業若しくは資産の譲渡、関係事業者の株式の譲渡又は会社の設立若しくは清算による事業の縮小又は廃止
- b. 経営資源を活用して行う事業の分野又は方式の変更であって次のもの（事業革新）。
 - i. 新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供により、生産若しくは販売に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成を相当程度変化させること。
 - ii. 商品の新たな生産方式の導入又は設備の能力向上により、商品の生産を著しく効率化すること。
 - iii. 商品の新たな販売方式の導入又は役務の新たな提供方式の導入により、商品の販売若しくは役務の提供を著しく効率化し、又は国内における新たな需要を相当程度開拓すること。
- c. 新たな原材料、部品若しくは半製品の使用又は原材料、部品若しくは半製品の新たな購入方式の導入により、商品の生産にかかる費用を相当程度低減すること。

②共同事業再編

共同事業再編とは、過剰供給構造（供給能力が需要に照らし著しく過剰で、長期にわたり継続することが見込まれる状態）であり、「産業活力の再生に関する基本方針」に定める基準に適合する事業分野（特定事業分野）の事業を行う2以上の事業者が共同で行う過剰供給構造の解消を目指した事業活動であって、次の要件に該当するものをいう。

- a. 施設の相当程度の撤去、設備の相当程度の廃棄などの方法により事業分野における供給能力を減少させるものであること。
- b. 2以上の事業者と関連事業者に係る合併、会社の分割、株式交換、株式移転、事業の全部又は1部の譲渡又は譲受け、会社の設立又は清算による組織の再編成を伴うものであること。

③経営資源再活用

経営資源再活用とは、合併、事業の譲受けによる事業者から事業を承継し、他の

事業者の経営資源を有効に活用して生産性を相当程度向上させることを目指した事業活動をいう。

3) 産業活力の再生に関する基本方針

国が定める「産業活力の再生に関する基本方針」について、3つ再生方法に定める事項は次のようになる。

①事業再構築

- a. 事業再構築による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定
- b. 事業再構築の実施方法
- c. a. b. に掲げるもののほか重要事項

②共同事業再編

- a. 供給過剰構造にある事業分野の基準
- b. 共同事業再編による供給能力の減少に関する目標
- c. 共同事業再編の実施方法
- d. a. b. c. d. にあげるもののほか重要事項

③経営資源再活用

- a. 経営資源再活用事による生産性の向上に関する目標の設定
- b. 経営資源再活用の実施方法
- c. a. b. に掲げるもののほか重要事項

4) 事業再構築計画、共同事業再編計画及び経営資源再活用計画の認定

①事業再構築計画の認定

a. 計画の作成と承認

事業者又は2以上の事業者が共同して事業再構築を実施しようとするときは、事業再構築計画を作成し、平成20年3月31日までに提出して承認を受けることができる。

b. 計画事項

事業再構築計画に記載する事項

- イ. 事業再構築の目標
- ロ. 事業再構築による生産性及び財務内容の健全性の向上の程度を示す指標
- ハ. 事業再構築の内容及び実施時期
- ニ. 事業再構築の実施に必要な資金額と調達方法
- ホ. 事業再構築に伴う労務

②共同事業再編計画の認定

a. 計画の作成と承認

特定事業分野の事業を営む2以上の事業者が共同事業再編を実施しようとするとき、共同事業再編計画を作成し、平成20年3月31日までに提出して承認を受けることができる。

b. 計画事項

共同事業再編計画に記載する事項

- イ. 共同事業再編の目標
- ロ. 共同事業再編による供給能力の減少の程度を示す指標

- ハ. 共同事業再編の内容及び実施時期
- ニ. 共同事業再編の実施に必要な資金額と調達方法
- ホ. 共同事業再編に伴う労務

③経営資源再活用計画の認定

a. 計画の作成と承認

事業者が経営資源再活用を実施しようとするときは、経営資源再活用計画を作成し、平成 20 年 3 月 31 日までに提出して承認を受けることができる。

b. 計画事項

経営資源再活用計画に記載する事項

- イ. 活用とする他の事業者の経営資源の内容
- ロ. 経営資源再活用の目標
- ハ. 経営資源再活用による他の事業者から承継する事業の生産性向上の程度を示す指標
- ニ. 経営資源再生利用の内容及び実施時期
- ホ. 経営資源再活用の実施に必要な資金額と調達方法
- ヘ. 経営資源再活用に伴う労務

5) 中小企業再生支援体制の整備

①中小企業再生支援指針

国は、事業再構築、共同事業再編、経営資源再活用の事業を行う中小企業を総合的かつ効果的に支援し、その活力の再生に資するため、認定支援機関が講ずべき支援措置に関する基本的な方針（中小企業再生支援指針）を定めなければならない。

②中小企業再生支援指針

中小企業再生支援指針において定める事項

- a. 中小企業の活力の再生の支援に関する基本的事項
- b. 中小企業の活力の再生の支援内容
- c. 中小企業の活力の再生の支援体制
- d. その他の支援に関し配慮すべき事項

③認定支援機関

a. 支援機関の認定

国は、中小企業再生支援指針に基づき、商工会、都道府県商工会連合会、商工会議所、中小企業支援センターを適正かつ確実に行うことができると認められたものを、その申請により、中小企業再生支援業務を行う者として認定することができる。

b. 認定支援機関の業務

- イ. 事業再構築、共同事業再編、経営資源再活用を行おうとする中小企業者の求めに応じ、必要な指導又は助言を行うこと。
- ロ. 中小企業者及び従業員に、事業再構築、共同事業再編、経営資源再活用に関する研修を行うこと。
- ハ. 上記に掲げる業務に関連して必要な情報の収集、調査研究を行い、その成果を普及すること。

④中小企業再生支援協議会

- a. 認定支援機関に中小企業再生支援協議会を置く。
- b. 支援協議会の委員は、中小企業再生支援業務に係る実務経験又は学識経験を有する者のうちから任命する。
- c. 中小企業再生支援協議会は、認定機関が行う中小企業再生支援業務の具体的内容、実施体制の確立その他の中小企業再生支援業務の遂行に重要な事項を審議し、決定するほか、認定支援機関に対する専門的助言を行う。

(2) 中小企業の再生資金の円滑化

中小企業が再編に取り組むため資金供給の確保は重要な課題であり、このため政府系金融機関や信用保証協会を通じて再生を図る中小企業者に対する金融支援策がある。

1) 政府系金融機関による再生支援

①企業再建資金

経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている中小企業者であって、通常の融資制度では採り上げが困難なものに対し、企業再建計画の策定を前提に融資を行う制度である。

- a. 限度額
設備資金 7 億 2 千万円（うち長期運転資金 4 億 8 千万円）
- b. 利率
基準利率 + 0.3%
- c. 期間
設備資金 20 年以内（うち据置期間 2 年以内）
長期運転資金 10 年以内（うち据置期間 2 年以内）
- d. 担保・保証人
原則として必要である。ただし、一定の要件を満たす場合は、経営責任者の保証を必要とする制度や担保の一部免除が受けられる制度がある。
- e. 手続の流れ
中小企業金融公庫の本店窓口に申し込む。

②DIPファイナンス：注1

法的再建手続や私的整理ガイドライン等により再建中の中小企業者に対して政府系金融機関が融資を行う制度である。

- a. 限度額
設備資金 7 億 2 千万円（うち長期運転資金 4 億 8 千万円）
- b. 利率
基準利率 + 0.3%
- c. 期間
設備資金 10 年以内（うち据置期間 2 年以内）
長期運転資金 5 年以内（うち据置期間 2 年以内）
- d. 担保・保証人
原則として必要である。ただし、一定の要件を満たす場合は、経営責任者の保

証を必要とする制度や担保の一部免除が受けられる制度がある。

e. 手続の流れ

中小企業金融公庫の本店窓口に申し込む。なお、上記は中小企業金融公庫の貸付条件である。商工組合中央金庫においては一部条件が異なる。

注1) DIP ファイナンスとは、米国において再建型倒産手続きである連邦倒産法第11章手続(チャプター11)に入った企業(DIP: Debtor In Possession (占有継続債務者))に対する融資のことを指すが、日本においては、再建型倒産手続きである民事再生法、会社更生法の手続き申立後、計画認可決定前までの融資をDIPファイナンスと称す。民事再生法等申し立てた倒産企業は、申立直後から計画認可までの期間において、運転資金を調達できずに(自社倒産のため、取引先である優良企業の手形を持っていても銀行がその割引に応じないなど)、事業の継続が困難となることがある。このような場合に、この事業の価値を維持させるために、一時的な運転資金を速やかに融資することがDIPファイナンスである。

資料：日本政策投資銀行：ホーム>事業再生,M&A>解説編より

2) 信用保証協会による再生支援

①資金繰り円滑化借換保証制度(借換保証)

保証付借入金の借換えや複数の保証付借入金の債務一本化等を促すことにより月々の返済額を軽減し資金繰りを円滑化する制度である。

a. 限度額

- ア. セーフティネット保証や一般保証で中小企業金融安定化特別保証を借り換える場合は特別保証の既往借入金の残高
- イ. セーフティネット保証により、セーフティネット保証や一般保証を借り換える場合は2億8千万円(6号認定の場合は3億8千万円)
- ウ. 一般保証により、セーフティネット保証や一般保証を借り換える場合は、それぞれの種類の保証における保証限度額

b. 保証料率

0.5%~2.2%

c. 担保保証人

- ア. 中小企業金融安定化特別保証の借換の場合は原則として返済する既往借入金の保証条件に比べて中小企業者に不利にならない保証条件となる。
- イ. セーフティネット保証による借り換えの場合も上記と同様となる。なお返済資金以外の事業資金(新規の融資分)を含めて保証を行う場合にあっては通常の借入に対する保障と同様に取り扱うこととなる。
- ウ. 一般保証による借り換えの場合はそれぞれの種類の保証における保証条件と同様である。

d. 手続の流れ

金融機関あるいは各地の信用保証協会に申し込む。なおセーフティネット保証を利用の場合は市区町村長の認定書及び原則として所定の事業計画書が必要となる。

②事業再生保証制度（D I P保証）

民事再生法等において再生計画の認定等を受け再建に取り組んでいる中小企業者を対象に金融機関が融資を行う際に信用保証協会が保証を行う制度である。

a. 限度額

普通保険にかかる保証は 2 億円、売掛金債権担保保険にかかる保証は 1 億円、無担保保険にかかる保証は 8 千万円

b. 保証料率

0.5%～2.2%

c. 期間

原則 1 年以内

d. 担保保証人

担保・・・原則として担保を徴求

保証人・・・法人の場合は代表者。ただし必要に応じ保証人を徴求。

個人の場合は必要に応じて保証人を徴求。

e. 手続の流れ

金融機関あるいは各地の信用保証協会に申し込む。

4. 2 小規模企業支援

小規模企業支援（第 11 章）では、「商工会・商工会議所を通じた支援」、「小規模企業の設備投資支援」、「小規模企業共済制度」で 3 つ構成されているが、レンタル業界においては活性化と合理化の双方において該当する。3 つのそれぞれの根拠となる法は、

「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」

（平成 5 年 5 月 21 日法律第 51 号）

「小規模企業者等設備導入資金助成法」（昭和 31 年 5 月 22 日法律第 115 号）

「小規模企業共済法」（昭和 40 年 6 月 1 日法律第 102 号）

であり、上記の前 2 つについて概要を示す。

これらの法における小規模事業者や小規模起業者の定義は、製造業などは常用雇用者数が 20 人以下とし、商業・サービス業は 5 人以下としている。

（1）商工会・商工会議所を通じた支援

1）小規模事業者支援法の概要

「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」（小規模事業者支援法）の目的は、「商工会及び商工会議所がその機能を活用して小規模事業者の経営の改善発達を支援するための措置を講ずることにより、小規模事業者の経営基盤の充実を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与すること」としている。

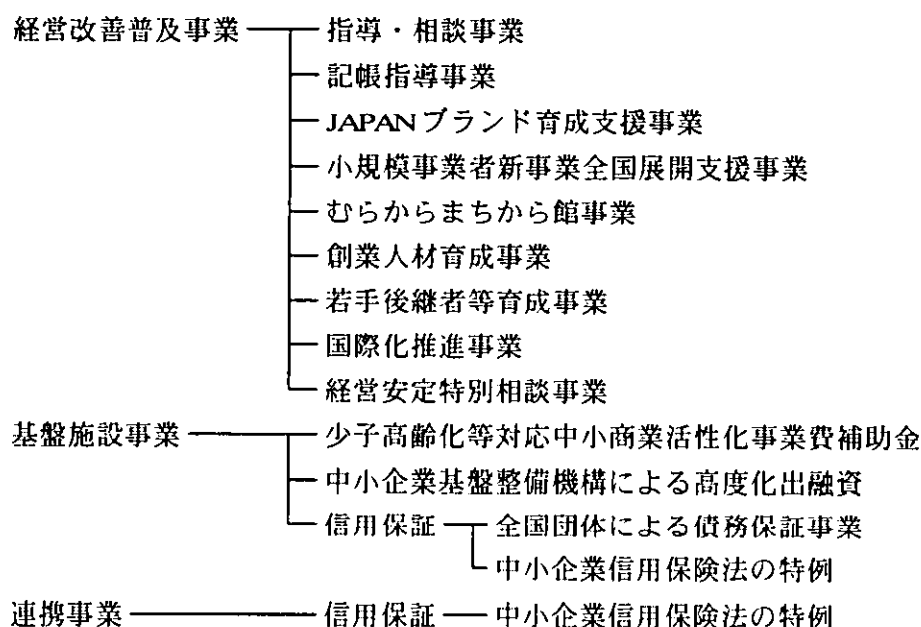
経済産業大臣は、小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会、商工会議所等に対する基本指針として、次の事項を定める。

①小規模事業者の経営の改善発達の基本的な方向

②近代的経営管理方法の導入等経営管理に関する指導に関する事項

③技術の向上、新たな事業の分野の開拓等に寄与する情報の提供等に関する事項

- ④事業の共同化等に寄与する施設の設置に関する事項
- ⑤商工会又は商工会議所がその地区内における商工業の総合的な改善発達のために行う他の事業との関係に関する事項
- ⑥商工会連合会又は日本商工会議所が行う商工会又は商工会議所に対する指導等に関する事項
- ⑦その他小規模事業者の経営の改善発達に関する重要事項
- 小規模事業者支援法に基づく事業の柱は 3 本あり、それぞれの事業種類は次のようになる。



2) 経営改善普及事業

①指導・相談事業

小規模事業者の経営や技術の改善、向上を促進するため、各市町村にある商工会や商工会議所に経営指導員が置かれ、小規模事業者の経営相談、経営指導等に当たっている。経営指導員は、小規模事業者がその経営において必要な金融、税務、労働、取引、経理、その他あらゆる分野にわたってきめ細かく相談・指導を行っている。

また、通常の相談に対し、高度かつ専門的問題、業種別問題あるいは広域的な問題等に対応するため、都道府県商工会連合会に広域指導センター（本部 47 ヲ所、支部 40 ヲ所）が、商工会議所の内部に専門センター（13 大都市の商工会議所 13 ヲ所、中都市（県庁所在地の都市）の商工会議所 39 ヲ所）が設置されており、専門経営指導員や嘱託専門指導員が具体的な相談に応じている。

さらに、技術・経営に関する分野の知識や技能を持つ専門家を都道府県商工会連合会等に登録し、小規模事業者等からの要請に応じこれら専門家を派遣する事業も合わせて実施している（エキスパートバンク）。

②記帳指導事業

小規模事業者には、経営と家計の未分離なものが多く、企業として最低限必要な帳簿を作成していないものがあることなどから、企業記帳を専門的に指導する記帳専任職員および記帳指導員を商工会、商工会議所に配置している。これら職員は、小規模事業者の記帳を指導するのみではなく、必要に応じて企業のための記帳事務の代行も行っている。

また、小規模事業者が毎日の売上げ、仕入伝票等を毎月定められて期間にまとめて持ち込むと、コンピュータに打ち込まれ、毎月末現在の元帳、試算表が整理されて提供されるシステムが、機械化を図っている商工会、商工会議所にある。

③相談・指導以外の主な経営改善普及事業

経営指導員等の相談・指導意外にも、地域振興・販路開拓・創造支援等を図るため、商工会、商工会議所を通じて次のような支援を実施している。

a. JAPAN ブランド育成支援事業

地域が一丸となって地域の強み（資源・技術等）を活かした製品等の価値を高め、「日本」を表現しつつ世界に通用する「JAPAN ブランド」を実現していこうとする取り組みを総合的に支援している。

具体的には、商工会・商工会議所等が核となって、地域の企業をコーディネートして行う市場調査、ブランド戦略づくり、新製品開発やデザイン開発、国内外の展示会出展等に取り組むプロジェクトを支援するとともに、各種情報提供や認知度の向上のための支援直、プロジェクトの側面支援を行っている。

b. 小規模事業者新事業全国展開支援事業（地域資源∞全国展開プロジェクト）

地域の資源を活用した新たな製品の開発や全国的な販路開拓、観光開発といった、地域の産品や魅力を全国に発信し、人々を惹き付けようとする取り組みに対して幅広い支援を行っている。

具体的には、商工会・商工会議所等が地域の小規模事業者等と協力して行う新製品の開発や観光資源の開発、全国展開へ向けた情報発信などの取り組みに対する支援や全国的な商談展示会などの開催などによるマッチング支援を行っている。

c. むらからまちから館事業

東京・有楽町に設置された販路の拠点「むらからまちから館」において、全国各地で開発された特産品や新商品を展示し販路開拓の支援を行うとともに、消費者ニーズ・特産品の需要動向の把握・還元のためのモニター調査等を実施している。

また、地域の観光や特産品などの情報を収集し、紹介ビデオやパンフレット等を活用した情報提供を行っている。

d. 創業人材育成事業

創業に必要な実践的能力の拾得を目指す 30 時間程度の「創業塾」を開催し、創業を志す者が新規開業を実現できるようなソフト面での支援を行っている。

また、経営革新のノウハウを拾得させる「経営革新塾」を開催し、新たな事業展開を目指す事業者や若手後継者の支援も行っている。

e. 若手後継者等育成事業

商工会、商工会議所においては、小規模事業に従事する青年・女性層や若手後継者を対象にその資質向上を図るための研修会等の開催や調査研究を実施している。

f. 国際化推進事業

小規模事業者の海外展開を支援するため、上海に海外駐在員を置いて、国内小規模事業者に寄与する海外情報を収集・提供している。

g. 経営安定特別相談事業

全国の主要商工会議所および都道府県商工会連合会に「経営安定特別相談室」を設置して中小企業者からの相談に応じている。

3) 基盤施設事業

小規模事業者支援法においては、高い公益性を有する地域の総合経済団体にあつて、長年にわたり経営改善普及事業の実績を通じて小規模事業者の実態に精通している商工会・商工会議所を、小規模事業者の経営の改善発展を総合的に支援する団体と位置付け、これらによる事業の共同化等に寄与する施設を設置する事業（基盤施設事業）に対して、支援措置を講じている。

基盤施設事業は、小規模事業者の経営基盤たる施設の近代化を促進するとともに、事業の集団化、共同化等による経営の効率化、近代化の促進について小規模事業者が経験的学習を積む機会を提供することにより、その経営能力を向上させ、併せて地域商工業の総合的な改善発展に寄与することを目的とした事業である。

事業の内容は、小規模事業者の事業の集団化、共同化等に寄与する施設を商工会等が自らまたは商工会の指導および助言を受ける者（会社、公益法人を想定）が設置・運営する事業で、具体的施設は次のとおりである。

- a. 共同工場、共同店舗等の小規模事業者の事業活動の場となる施設
- b. 展示場、研修施設等の小規模事業者の事業活動を支援する施設
- c. 多目的ホール、駐車場等の小規模事業者の集客力向上に資する施設

小規模事業者支援法の認定を受けた基盤施設計画に基づいて基盤施設事業を実施する際に、以下のような各種支援措置が受けられる。

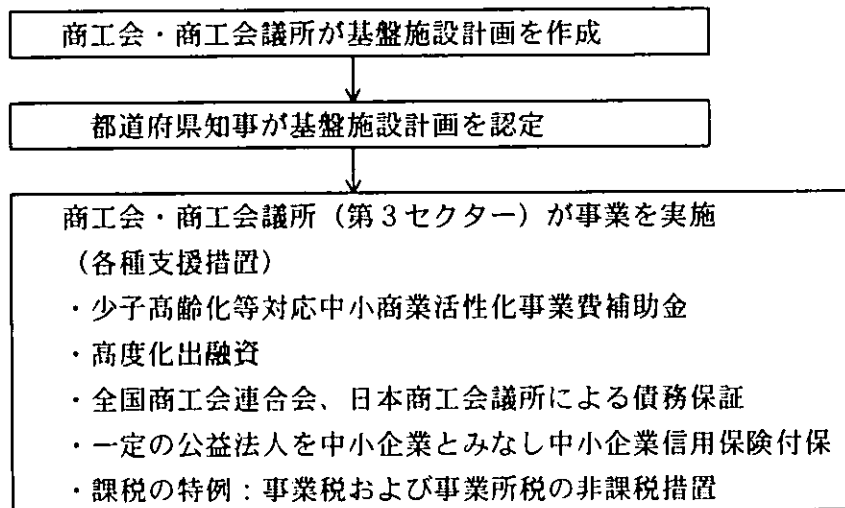
さらに、商工会等が行い小規模事業者の経営の改善発展を支援する事業（経営改善普及事業または基盤施設事業）と連携して実施される、小規模事業者の技術の向上、新たな事業分野の開拓等に寄与する事業を、連携計画に基づいて商工会等以外のものが実施する際にも、中小企業信用保健法の特別措置が受けられる。

①補助金

○少子高齢化等対応中小商業活性化事業費補助金

商工会、商工会議所または公益法人が認定基盤施設計画に従って、中心市街地以外の地域において、一体となつて行う少子高齢化、環境保全、安全・安心・防犯・防災等の国家的政策課題と調和した商業活性化への取り組みに対し、その経費の一部を補助する。

基盤施設事業の体系図



②金融上の支援措置

a. 高度化融資

商工会、商工会議所または第3セクター（公益法人・株式会社）が認定基盤施設計画に従って以下の基盤施設事業を実施する場合、中小企業基盤整備機構の無利子融資の対象となる。

7. 商店街整備等支援事業

商店街の活性化を図るための施設またはこれらの施設と併せてショッピングセンター型の商業店舗を設置・運営する事業

イ. 地域産業創造基盤整備事業

地域の産業おこしの基盤となる施設の設置・運営を行う事業

b. 債務保証

商工会、商工会議所が認定基盤施設計画に従って実施する基盤施設事業に必要な設備資金を民間金融機関等から借り入れる場合、その債務を、全国商工会連合会、日本商工会議所が保証する。

c. 中小企業信用保険法の特例

認定基盤施設計画または認定連携計画に従って、事業を実施する一定の公益法人を中小企業信用保険法上の中小企業者とみなして、この公益法人が行う事業に必要な資金の借入を保険の対象とする。

③税制上の支援措置

a. 法人税、事業税、事業所税の非課税

商工会等の非収益事業所得については、非課税となる。収益事業所得についても、商工会等が以下の事業を行う場合は、収益事業の範囲から除外され、法人税、事業税、事業所税が非課税となる。

(認定基盤施設事業を実施する場合であって)

7. 共同店舗、共同工場を設置し、小規模事業者到低廉な料金で賃貸する事業（不動産貸付業）

イ. 新たな特産品開発、販路開拓等に関する情報をデータベース等を通じて情報提供する事業（無体財産権の提供等）

b. 特別土地保有税の非課税

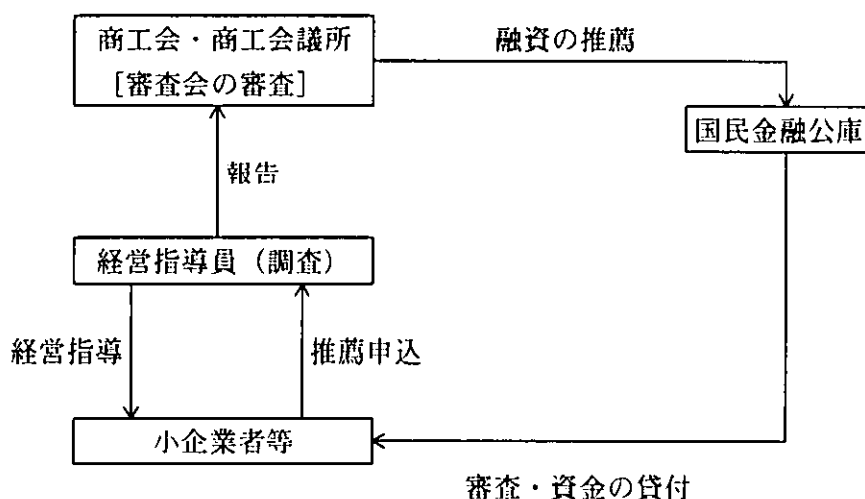
第3セクターが高度化融資を受けて認定基盤施設事業を実施する場合、その事業の用に供する土地に対しては、特別土地保有税が非課税となる。

4) 小企業等経営改善資金融資（マル経）制度

①制度の概要

この制度は、小規模事業者支援法に基づくものではなく一般対策事業であり、小規模企業者の担保・信用力が乏しいことから、商工会・商工会議所等の経営指導員が経営指導を行うことによって、国民金融公庫が無担保・無保証人で融資を行い、小規模企業者の経営改善を図るべく、昭和48年に制定されたものである。

マル経制度の体系図



②貸付対象者

小企業者等に係る融資対象要件

a. 従業員規模等の要件

7. 小企業者——常時使用する従業員が商業・サービス業では2人以下、製造業その他では5人以下の企業

イ. 小企業者に準ずる者——常時使用する従業員が商業・サービス業では5人以下、製造業その他では20人以下の企業であって、その経営内容が小企業者と同様の実態にある者

b. 原則として6ヶ月以前から、経営指導を受けている者であって、経営指導員による経営指導に基づく設備、施設の近代化・販売方法の改善、その他の経営また

は技術の改善のために必要な資金を借り入れようとする者であること。

* 借入残高が 550 万円を超える者は、必ず 6 ヶ月以上の経営指導が必要である。

c. 最近 1 年以上同一会議所等の地区内で事業を行っている者であること。

d. 所得税、法人税、事業税、都道府県民税、市町村民税をすべて完納している者。

e. 商工業者であり、かつ国民生活金融公庫の非融資対象業種等に属していない者

* 生活衛生関係営業者（飲食店、喫茶店、食肉・食鶏肉販売業、氷雪販売業、理業、美容業、興行場経営（映画館、演劇場、演芸場）、旅館業、浴場業、クリーニング業）については、運転資金のみ利用できる。

③貸付条件

7. 貸付限度額：550 万円

ただし、平成 18 年度末までは、別枠として 450 万円の上乗せを実施し、最大 1,000 万円まで貸付可能。

1. 貸付金利：平成 18 年 7 月 12 日現在 2.35%

（利率計算式：基準金利（貸付期間 5 年以内）－0.3%）

7. 貸付期間：設備資金 6 年以内、運転資金 4 年以内

ただし、平成 18 年度末までは、設備資金 7 年以内、運転資金 5 年以内

1. 据置期間：6 ヶ月以内

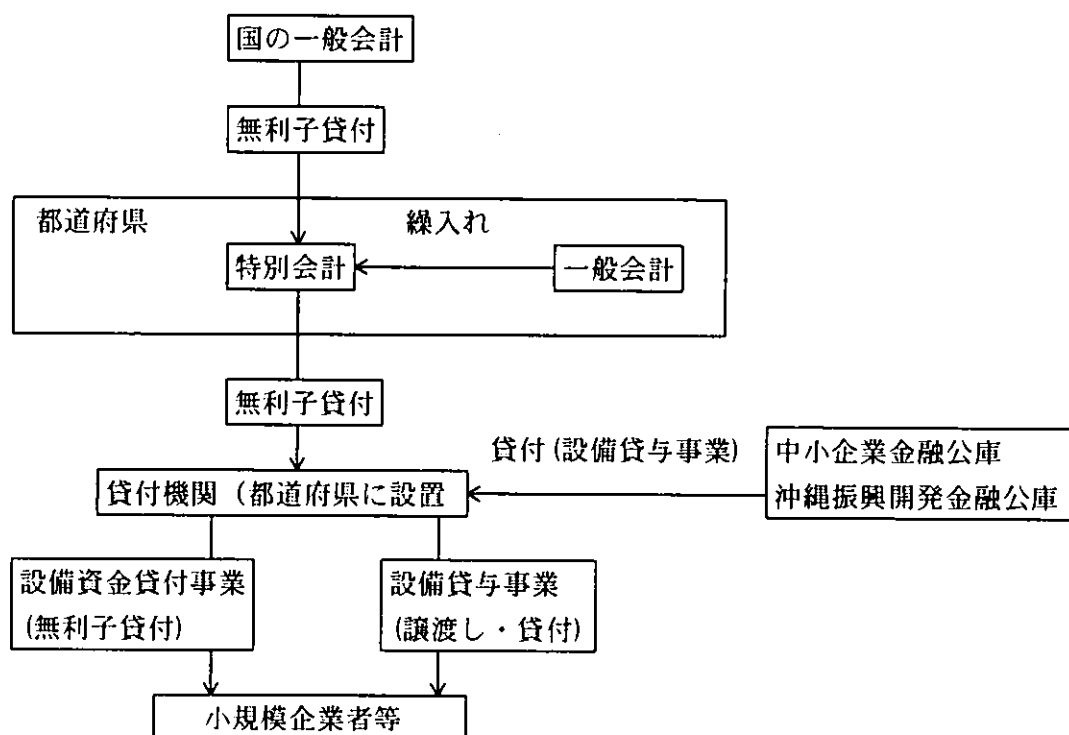
1. 担保等：無担保・無保証人

（2）小規模企業の設備投資支援

1）小規模経営者等設備導入資金助成法

「小規模経営者等設備導入資金助成法」の目的は、「小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入の促進に資するための資金の貸付けを行う都道府県に対し、国が必要な助成を行うことにより、小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化の促進に寄与すること」としている。この法による資金貸付は、都道府県が貸付機関に対する小規模企業者等設備導入資金貸付事業と、貸付機関が行う設備資金貸付事業と設備貸与事業がある。

小規模経営者等設備導入資金助成法の体系図



2) 小規模企業設備資金制度の概要

貸付機関（都道府県に設置されている中小企業支援センター）が行う、設備資金貸付事業と設備貸与事業の要件の概要は次のようになる。

小規模企業設備資金制度の概要

	設備資金貸付事業	設備貸与事業	
		割賦事業	リース事業
対象者	小規模企業者等(注1) および創業者(注2)		
貸付・貸与 限度額	4,000万円(所要資金の1/2以内) * 創業者の特例 ①創業後1年以上の創業者 貸付限度額6,000万円 (所要資金の1/2以内) ②産業活力再生特別措置法による経営資源活用新事業計画・新事業活動促進法による経営革新計画認定企業者 貸付限度額6,000万円 (所要資金の2/3以内)	6,000万円 (創業後1年未満の創業者は 3,000万円)	
利子等	無利子	実質金利：3%以下 保証金：10%以下	月額リース料率 3年リースは約3.0% 5年リースは約1.8%
償還期限	7年以内(公害防止施設は12年以内)		
担保・ 保証人	連帯保証人または物的担保が必要	原則として保証人が必要。 担保が必要となる場合がある。	

(注1) 小規模企業者等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 小規模企業者(常時使用する従業員数が20人(商業・サービス業の場合は5人)以下の事業者)
- (2) 常時使用する従業員数が50人以下の会社および個人のうち次の要件をみたすもの
 - ・ 銀行および政府系金融機関(国民生活金融公庫、住宅金融公庫、沖縄振興開発金融公庫を除く)からの借入金残高が3億円以下であること
 - ・ 直近3事業年度の経常利益の平均額が3,500万円以下であること
 - ・ 大企業からの出資等の割合が単独で3分の1を越えないこと

(注2) 創業者とは、次に掲げる者のうち小規模企業者等に該当する者をいう。

- (1) 1月(会社を設立する場合は2月)以内に創業する具体的計画を持っている者
- (2) 創業後5年以内の者

3) 設備資金貸付事業及び設備貸与事業の概要

①設備資金貸付事業

a. 貸付対象者

貸付対象となるのは、小規模企業者等または創業者であって、次の要件を満たす者となる。

7. 対象設備の導入に係る資金を銀行等の一般金融機関から融通を受けることが困

難であり、かつ、貸付金の償還の見込みが確実と認められること。

- イ. 当該会計年度に設備貸与事業を既に利用している者または同時に使用する者にあては、設備資金貸付事業の貸付額の上限に対する利用額の割合と設備貸与事業の貸与額の上限に対する利用額の割合との合計が 100%を上回らないこと。
- ウ. 性風俗関連特殊営業に該当する業種、その他公序良俗等の観点から対象とすることが適当でないと認められた業種、その他特別の理由により対象とすることが適当でないと各県知事が認める業種に関する事業のための設備導入でないこと。
- エ. 事業開始後 1 年を経過していない創業者であるときは、原則として商工会、商工会議所等の経営指導員による経営指導を 6 月以上以前から受けていること。

b. 貸付対象設備

貸付対象設備は、次の設備となる。ただし、土地および建物（小売業等の店舗の内装工事および外装工事を除く）、賃貸用の物品等その他特別の理由により対象とすることが適当でないと各県知事が認める設備は対象とならない。

7. 創業者の事業を行うために必要がある設備

- イ. 小規模企業者等の経営基盤の強化を図るために新たに導入する必要がある設備であって、次のいずれかに該当するもの

(7) その設備を導入することにより企業の付加価値額または従業員 1 人当たりの付加価値額が一定以上向上すると見込まれるもの

(イ) 公害防止等設備として認められる設備

c. 貸付金額および貸付割合

一の借主当たりの貸付金額は 50 万円以上 4,000 万円以下で、貸付割合は 2 分の 1 以内となる。ただし、創業者については、創業後 1 年を経過した創業者の貸付金額は 50 万円以上 6,000 万円以下、それ以外の創業者の貸付金額は 25 万円以上 4,000 万円以下となり、また、産業活力再生特別措置法の認定経営資源活用新事業計画に従って設備の導入をする者については、貸付金額は 66 万円以上 6,000 万円以下で、貸付割合は 3 分の 2 以内となる。

d. 貸付利率および償還期間

資金の貸付は無利子で、償還期間は 7 年以内（公害防止施設にあては 12 年以内）となり、据置期間 1 年以内の年賦、半年賦または月賦等償還となる。

e. 担保または保証人

貸付を受けるためには、連帯保証人または物的担保（抵当権、譲渡担保等）が必要となる。

②設備貸与事業

設備貸与事業は、小規模企業者が創業および経営基盤強化のために必要とする設備について、貸与機関が代わって購入し、設備貸与（割賦販売、リース）をする事業であり、その内容は次のようになる。

a. 貸与対象者

貸与対象となるのは、小規模企業者等または創業者であって、上記の「貸付対象者」と同様の要件を満たすものとなる。

b. 貸与対象設備

設備貸与の対象設備は、上記の「貸付対象設備」と同様であるが、

(i) 公害防止等設備として認められる設備については、次の追加がある。

なお、一の者に設備貸与をする設備の価格の合計額は、100 万円以上 6,000 万円以下（創業後 1 年を経過していない創業者にあっては、50 万円以上 3,000 万円以下）となる。

c. 賦払割賦・リース料

割賦に関する賦払割賦料は、貸与設備の購入価格について据置期間 1 年以内の年賦、半年賦または月賦により支払、賦払期間中は貸与設備の購入価格の未払相当額に対して年率 3.0% 以下程度の利率による割賦損料（実質金利）を加算して支払うことになる。

リース料は、リース期間中貸与設備の購入価格に対してリース期間ごとに定めた月額リース料率（年 1～3% 程度）を乗じて得た額を支払うことになる。

d. 賦払・リース期間

割賦に関する賦払期間は、7 年以内（公害防止施設にあっては、12 年以内）となる。

リース期間は、原則 3 年以上 7 年以内の範囲で貸与設備の耐用年数により定められる。

e. 保証金および保証人

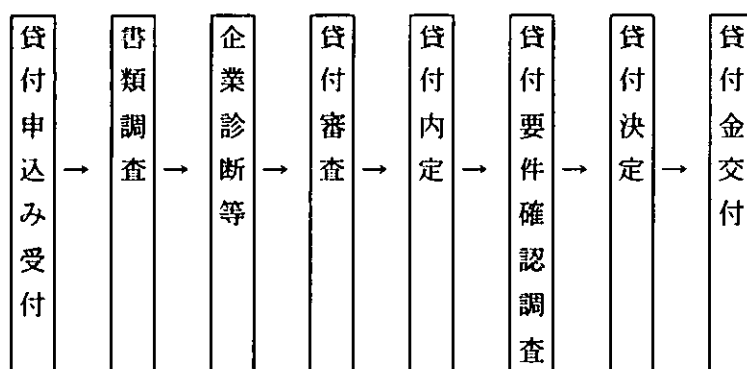
割賦については、原則として賦払割賦料の 10 分の 1 の額以内の額の保証金を支払うことが必要となる（リースの場合は必要ない）。

また、割賦およびリースは、原則として保証人が必要となり、場合によっては担保が必要となることもある。

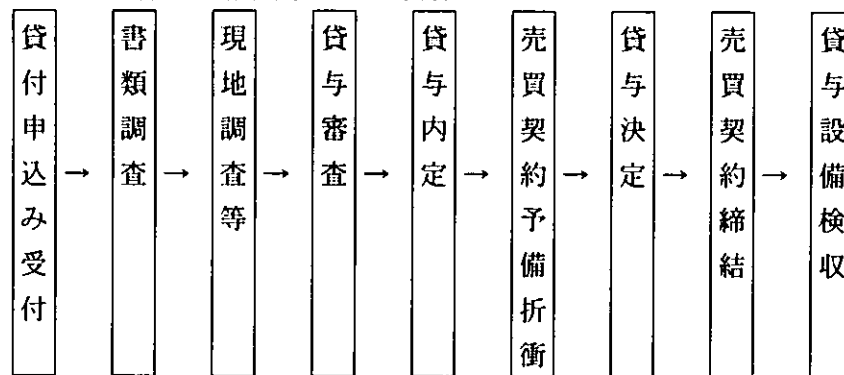
4) 貸付・貸与申請手続等

都道府県の貸与機関において申請の受付を行い、書類調査および企業診断、実地調査を実施した上で貸付・貸与決定が行われる。具体的な手続は次のようになるが、都道府県の貸与機関により多少異なる。

①設備資金貸付事業の資金貸付までの手順



②設備貸与事業の設備貸与までの手順



* 売買契約とは、貸与機関とディーラー等との貸与設備の売買に関するものをいう。

4. 3 連携・共同化の推進

連携・共同化の推進（第 12 章）では、「中小企業連携組織対策」と「高度化事業」で構成され、その概要を以下に示すこととする。

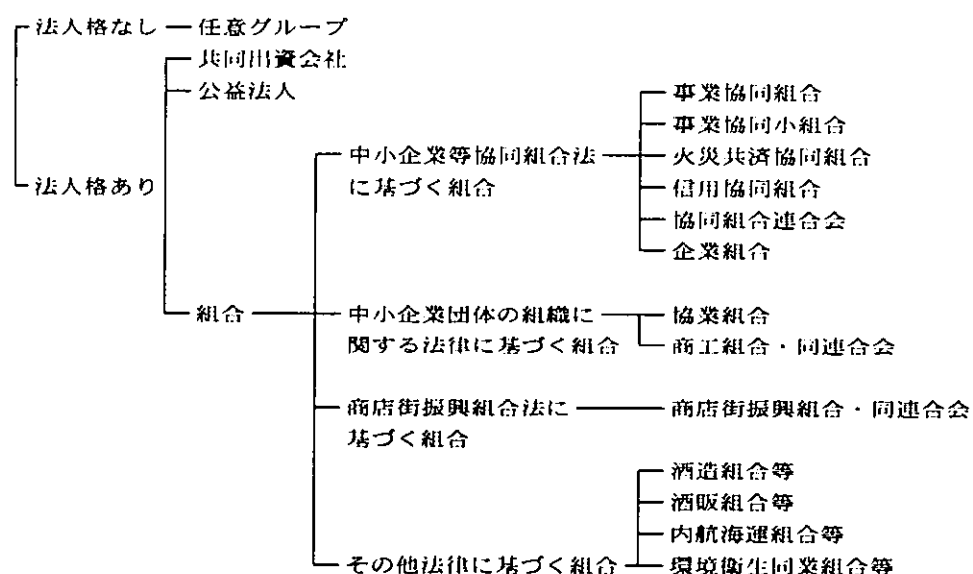
（1）中小企業連携組織対策

1）中小企業連携組織対策

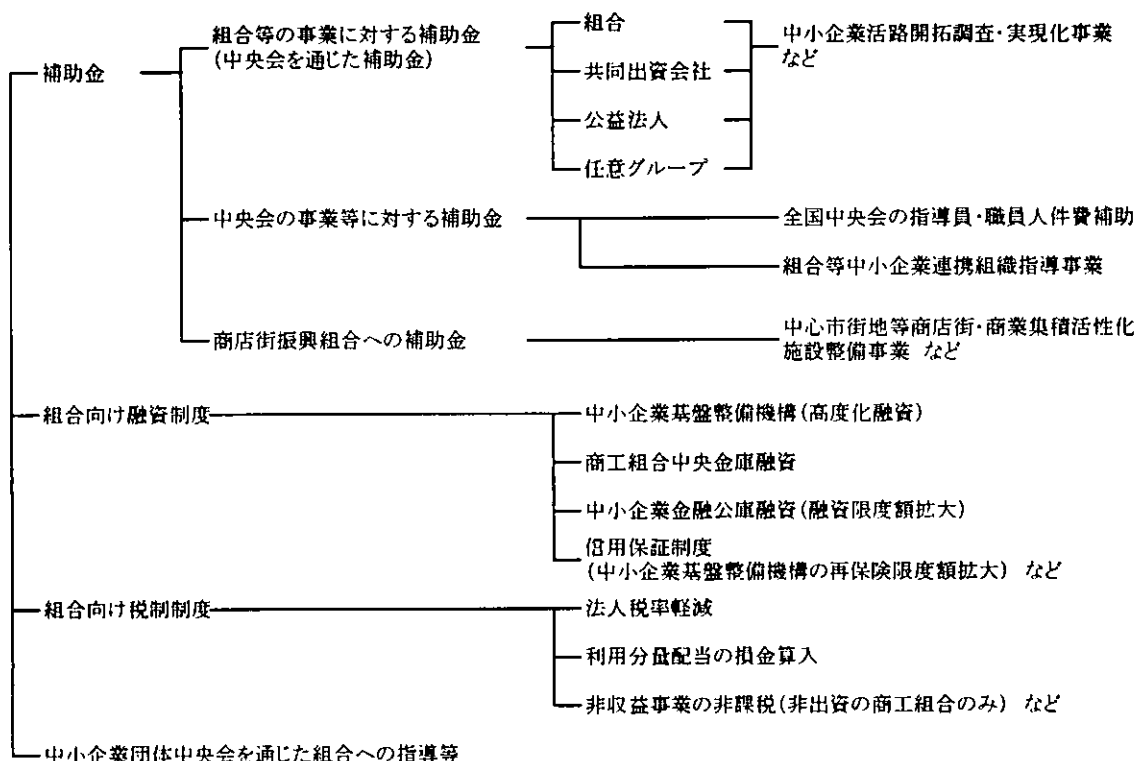
中小企業は一般的に規模の過小性、技術力の低さ、信用力の弱さ等によって不利な立場に立たされる場合が多く、そのため同業者などが相寄り集まって組織化することは、生産性の高揚を図り、価値実現力を高め、あるいは対外交渉力の強化を図るための有効な方策の一つである。中小企業の組織化を図るための手段としては、中小企業組合、共同出資会社による会社、任意グループ等の手段があり、参加する中小企業者の目的に合った組織を選択し活用する必要がある。

中小企業連携組織対策の体系図

（1）中小企業者の団体の組織形態



(2)組合等に関する支援制度



2) 組合制度

①中小企業等協同組合法に基づく組合制度

中小企業等協同組合法（昭和 24 年 6 月 1 日法律第 181 号）の目的は、「中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基き協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もつてその自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図ること」としている。

中小企業等協同組合には、事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合の 6 種類があり、レンタル業と直接的に関係しない火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会を除いた、3 種類の組合の概要を次に示す。

a. 事業協同組合

7. 目的と事業

事業協同組合は、協同組合の中で最も代表的・一般的な組合で、協同組合原則に基づき運営され、組合員である中小企業者が行う事業に関して、次の事業を行うことにより、中小企業者の経営の合理化と取引条件の改善を図るものである。

(7) 共同生産、共同加工、共同購入、共同販売、共同運送、共同保管、共同受注、共同研究等の共同事業（いわゆる「共同経済事業」）

(4) 組合員のための福利厚生施設の設置、組合員に対する事業資金の貸付、組合員の事業に関する債務の保証、組合員の新分野進出の円滑化を図るための事業、

組合員の経済的地位の改善のために必要な団体協約の締結等の共同事業

1. 組合員となる資格

事業協同組合の組合員になれる者は、組合の地区内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業、その他の事業を行う小規模の事業者（注）であって、組合の定款に定めたものである。

（注）小規模の事業者とは、原則として資本の額または出資の総額が3億円（小売業またはサービス業を主たる事業とする事業者は5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業者は1億円）を超えない法人たる事業者、または常時使用する従業員数が300人（小売業を主たる事業とする事業者は50人、卸売業またはサービス業を主たる事業とする事業者は100人）を超えない事業者をいう。

なお、この資本等の額または従業員数に係るいずれかの要件に該当する事業者をもって組織する事業協同組合、火災共済組合、信用協同組合は、独占禁止法24条1号の要件を備える組合とみなされ、不公平な取引方法を用いる場合または不当に対価を引き上げることとなる場合を除き、同法の適用が除外されることになっている。

ウ. 設立要件

(7) 事業協同組合を設立するに当たっては、組合員になろうとする者4人以上が発起人と成ることが必要である。

(1) 出資総額、組合の区域等については特に制限はないが、定款に定められた組合員の行う事業の所管行政庁の認可を受けることが必要である。

b. 事業協同小組合

7. 目的と事業

主として事業者自身の勤労によって事業を行っているような小規模の事業者のための組織で、事業協同組合とほとんど同様の事業を行う。

1. 組合員となる資格

組合員となれる者は、組合の地区内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業、その他の事業を行う事業者であって、おおむね常時使用する従業員数が5人（商業またはサービス業を主たる事業とする事業者は2人）を超えないもので、組合の定款に定めたものである。

ウ. 設立要件

事業協同組合の場合と同様である。

c. 企業組合

7. 性格

(7) この組合は、独特の協同組合の形態であり、その組合員は自己の資本と労働力とのすべてを組合に投入し、企業組合自体が1個の企業体として事業を行うものである。

(1) したがって組合員は、組合の運営に参画するとともに、原則として組合の事業に従事して報酬を受ける勤労者的存在となる。このように、この組合の活動は外見からは会社に類似しているが、内部的には協同組合の原則によって運営される。

(ウ) このような企業組合は、小規模事業者が企業合同により、その経営単位を拡大

して経済的地位を向上するための組織として、利用されるとともに、創業・新事業挑戦のための多様なパートナーシップ組織として利用されるものである。

イ. 事業

企業組合が行う事業は、商業、工業、鉱業、運送業、サービス業、その他組合の定款に定めた事業である。

ウ. 組合員となる資格

企業組合の組合員になれる者は、組合の定款に定める個人および法人等である。

1. 設立要件（事業従事義務）

(7) 企業組合の組合員の2分の1以上は、組合の行う事業に従事しなければならない。

(9) 企業組合の行う事業に従事する者の3分の1以上は、組合員でなければならない。

(注) 以上の根拠法：中小企業等協同組合法

：協同組合による金融事業に関する法律

②中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合制度

中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年11月25日法律第185号)の目的は、「中小企業者その他の者が協同して経済事業を行うために必要な組織又は中小企業者がその営む事業の改善発達を図るために必要な組織を設けることができるようにすることにより、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もつて国民経済の健全な発展に資すること」としている。

この法による中小企業団体は、中小企業等協同組合法に定められた6種類があげられ、この他に、この法により定められる協業組合、商工組合、商工組合連合会の3種類がある。レンダリング業界との関連からすれば、協業組合のみであることから、商工組合等を除いて以下に概要を示す。

a. 協業組合

7. 目的

協業組合は、組合員の生産、販売その他事業活動についての協業を図ることにより、企業規模の適正化による生産性の向上等を効率的に推進し、その共同の利益を増進することを目的としている。

イ. 事業

(7) 協業の対象事業

(イ) (7)の事業に関連する事業

(ウ) (7)、(イ)の事業に付帯する事業

ウ. 組合員となる資格

協業組合の組合員となれる者は、中小企業者および定款で定めた中小企業者以外の者であって、加入の際に定款で定める事業の全部または一部を営む者である。この場合、中小企業者以外の者は、協業組合の総組合員の4分の1を超えてはならない。

1. 設立要件

(7) 協業組合を設立するに当たっては、組合員になろうとする者4人以上が発起人

になることが必要であり、また、定款に定める事業の所管行政庁の認可を受けることが必要である。

(f) 出資総額、組合の地区等については特に制限はない。

オ. 出資制限

(7) 1 組合員の出資口数は、出資総口数の 50% 以上となってはならない。

(i) 中小企業者以外の者の出資口数は、出資総口数の 50% 以上となってはならない。

カ. 議決権

各組合員平等が原則であるが、定款で定めれば組合員に平等割りで配分される議決権のほか、その議決権の総数を超えない範囲で、出資割りの議決権を設けることができる。

キ. 競業禁止義務

組合の事業と実質的に競争関係にあるような事業は、原則としてこれを行うことはできない。

ク. 配当

剰余金の配当は、定款に別段の定めがあるときのほか、出資に応じて行うものとする。

ケ. 持分の譲渡し

組合員は定款で定めるところにより総会の承認を得なければ持分を譲り渡すことはできない。また、死亡した組合員の相続人に持分を譲渡するときおよび生存する組合員が推定相続人の 1 人に持分を譲渡するときの被相続人は組合員となる資格を有する。

コ. 組織変更

事業協同組合、事業協同小組合または企業組合は、総組合員の一致による総会の議決を経て、その組織を変更して協業組合になることができる。

現行組合制度の概要一覧

組合の内容 組合の種類	事業協同組合 (事業協同小組合)	企業組合	協業組合
(1)目的	組合員への直接の奉仕、組合員の経営合理化及び経済活動の機会の確保	組合員への直接の奉仕、組合員の経営合理化	事業規模の適正化による生産性向上、共同利益の増進
(2)性格	人的結合体	人的結合体	人的、物的結合体
(3)事業	組合員の事業に関する共同経済事業、資金の貸付け、福利厚生、債務保証、その他	定款に掲げる事業（商業、工業、鉱業、サービス業、その他）	協業の対象事業、関連事業、付帯事業
(4)設立	行政庁の認可	行政庁の認可	行政庁の認可
(5)設立要件	4人以上の事業者	4人以上の個人	4人以上の事業者
(6)組合員資格	地区内の小規模の事業者	個人及び法人など	中小企業者及び定款で定めたときは 1/4 以内の中小企業者以外の者（相続人以外にも推定相続人について特例を認める）
(7)責任	有限責任	有限責任	有限責任
(8)発起人数	4人以上	4人以上	4人以上
(9)加入	自由	自由	組合の加入の承諾
(10)任意脱退	自由	自由	持分譲渡による
(11)組合員割合	ない	全従業員の 1/3 以上が組合員	ない
(12)従事割合	ない	全組合員の 1/2 以上が組合事業に従事	ない
(13)出資限度	25/100（合併、脱退の場合 35/100）	25/100（脱退の場合 35/100）	50/100 未満
(14)議決権	1人1票	1人1票	平等（ただし出資比例の議決権も認める）
(15)員外利用	原則として組合員の利用分量の 20/100 まで	ない	ない
(16)配当	利用分量配当又は出資配当（1割まで）	従事分量配当又は出資配当（2割まで）	定款で定める場合を除き出資配当
(17)組織変更	協業組合・株式会社・商工組合・有限会社へ	協業組合・株式会社・有限会社へ	株式会社・有限会社へ
(18)根拠法規	中小企業等協同組合法	中小企業等協同組合法	中小企業団体の組織に関する法律
(19)認可を受ける行政庁	①地区が 1 都道府県の場合は都道府県知事 ②地区が 2 都道府県以上は経済産業局等地方支分部局の長 ③全国は所管大臣	主たる事務所所在地を管轄する都道府県知事	①主たる事務所所在地を管轄する都道府県知事 ② 2 都道府県以上に事務所を有するときは経済産業局地方支分部局の長

（平成 18 年度版中小企業施策総覧（中小企業庁編））

③組合設立の手続

組合を設立しようとする場合には、発起人 4 名以上が設立に必要な書類を添えて、認可を受ける行政庁に申請しなければならない。なお、具体的な手続は、中小企業団体中央会が指導している。

a. 認可を受ける行政庁

組合設立の認可など組合に関する行政事務を取り扱う行政庁は、組合員の資格事業によって異なるが、原則として、組合の地区が 1 都道府県内にある場合には、その管轄都道府県知事、地区が 2 都道府県以上にまたがる組合や、酒類の製造・販売業などを組合員の資格事業とする組合にあっては、それぞれ当該事業を所管する各省の大臣または地方支部部局の長となっている。

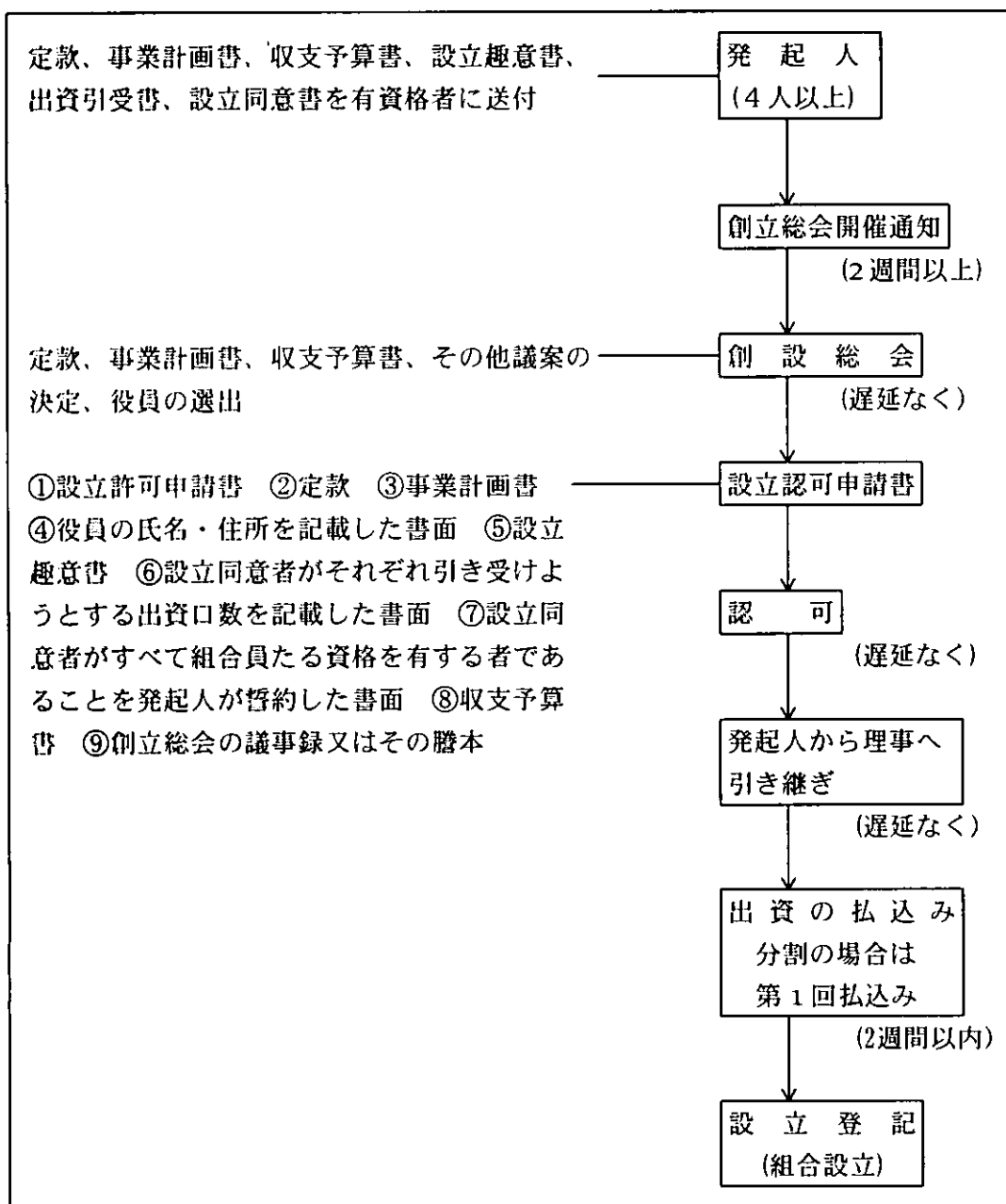
b. 申請書類の提出

申請書類は、行政庁（都道府県にあっては商工関係担当課、各省または地方支部部局にあっては、業所管の担当課）に提出しなければならない。

c. 指導窓口

中小企業団体中央会

組合設立手続一覧



3) 中小企業連携組織の推進に対する助成

①組合等中小企業連携組織指導事業

複数の中小企業が連携組織を設けたとしても、必ずしもあらゆる面で必要な経営資源を満たすことができず、また、個々のメンバーが共通の経営上の課題を有しており、当該課題については組織内で解決不能なケースも存在する。このため、中小企業中央会の指導員が、組合等の中小企業連携組織の求めに応じ専門家を活用しつつ、その組織の抱える様々な問題について指導・講習会を実施する事業に対して助成することとしている。

- ・補助単価 651 千円
- ・補助率 6/10
- ・交付先 全国中央会

②中小企業活路開拓調査・実現化事業

中小企業者が経済的・社会的環境の変化に対応するため、新たな活路の開拓、単独では解決困難な諸問題、その他中小企業の発展に寄与するテーマ等について、中小企業組合、社団法人、協同出資会社、任意グループなどが、これを改善するための取り組みを協同で行う事業に対して助成をすることとしている。

- ・補助単価 20,278 千円
- ・補助率 6/10
- ・交付先 全国中央会→組合等

③意匠・デザイン保全事業

生活用品に係わる地場の中小零細企業は海外から流入する模倣品等により被害を受けており、これら企業は人的・財的資源や知識・ノウハウに乏しいため、単独では問題を解決することが困難であることから、組合等をはじめとして産地に意匠・デザイン保全に関する専門家を派遣し、個別相談に応じて問題解決を支援するとともに、模倣品の流通実態等に関する情報を分かり易く加工したうえで、セミナー等を通じて提供を行う事業に対して助成することとしている。

- ・補助単価 40,086 千円
- ・補助率 定額・6/10
- ・交付先 全国中央会→公益法人

4) 中小企業中央会

中小企業団体中央会は、昭和 30 年 7 月「中小企業等協同組合法」の改正により中小企業等協同組合中央会とし誕生し、昭和 33 年 4 月「中小企業団体の組織に関する法律」の施行に伴い、中小企業団体中央会と名称を変更して現在に至っている。

中央会は、47 都道府県中小企業団体中央会と、その上部団体としての全国中小企業団体中央会 とがあり、次のような事業を行っている。

a. 組合等の指導事業

- ・各種組合の設立、管理、事業運営、解散、合併、官公庁への諸手続等の指導など
- ・各種指導資料の作成、組合とその組合員の交流する場の提供
- ・組合の特定問題（労働、協業化、下請、地域・保安等）の懇談会・研究会の開催
- ・会計・税務・法律等のテーマ別指導
- ・指導コンサルタント（中小企業診断士等）による実地指導
- ・商業・サービス業の組織化推進のための研究会・現地集団指導等

b. 組合等の人材育成事業

- ・組合役職員の啓蒙と理解増進のための組合管理者講習会の開催
- ・青年経営者等の組合活動促進のための青年部講習会・研究会の開催

c. 組合等に関する調査研究事業

d. 組合等への情報提供事業

- ・組合の活発化、活性化を図るため、国の各種施策を活用した成功事例、組合運営の模範事例、各種施策の内容など情報を収集・加工した組合活性化情報の提供
- ・中小企業に対する官公需に関する情報の収集・提供

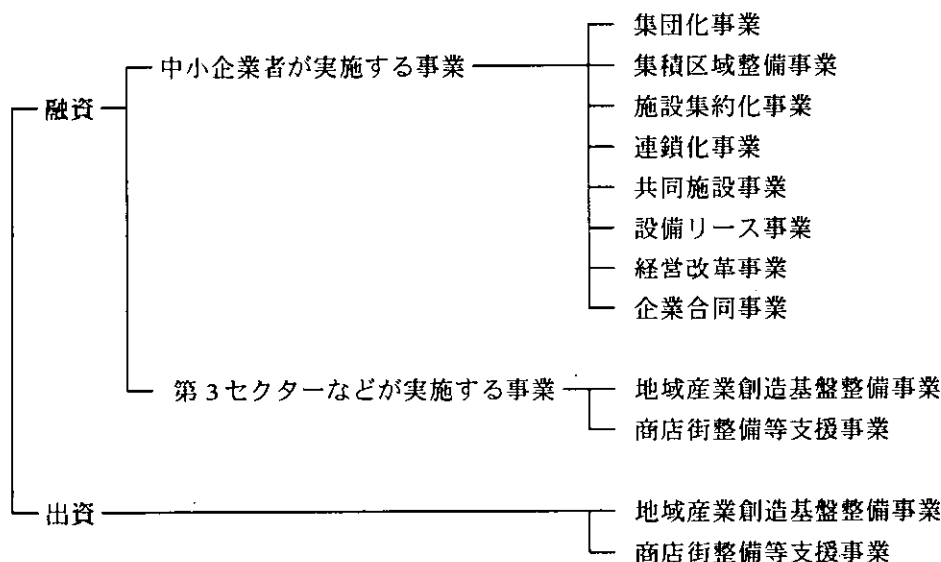
(2) 高度化事業

1) 高度化事業の概要

高度化事業は、中小企業者が共同して経営基盤の強化や事業環境の改善を図るために、工場団地・卸団地、ショッピングセンターなどを建設する事業や、街づくり会社が商店街を整備するなど地方公共団体と地元産業界が協力して地域の中小企業者を支援する事業に必要な資金を、都道府県と中小企業基盤整備機構が財源を出し合い、事業計画等に対するアドバイスをを行いながら、長期・低利で融資する事業である。

中小企業者が市街地に散在する工場や店舗などを集団で移転するため、公害問題などのない適地に工業団地や卸団地を建設する集団化事業、商店街を活性化を図るため、店舗の改装とアーケードの整備などを行う集積区域整備事業などが代表的な高度化事業である。これらの事業は、単に中小企業者の体質強化を図るだけではなく、公害対策、都市過密対策にも貢献するものである。

高度化事業の体系図



2) 高度化事業の変遷

- ①昭和 22 年から「中小企業協同組合共同施設費補助金」により国から中小企業者に対して補助金（補助率：1/3）が交付された。
- ②昭和 31 年から「中小企業振興資金助成法」に基づき国から都道府県に対して補助金（補助率：1/4）を交付し、都道府県から中小企業者に対しては融資（融資比率：1/2、金利：無利子）していた。
- ③昭和 38 年から「中小企業近代化資金等助成法」および「中小企業高度化資金融通特

別会計法」に基づき、国の特別会計から都道府県に対し融資（融資比率：1/4）し、都道府県から中小企業者に対して融資（融資比率：1/2、金利：無利子）していた。

④昭和 42 年からは、中小企業振興事業団の設立により、同事業団から都道府県に対し融資（融資比率：40%）し、都道府県から中小企業者に対して融資（融資比率：65%または 80%、金利：2.2%または無利子）していた。

⑤昭和 74 年には、中小企業振興事業団から都道府県に対する融資比率を 42%または 40%に、都道府県から中小企業者への融資の金利を 2.7%または無利子に改正した。

⑥平成元年には、中小企業事業団に出資機能を追加した。

⑦平成 13 年には、市場金利に連動型の金利体系を導入した。

⑧平成 16 年には、中小企業総合事業団他 2 機関の業務の統合により、独立行政法人中小企業基盤整備機構が発足し、高度化事業は、同機構に引き継がれた。

（注）中小企業振興事業団は、昭和 55 年に中小企業事業団、平成 11 年に中小企業総合事業団に組織変更された。

3) 事業の種類

高度化事業には、(1) 中小企業者が事業協同組合などを設立して共同・連携して経営基盤の強化などに取り組む事業と、(2) 地方公共団体と地元産業界が協力して設立する第 3 セクター（株式会社、公益法人）などが、当該地域の中小企業者や起業家を支援するための施設を整備する事業、がある。

①中小企業者が行う事業

以下の事業は、いずれも中小企業者単独ではなく、事業協同組合などを設立して共同で取り組む必要がある。

a. 集団化事業

市街地の中に散在する中小企業者は、事業用地の取得難、騒音、ばい煙等の公害発生、従業員の確保難、交通混雑等の問題を抱えているのが実情である。このため、これらの中小企業者が適地に一つの団地や建物を建設して手段で移転し、抜本的な体質改善を図る事業である。

b. 集積区域整備事業

小売商業、卸売業または製造業を中心として自然発生的に形成された商店街、工場街等または工場・店舗が集団化された地区は、店舗、事業場および工場の狭隘化または老朽化、駐車場の未整備、道路の狭隘化等による交通難、防災等様々な問題を抱えているのが実情である。

こうした問題を解消し、小売商業、卸売業の本来の機能である流通機能または製造業等の生産活動機能の健全な発展を図るため、当該区域の店舗、事業場または工場その他の施設を改造または新設するとともに、共同して道路の拡幅、緑化施設およびアーケード・カラー舗装等の設置、共同配送施設および共同駐車場の設置による地域環境の整備を行う事業である。

c. 施設集約化事業

中小小売商業者が共同で入居するショッピングセンターを建設したり、中小企業製造業者が生産工程を統合して共同で使用する工場を建設するなど、共同で利用す

るひとつの建物を設置・運営する事業である。

d. 連鎖化事業

中小小売業者が行動でPOSシステムを導入するなど、中小小売商業者や中小サービス業者が、営業の独立性を維持したまま、チェーン店として流通の合理化を図る事業である。

e. 共同施設事業

中小卸売業者が在庫管理、配送の効率化を図るために共同で利用する物流センターを設置したり、商店街が顧客吸収力を高めるためにアーケードや駐車場を設置するなど、中小企業者が共同で利用する施設を設置する事業である。

f. 設備リース事業

中小企業者が個別に導入することが難しい最新鋭の設備を組合が一括して購入し、組合員に買取予約付きで貸貸する事業である。

g. 経営改革事業

新商品・新技術の開発、情報の収集・処理・提供を行うために、共同で利用する研究施設や試験機器などを設置する事業である。この事業は、組合、共同出資会社など法人格を有する者が対象となる他、中小企業新事業活動促進法の承認を受けた経営革新計画に従って事業を実施するグループおよび下請中小企業振興法の承認を受けた承認事業計画に従って事業を実施するグループも対象となる。

h. 企業合同化事業

特別の法律の規定に基づく承認や認定を受けた中小企業者が相互に合併したり、出資会社を設立して、事業の集約化、事業転換、研究開発の成果の利用を図る事業である。

②第3セクター等が行う事業

地方公共団体と地元産業界が協力して設立する第3セクター（株式会社、公益法人）、商工会などが、地元の中小企業者や起業家を支援する施設を設置・運営する事業である。

a. 地域産業創造基盤整備事業

地域産業の振興を図るため、第3セクターなどが、地域の中小企業者や起業家が利用する技術開発センターやインキュベーター（起業化支援センター）を設置・運営し、地域の中小企業の支障品・新技術の開発などを支援する事業である。

b. 商店街整備等支援事業

商店街の活性化、集客力の向上を図るため、第3セクターなどが、多目的ホール、スポーツ施設、駐車場などのコミュニティ施設を整備し、またはこれらの施設とあわせてショッピングセンターの整備・運営する事業である。

c. 高度化出資事業

上記の地域産業創造基盤整備事業または商店街整備等支援事業を行う第3セクターが、株式会社形態の場合、以下の要件により中小企業基盤整備機構は出資を行うことができる。

- ・地方公共団体による出資額の合計額以下
- ・当該株式会社の資本金の1/2以下

4) 診断の実施

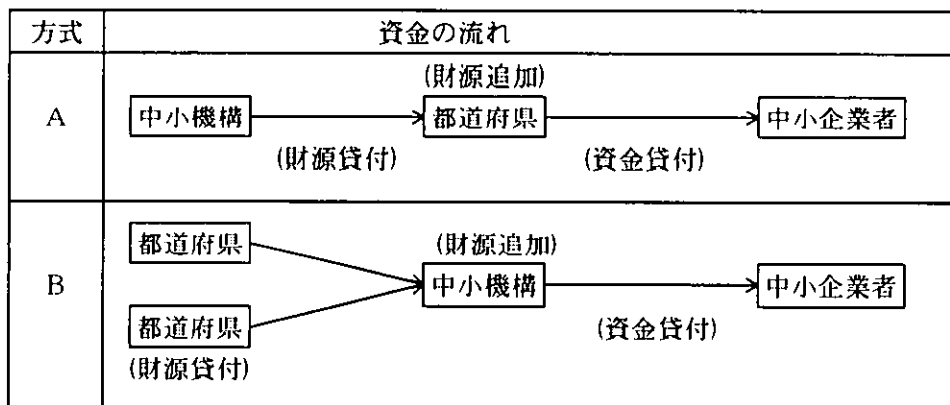
事業を実施しようとする中小企業者は、計画が具体化する初期の段階から高度化事業計画の作成に関し都道府県から助言を受ける必要がある。また、作成した高度化事業計画については、都道府県が診断を実施する。診断では、当該高度化事業計画の妥当性についてあらゆる見知から検討が行われ、問題がある場合には、中小企業者は計画の修正を行う。また、診断・助言は貸付後も随時行われる。

なお、中小企業新事業活動促進法の認定異分野連携新事業分野開拓計画に基づく高度化事業については、都道府県と中小企業基盤整備機構が協力して診断・助言を行うこととしている。

5) 資金の流れ

高度化融資の貸付方法には、A方式とB方式がある。A方式は、1つの都道府県内で行われる事業に対する貸付方法で、都道府県が中小企業者に貸付を行う。B方式は、原則として、2つ以上の都道府県にまたがる広域の事業に対しての貸付方法で、中小企業基盤整備機構が貸付を行う。

なお、中小企業新事業活動促進法の認定異分野連携新事業分野開拓計画に基づく高度化事業については、1つの都道府県内で行われる場合であっても、原則としてB方式で貸付を行う。



6) 貸付対象施設

建物、構造物、建物・構造物の設置に必要な土地、設備

7) 貸付条件

- ・ 金 利：0.95% (平成 18 年度貸付利率)、特別な法律に基づく事業などは無利子
- ・ 貸付割合：原則として 80% 以内
- ・ 貸付機関：20 年以内 (うち据置期間 3 年以内)
- ・ 償還方法：年賦または半年賦
- ・ 担保・保証人：都道府県または中小企業基盤整備機構の規程より徴求

8) 各種税制の特別措置

行動か事業の実施に必要な資金負担軽減のため、法人税や所得税の控除や軽減など、税制上の特別措置が認められている。

5 中小企業施策の相談

レンタル業界または事業者が、中小企業施策を利用しようとしたときの相談については、「第5編 相談・情報提供」の「第1章 相談」に、「3種類の支援センターによる中小企業支援事業」、「(独)中小企業基盤整備機構による中小企業」、「その他関連する措置」、「中小企業庁の相談事業」の4節がある。レンタル業は地域性が高いこともあるため、地域中小企業対応の「3種類の支援センターによる中小企業支援事業」について概要を示す。

(1) 3種類の支援センターの概要

中小企業の多様なニーズにきめ細かに応え、中小企業者が抱える経営課題の解決や経営資源の円滑な確保のための的確な助言等が得られる支援体制として、都道府県等中小企業支援センター、地域中小企業支援センター、(独)中小企業基盤整備機構の中小企業・ベンチャー総合支援センターからなる3種類の支援センターを整備している。これらのセンターでは、中小企業の経営全般に知見を有する民間人材であるプロジェクトマネージャー等を配置して、窓口相談、専門家派遣等の支援事業を実施するとともに、それぞれのセンターが相互に連携して中小企業施策等に関する情報提供のワンストップサービスの窓口としての役割を担っている。

(2) 都道府県等中小企業支援センター

都道府県等中小企業支援センターは、中小企業支援法に基づき指定された法人であり、都道府県等（都道府県および政令で指定する市）が行う中小企業支援事業の実施体制の中心として、各都道府県等（60ヵ所）に設置されている。

当センターでは、中小企業の経営や技術などの専門分野において豊富な経験と知識を有している民間人材を配置し、中小企業者の経営資源の円滑な確保を支援するための事業を実施している。

(3) 地域中小企業支援センター

創業予定者や経営革新等の課題を有する地域の中小企業者が、様々な悩みを気軽に相談できる身近な支援拠点として、市町村区域の商工会議所、商工会等の機関（104ヵ所：平成18年4月1日現在）に設置され、企業経営等についてきめ細かに相談に応じている。

(4) 中小企業・ベンチャー総合支援センター

1) 事業の概要

中小企業・ベンチャー総合支援センターは、全国9ヵ所に設置され、ベンチャー支援や中小企業の経営全般に知見を有する民間人材であるプロジェクトマネージャーが株式公開までも視野に入れた中小企業等に対し、資金面、技術面の支援、経営・財務・法務等高度なコンサルティング等を行っている。

2) 事業の内容

①窓口相談事業

企業支援の経験豊かな専門家・アドバイザーが常駐して、経営・技術に関してきめ細やかな窓口相談を行うほか、ベンチャー関連の各種のイベントに合わせて、相談コーナーを設けるなどの出張相談やインターネットを経由して気軽に相談できる電子相談を行っている。相談は無料である。

電子相談窓口：<http://e-sodan.smrj.go.jp>

②専門家派遣事業

経営・技術・財務・法律などの専門家を長期間継続して派遣し、企業の発展段階に応じてタイムリーかつ適切なアドバイスを行い、その成長・発展をサポートしている。費用の3分の1は派遣先中小企業者が負担することになっている。

③経営支援口座等開催事業

株式公開を目指す中小企業者を対象に、経営戦略、ビジネスプランの作成から株式公開までにかかる実務的で実践的な口座を実施している。

④創業・経営革新支援事業（ビジネスアイデア支援モデル事業）

創業・経営革新の全国モデルとなるビジネスアイデアを広く公募し、センターのプロジェクトマネージャーを中心に、ビジネスプランの作成から事業の立ち上げまで一貫した支援を実施し、その支援成果を支援モデルとして普及する。

⑤企業等OB人材派遣事業

中小企業が直面する経営課題の解決を支援するため、企業等のOB人材を短期間集中して中小企業に派遣し、特定の経営課題・テーマの解決に必要な実務知識・ノウハウ面からアドバイスを行い、実務支援を通じて経営向上を支援する。費用の3分の1は派遣先中小企業者が負担することになっている。

6 中小企業近代化促進法の趣旨を受け継ぐ制度について

中小企業近代化促進法は、指定された業種について近代化計画や構造改善計画などを策定し、業種全体で事業を実施するもので多くの業種で行われてきた。この法律は廃止されたが、その趣旨を受け継ぐ制度などの、法改正の経緯や関連法の制定趣旨などの概要を示すこととする。なお、この法改正等については、中小企業庁事業環境部企画課からのヒアリングによっている。

（1）法改正の経緯

中小企業近代化促進法の廃止は平成11年3月31日であり、これを受けた法律として「中小企業経営革新支援法」が同年に成立した。平成17年にはこの法律と「新事業創出促進法」（平成10年）および「中小企業創造活動促進法」（平成7年）の3つの法律がまとまって「中小企業新事業活動促進法」となる。

（2）中小企業新事業活動促進法の概要

この法では、経営革新計画を策定した1企業に対する支援策と、新連携事業のように異業種がグループを作って行う事業が主なものとなる。

（3）ものづくり基本法等の概要

一方、ものづくりの基盤技術を高度化するなどのために「ものづくり基盤技術振興基本法」（平成10年）が制定され、これを推進するために「中小企業ものづくり基盤技術高度

化法」(平成 18 年)が制定されている。基本法では基盤技術分類を示すのみであるが、高度化法はこの分類にしたがって特定研究開発等計画を策定し認定を受けるものである。基盤技術には、油脂製造業の技術は含まれていない。

(4) 中小企業施策は業種から企業・技術へ

以上のような法律の経緯から、中小企業近代化促進法のように業種を対象とする法体系から、個別企業と基盤技術の2つの分かれたことになる。

(5) 地域での業種対応

全国的な業種指定による法律はないものの、中小企業基盤整備機構が実施する「高度化事業」において、地域で同業種がまとまって集団移転を図るなどの事業として「集団化事業」などがある。

(6) レンダリング業界の中小企業施策への対応

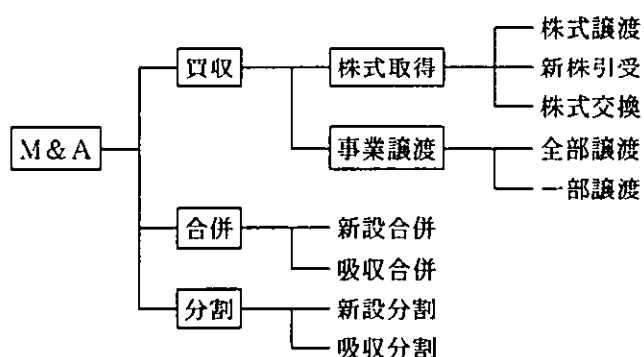
レンダリング業界としては、中小近代化促進法が廃止となりその後の法律も個別企業対応となったことから、レンダラー自らが経営革新などを行うか、高度化事業により地域でレンダラーが集まって対処するか、2つの方向で業界の構造改善を図ることになると考えられる。

7 レンダリング業自らの合併等による合理化

レンダリング業自らが事業の拡大発展のためなどにより、同業者を合併したり買収することがあるが、このような方法の事例はマスコミで多くの話題となっているところである。通常はM&A (Mergers & Acquisitions) といわれ企業の合併・買収と訳されている。このM&Aの手法等について以下に概要を示すこととする。

(1) M&Aの手法体系

M&Aの手法について多く紹介されている体系は次のようになる。



（２）株式取引

１）株式譲渡

売却企業のオーナーが保有株式を、買収企業に売却することによって、企業の経営権を譲り渡す方法である。売却企業の会社名や会社が持っている債権債務、契約関係などはすべて引き継がれるため、対外的には株主の変更のみである。買収企業が、従業員や取引先を引き継ぐとなれば事業は継承することになる。買収企業が株式譲渡を行う際には、債務等の状況の事前調査が必要である。中小企業でよく行われる方法とされている。

２）新株引受

新規発行の株式を引き受けることを新株引受といい、そのうち既存の株主以外の相手に新株を引き受けてもらう方法を「第三者割当増資」という。買収企業は、株式を取得する株式譲渡と同様であるが、新株引受は対価が売却企業に入るため、売却企業の資本が増強され財務基盤が強化される。経営を継続したいが資金繰りなどの理由で、第三者割当を実施することがある。

３）株式交換

買収企業は、売却企業のオーナーから現金で株式を買い取るが、株式交換は現金の代わりに自社株式を割り当てることにより売却企業の株式を取得する方法であり、現金がなくても他社を買収することができる。この方法は、複数の企業が共同事業化する際に適しているとされている。

（３）事業譲渡

事業譲渡は譲渡企業の資産のうち、必要な事業に関する資産のみを譲受企業に売買する方法である。譲渡企業（売却企業）は、譲渡した事業について支配権を失うことになる。店舗や工場といった土地建物等の有形固定資産や売掛金・在庫などの流動資産、営業権（のれん）や人材・ノウハウといった無形資産も譲渡対象となる。譲受企業（買収企業）は契約によって引き継ぐことになり、必要な資産のみを譲り受けることができる。

（４）合併

複数の企業が契約により、１つの企業に統合することを合併という。合併の形態は、すべての企業が消滅し同時に新設企業が設立される新設合併と、複数企業のうち１社が存続企業となり他の企業は消滅する吸収合併がある。吸収合併がほとんどであるが、経営統合を図る共同持株会社は新設合併となる。売却企業のオーナーは、合併比率に応じて買収企業の株式を代わりに受け取ることになる。

（５）会社分割

企業を複数の法人格に分割し、それぞれに組織や事業を引き継がせる方法である。分割した事業を新しく設立した企業に引き継がせる新設分割と、既存の企業に引き継がせる吸収分割とがある。企業分割は、部門売買という観点からは事業譲渡に類似し、買収資金を新株発行によることから合併に二類似した方法といえる。引き継ぐ企業は、分割を行う企業または株主に株式を割り当てることになる。

(6) 提携

提携はM&Aと異なり、自立した経営を行いながら他の企業と協力関係を結ぶ方法である。提携には、資本拠出のない提携と資本拠出を伴う提携に分けられる。前者は、契約に基づき共同して生産・販売・研究開発などを行う包括提携のほかに、生産や販売など個別契約もある。契約のみで成立することから、提携に形成や解約が容易である。後者は、契約に加えて資本を拠出するものであり、資本により生産や販売を補強するものである。

資本拠出をする提携は、資本提携と事業統合に分けられる。資本提携には、一方的に相手企業の株式を取得する資本参加と、相互に株式を保有し合う相互保有の2形態がある。資本提携には、企業関係の親密化を目的とするものから実質的に買収に近いものまで多くのバリエーションがある。事業統合は、特定の事業を行うために新会社を共同設立するものである。

以上、M&A等の手法について概観してきたが、この分野は新会社法の設立などにより簡便な方法が提示され実行可能性が高まった。このため、実施を担う企業や事例を元にした書籍が数多くあり、参考にしたものを下記に示す。

○書籍

高野総合会計事務所編著「こんなに簡単になった企業再編」

(2005年9月5日 かんき出版)

小本恵照ほか「なるほど図解 M&Aのしくみ」

(2005年5月30日 中央経済社)

前川南加子ほか「ビジュアル M&Aの基本」

(2005年6月15日 日本経済新聞社)

○M&A関連ホームページ

株式会社日本M&Aセンター <http://www.nihon-ma.co.jp/>

NPO法人日本企業再生支援機構 <http://www.jcrsp.com/>

株式会社ストライク <http://www.strike.co.jp/>

福岡商工会議所 会報誌「福岡商工会議所 NEWS」特集記事

2006年11月 特集 中小企業におけるM&A戦略

http://www.fukunet.or.jp/tokusyu/200611_01.html

資料

レンタル業界の活性化・合理化についての意向調査票

レンタル業界の活性化・合理化についての意向調査

平成19年3月
(社) 日本畜産副産物協会

－アンケート調査の構成と記入方法について－

本調査の構成は、次のように分かれています。

- (1) 各社に共通して回答いただく項目－－－－－－－－－－－－－－－－：問1～問3
- (2) 問3の3.2で2又は3に○をつけた方に回答いただく項目－－－－：問4
- (3) 自由記入欄－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－：問5

記入方法は、質問の回答が○をつけるものと、回答欄に数値などを記入するものの2つに分かれます。

なお、調査結果は、個別の回答を公開することは決してございませんので、回答者の皆様に御迷惑をおかけすることはありません。御多用中のところ恐縮ですが、できるだけ正確に御記入いただきますようお願い申し上げます。

問1 貴社の概要についてお伺いします。

1.1 レンダリング業は次のどれですか。該当する番号1つに○をつけてください。

- 1. レンダリング業の専業
- 2. レンダリング業が主業で、他に副業をしている
- 3. レンダリング業以外の業が主業で、レンダリング業は副業である
- 4. その他（ ）

1.2 1.1で2又は3に○をつけた方にお伺いします。

レンダリング業以外の業種は次のどれですか。該当する番号すべてに○をつけてください。

- 1. 原皮業 2. 廃食用油回収・調製業 3. 食肉処理・販売業
- 4. 内臓処理・販売業 5. 食用エキス製造業 6. 肥料製造業
- 7. 不動産業 8. その他（ ）

1.3 レンダリング製造の組織は次のどれですか。該当する番号1つに○をつけてください。

- 1. 1社単独 2. 2社(組合含む)で分業
- 3. レンダリングの製造・輸送など部門別の分業会社

1.4 主となる会社の名称、所在地、電話番号、記載責任者について御記入ください。

企 業 名				
所 在 地				
電 話 番 号				
記載責任者	部署名		氏 名	

1.5 レンダリング製造部門の平成17年度売上高はどのくらいですか。該当する番号1つに○をつけてください。

1. ～1億円 2. ～5億円 3. ～10億円
4. ～20億円 5. 20億円～

1.6 平成17年度のレンダリング製造の月平均生産量を御記入ください。

月平均

区分		数量(t)	区分	数量(t)
食用油脂	牛脂		チキンミール	
	豚脂		ポークミール	
	鶏脂		フェザーミール	
飼料用油脂			ポーク・チン混合ミール	
工業用油脂			肉骨粉(補助事業)	
蒸製骨粉			肉粉・血粉(補助事業)	
			合 計	

1.7 レンダリング部門の従業員数(臨時雇用を含む)を御記入ください。

	従業員数
製造人員	
輸送人員	
事務員	
合 計	

問2. 貴社の経営についてお伺いします。

2.1 BSE発生前と現在と比べて採算はいかがですか。該当する番号1つに○をつけてください。

1. 黒字である 2. 収支とんとんである 3. 赤字である

2.2 長期的(5年程度)な採算の見通しはどうですか。該当する番号1つに○をつけてください。

1. 黒字である 2. 収支とんとんである 3. 赤字である

2.3 レンダリング設備について、この5年以内で年間1千万円以上の大規模修繕や新規設備投資を行いましたか。該当する番号1つに○をつけてください。

1. 行った――→2.4へ 2. 行っていない――→問3へ

2.4 大規模修繕や新規設備投資をした主な設備は次のどれになりますか。該当する番号すべてに○をつけてください。

1. 原料受入設備 2. クッカー 3. 圧搾設備
4. 搬送設備 5. ボイラー 6. 貯蔵設備
7. 粉碎・篩設備 8. 環境対策設備 9. 分析機器
10. その他 ()

問3. 貴社は、今後のレンタル業の経営をどのように考えていますか。

3.1 該当する番号1つに○をつけてください。

1. 現在の経営を継続する
2. 活性化・合理化を推進中である
3. 活性化・合理化を思案中である
4. その他 ()

3.2 今後のレンタル業の経営を考えるに当たって、協会に相談することがあります。該当する番号1つに○をつけてください。

1. 独自に行っており相談はない-----→問5へ
2. 相談したい-----→問4へ
3. その他 () -----→問4へ

3.3 3.1で2に○をつけた方にお伺いします。

今考えられる活性化・合理化は、どのようなことですか。該当する番号1つに○をつけてください。

- | | |
|------------------|-----------------|
| 1. ワークシェアを考えている | 2. 共同経営を考えている |
| 3. 会社を買うことを考えている | 4. 会社を売ること考えている |
| 5. 転業を考えている | 6. 廃業を考えている |
| 7. その他 () | |

問4. 貴社が、相談したいことや要望についてお伺いします。

4.1 相談したいことは次のどれですか。優先順位をつけて、枠内に1～7の順位を御記入ください。該当しない項目には×を御記入ください。

1. 原料の問題	<table border="1"><thead><tr><th>順位</th></tr></thead><tbody><tr><td> </td></tr><tr><td> </td></tr><tr><td> </td></tr><tr><td> </td></tr></tbody></table>	順位					2. 製造・設備の問題	<table border="1"><thead><tr><th>順位</th></tr></thead><tbody><tr><td> </td></tr><tr><td> </td></tr><tr><td> </td></tr></tbody></table>	順位			
順位												
順位												
3. 販売の問題		4. 環境対策の問題										
5. 人員確保の問題		6. 後継者の問題										
7. その他 ()												

4.2 相談するときの要望がありますか。該当する番号のすべてに○をつけてください。

- | | |
|---------------------|-------------------|
| 1. 補助金の概要と手続きの情報提供 | 2. 融資の概要と手続きの情報提供 |
| 3. 相談先の紹介 | 4. 相談する同業者の紹介 |
| 5. 再編先との仲介・調整をしてもらう | |
| 6. その他 () | |

[illegible]

-4-